

会報

第74号

国立大学協会

昭和51年11月

金沢大学とその姉妹校 豊田 文一 3

●事業報告●

諸会議議事要録 (51年7月～9月)	
理事会(7.26)	9
同 (8.19)	15
第2常置委員会 (9.17)	20
第6常置委員会 (9.10)	25
タイ国学長招待打合せ会 (7.12)	30
タイ国学長招待準備委員会 (9.17)	33
教養課程に関する特別委員会 (9.11)	36
図書館特別委員会 (9.6)	39
入試改善調査委員会 (7.29)	42
実施方法等調査専門委員会 (7.24)	48
同 (9.13)	53
同 (9.22)	55
実施方法等調査専門委員会小委員会・各大学試験実施委員会委員長 合同会議 (9.22)	59
特別会計制度協議会 (7.26)	65
諸 会 合	72

●要望書等●

定員削減について (申入れ)	73
昭和52年度予算に関する要望について	73
大学図書館の振興についての昭和52年度予算に関する要望書	75

●資料●

定員削減問題について（事務連絡） 78
同 （同 2） 78
同 （同 3） 79
同 （同 4） 79
同 （同 5） 80
国立大学協会新規加入大学 81

●その他●

学長等の異動について 82
寄贈図書 83

窓	仙台の魯迅記念碑	金谷 治	8
	牧場の開設にかける夢	福田 稔	83

金沢大学とその姉妹校

豊田 文一

学術、教育、文化の国際協力は大学に与えられた最も大きな使命の一つである。特に学術の振興については大学などの研究機関の自由な発想による先駆的、独創的研究が行われているが、さらにこれを発展せしめるためにも国際間の交流にまつ所が多い。それはわが国の学術の現状の理解を他の国々に求め、さらにその情報を把握し、学術の面を通じて各国との友好を深め、ひいては人類福祉に貢献しようと考えられるからである。

このような観点にたって金沢大学ではすでにペンシルバニア大学（ペン大と略す）、バッファロー大学とは姉妹校の提携を結び着々成果をあげつつある。今後更にその歩を進めるため、外国の諸大学との交流を深めんとしての構想を練っている段階にある。このような現状をふまえて、国際交流の辿った道を顧み、その経緯について述べてみたい。

1 ペンシルバニア大学

1955年ペン大から文化交流の呼びかけがあり、本学では学生部長を委員長とする海外文化交流委員会を設置し、翌1956年3月ペン大のG. E. ハーンウェル学長の来学があり、具体的な交流計画について意見交換を行い、とりあえず図書交換、教官及び学生の相互派遣を行ってゆくことにした。その後1958年ペン大文化交流委員長コンロイ教授の来学があり、1959年4月フルブライト交換教授とハーティ教授を工学部に受け入れ、最近ではM. L. バーギュシュ氏、T. A. ナドロスキー氏など外国人教師として採用した。また本学から7名の教官が留学、さらに10数名の派遣学生を送っている。他方ペン大より留学生として1964年法文学部専攻生(国文学)、1969年教育学部専攻生(歴史学)、1975年法文学部大学院生(歴史学)を始めとし、すでに数名の学生を受け入れている。なお1956年当時の戸田正三学長とペン

ペンシルバニア大学本部前にて
左：コンロイ教授（ペン大文化交流委員長）



大ハーンウェル学長との書簡による協定了解事項は次の通りである。

- (1) 金沢に設置される予定の米国図書室に図書を蒐集すること
- (2) 日本語版の本学学生新聞を特別に編集すること
- (3) 学生及び教授の活動状況をテープレコーダーにとること
- (4) 定期的に交換する学生ニュース・レター
- (5) 大学生活に関する写真展示

2 バッファロー大学

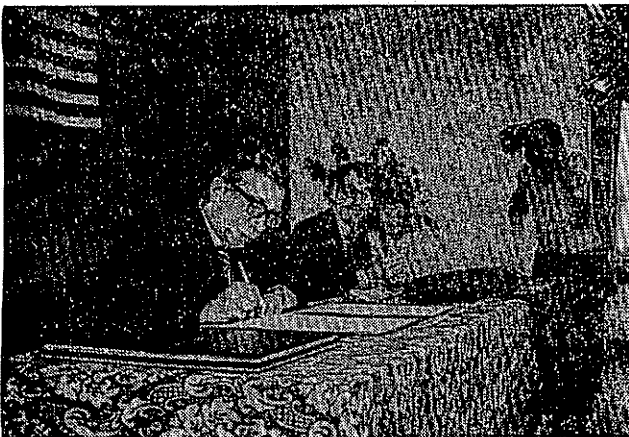
金沢市とバッファロー市は姉妹都市の関係にあり、両市民の相互来訪は頻繁に行われている。1973年7月バッファロー大学真下彰教授（歯学部）が本学を訪問され、当時の中川善之助学長に対し金沢大学との姉妹校提携を強く望んでいるので考慮してほしいとの申し出があった。しかし中川学長は退官前でもあり、次期学長に意向を伝え、実現に努力することのであった。9月本学海外文化交流委員会で前向きの姿勢で交流を進めることを決定、同月私が学長に就任、この方針に従って10月評議会において審議の結果、バッファロー大学との学術文化の交流——姉妹校提携について了承された。11月バッファロー大学のR. L. ケッター学長に両大学の学術文化交流提携について了承した旨、正式に本学の意向を伝えた。

1974年4月バッファロー大学より姉妹校としての協定調印のため同大学主席副学長アルバート・サミット氏夫妻が本学に来訪される旨の通知があり、6月12日同副学長夫妻を迎え本学において姉妹校提携の協定（Statement of Affiliation）調印式を挙行了。その協定文書は次の通りである。

日本国金沢大学とアメリカ合衆国ニューヨーク州立バッファロー大学とは、ここに姉妹校として提携することを約束し、次の通り協定した。

- (1) 両大学は、相互理解の精神をもって協力し、親善関係を一層緊密にし、友好を深めるものとする。

バッファロー大学との姉妹校提携調印式
金沢大学にて



- (2) 両大学は相互緊密な協力により、教員ならびに学生の交流、学術文献の交換、共同研究等広く学術文化の交流を促進する。
- (3) 以上の活動を通じて両大学は、両国の友好と学術文化の発展に寄与するものとする。

なお細部の折衝について、同年9月私はバッファロー大学を訪問し、両大学の受け入れ態勢、学術文化交

流の具体的方法について協議し、子どもの意向について合意に達した。1975年よりすでに教官4名、派遣学生3名を数え、今後ますます増加するものと考えられる。またバッファロー大学からも留学生1名を受け入れ（法文学部大学院学生）、さらに1976年2月J.ロナルド・ジェンティール助教授（教育心理学）、8月レスリー・フィードラー教授（国語学）、9月サンドパーク教授、プレジャー教授（血液学）の来学があり、教官との意見交換とともに教官・学生を対象とした講演を行い、多大の成果をあげつつある。



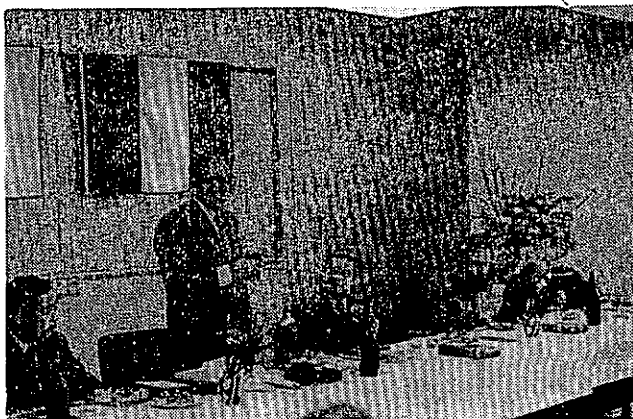
バッファロー大学評議会議長 P. E. ケリー氏と交歓
バッファロー大学にて

3. ナンシー大学

1974年、岡金沢市長がフランスにおける姉妹都市であるナンシー市を訪問された直後、金沢大学とナンシー大学との姉妹校提携の積極的な働きかけが起ってきた。1975年3月偶々金沢市の石田直行博士（金沢大学医学部出身）が同市訪問の機会があり、私のメッセージを託して、先方の真意と意向を打診した。その後6月ナンシー大学I（理科系）、ナンシー大学II（文科系）の両大学長より私宛に「金沢大学の意向に対し、好意をもって受け入れることになった。金沢大学と姉妹大学になる件については審議会（評議会）にはかり満場一致で方針を決定した」旨の書簡がよせられた。また9月医学部岩喬教授が同大学を訪問された際、私のメッセージを委託「姉妹大学として方針が決定され喜んでいきます。今後の交流の具体案については、本学においても積極的に進めたいと考えます」と伝えた。

ナンシー大学ピエールソン教授一行との懇談会 金沢大学にて

11月本学海外文化交流委員会を開催、ナンシー大学との姉妹校提携について審議し、両大学の友好親善、文化交流を進めるため姉妹校提携を結ぶことを決定、評議会においても承認された。さらに本年に入りナンシー大学I教授B. ピエールソン博士（医学部解剖学、ナンシー市日仏協会会長）を団長とする医・歯学部教授団、また8月F. カールトン教授



(ナンシー大学Ⅱ, 言語学)ら5名の本学来訪があり, 具体的な話合いを続け, 本学としては私を始め堀理学部長, 岩, 清原教授の4名が渡仏, 9月20日ナンシー大学において姉妹校としての提携調印の運びとなっている。協定案の内容を以下略述する。

ナンシー大学Ⅰ, (Ⅱ)および金沢大学間の協定案

1953年5月1日の日仏文化協定に照らし, 関係各国の現行法規に基づき本協定を監督官庁に提出した後, その学長により代表されるナンシー大学Ⅰ, (Ⅱ)およびその学長により代表される日本の金沢大学の間に下記の協定を締結する。

- (1) ナンシー市および金沢市の提携の効果により両者の間を結びつける絆を緊密にするため, 本協定は協定当事者双方間の科学上および文化上の交流を一層容易にしかつ強化することを目的とする。
- (2) 交流は特に下記の学問に関する。
医学, 薬学, 歯学, 動物生物学, 植物生物学, 地学, 化学, 物理学, 数学および天文学, 工学
法学, 経済学, 文学, 政治学
- (3) 当事者双方は, (2)に列挙した領域における研究および教育のプログラムを定め, かつ実現することを約す。
- (4) 当事者双方は, 教育上および研究上の新たな方法および技術により得られるあらゆる可能性を探究するよう相互に援助することを約す。
- (5) 当事者双方は, 研究資料および器具, 特にそれぞれ国有の刊行物を交換し, 研究のプログラムを通知すべきことを約し, かつ共通の領域において得られた実験結果を交換することを約す。
- (6) 当事者双方は, それぞれ開催する学会, シンポジウム, 分科会を通知し, それらの活動を通じて得られた刊行物および資料の交換を行うことを約す。
なおこの協定は5年間効力を有し, 一方が廃棄の希望を通告しないときは引き続き5年間効力を有し, この規則に従って順次延長される。

4. イルクーヅク大学

金沢大学には昭和42年以来, 金沢大学日本海域研究所規程というものがある。これは省令により定められたものでなく, 学内措置によったもので, 専任教職員はもとより施設もないが各学部の協力によって年一回研究業績集を刊行している。金沢大学は日本海沿岸の中央に位し, その地理的条件に恵まれ日本海及びその周辺地域に関する自然科学, 人文科学, 社会科学の諸問題の調査研究, 他大学・研究機関との共同研究の場として, わが国の産業, 経済および文化の発展に貢献せんとするの将来構想をもって努力している。この日本海域といっても日本列島はもちろんであるが, シベリヤ, 朝

鮮半島をも含み、研究の場は広範にわたる。本学において数次にわたり、東部シベリヤの中心であるイルクーツク大学を訪問、個々の教官の学術的交流があり、友好親善を深めつつあった。このような気運のうちに大学としてイルクーツク大学と連繫し、相互理解のもとに共同研究の場を作り上げたいとの決定をみた。他方イルクーツク大学ロセフ学長からも私に対しての招請があり、教官数名とともに1975年9月ソ連へむかった。しかしこの訪ソについては他の国とちがひ、観光旅行ではなく学術交流の目的ということで、訪ソ実現まで日ソ協会、在日ソ連大使館、ことにモスクワのソ連対外文化友好連絡協議会のきびしい前調査などがあったが、しかし大学・研究所の訪問には当方の希望を大幅に取り入れてくれたものの、約10ヵ月の折衝の末実現した。私どもはモスクワ、レニングラードの各大学・研究所を歴訪しイルクーツクに到着したわけである。イルクーツク大学では数次にわたる書簡の往復により相互理解を深めていると考え、両大学の学術交流についての連繫について話し合った。しかし両国の国情に大きな相違のあることが知らされた。日本では大学の学問に対する自由と自治が大幅に認められているが、ソ連では大学の運営のすべては国の方針により制約され、一個の大学の意思により決定することができない。この正式の学術交流については、在モスクワの対外文化友好連絡協議会を通じて政府の正式の許可をえなければ提携を決定することはできない。それで今後金沢大学の意向を正式のルートを通じて進めたいとのことである。またイルクーツク大学としてもこのことについて歓迎もし、積極的に進める意思の表明があり、私どももこれを期待している。ただ、来訪した私どもに対して暖かい歓待と友情と親善の心のこもった待遇をもって迎え、国情はどうであろうとも、また人種がちがおうとも、人と人との触れ合いの尊さを知らされたわけである。

以上金沢大学と海外の大学との学術文化の交流についての経緯と現状について述べたが、これらはいわゆる先進国である。しかし学術文化の交流は先進国のみに限られてよいものだろうか。私は最近イランのテヘラン大学、シラーズ大学（医学部）、インドネシアのデンパサール大学（医学部）、ジョクジャカルタ大学を見学する機会があった。主として自然科学方面であるが、率直に言って確かに遅れている。これらの大学へは過去においても金沢大学の教官を学術援助協力のために派遣された所である。これら開発途上国は古い歴史をもち、文化的遺産が豊富で眼をみはるものがある。私は外国を訪問するとき私の専門である医学は勿論であるが、先ず図書館を見せてもらうことにしている。途上国の大学といえども図書が豊富なのに驚く。とくに古代からの貴重図書は私どもの研究対象として極めて重要なものであらうと思われる。日本の大学の蔵書数はこれらに比較するとまことに少ないような気がしてならない。

また欧米各国の大学では東洋の文化について深い興味をもっている。私の訪問した何れの大学でも中国語、蒙古語、朝鮮語の教師の派遣を希望し、文化方面では日本の



レニングラード、メンデルレーフ博物館を訪問した金沢大学訪ソ学術交流団 左より3人目、館長ドブローチン教授

歌舞伎、能、謡曲さらに古代史の専門家の派遣を望んでいる。不幸にも金沢大学にはそのような専門家は無いのは遺憾である。

とにかく大学の国際交流は学術文化の発展に大きな役割を有していることは論をまたない所であり、国としてもこの推進のため更に援助を深めるよう期待したい。

(筆者 金沢大学長)

窓

仙台の魯迅記念碑

中国の文豪で思想家で、そして今日の中国の礎石を築いた偉大な革命家とされている魯迅は、その青年の日に日本に留学して、今の東北大学医学部の前身である仙台医学専門学校に学んだ。それは1904年から6年までの2年間である。魯迅は前後ほぼ7年間を日本の地で過ごしたが、この仙台の2年間は特別な意味を持っている。学校での藤野先生との出会い、そして中国の現状を救うには医学よりも文筆だと決意したその転機、それはいずれもこの仙台の土地でのことであった。

仙台では、こうした魯迅との深い縁^{ゆかり}りを記念して、魯迅の精神に学び、またそれを日本と中国との固い友好の綱^{つな}にしていこうとする運動が、市民のあいだから起こった。魯迅記念碑建設会が結成され、ついに5メートルに近い堂々たる記念碑が仙台城三の丸の緑の中に建立されたのは、1960年の暮のことである。碑石は仙台近郊に産する稲井石で黒い地肌、漢碑の形をかたどって上方尖端をとがらせ、上部に円形の青銅彫刻で煙草を手にした魯迅の胸像がはめこまれた。郭沫若氏より贈られた「魯迅之碑」の四字が、そのブロンズの下に横書きにされ、その下に記念のことが活字体で簡潔に記されている。1961年の4月、魯迅の夫人許広平氏らを迎えて盛大な除幕式が行なわれたが、東北大学前学長の熊谷岱蔵博士が代表者となって友好の固い握手がかわされた。

さて、もう一つの碑。魯迅の「藤野先生」にも出てくるその下宿が、東北大学の片平キャンパスに近い所に今も残っている。下宿は刑務所への差入屋を兼ねていて、今の東北大学の一廓が刑務所であった。表通りはすっかり変わったが、建物は改造をへながらも昔日のおもかげをとどめ、裏庭のたたずまいなどもそのままである。魯迅の留学70年の記念行事が1974年に行われたあと、仙台市長を中心として仙台魯迅先生顕彰会が結成され、この下宿の前に「魯迅故居跡」と書いた記念碑が建てられた。除幕式は昨年(1973年)の10月19日、魯迅逝去の日に行われた。この碑石もまた前の碑と同様に稲井石、文字もまた郭沫若氏の揮毫である。

二つの碑は、どちらもだれが建てたというようなものではない。しいて言うなら、魯迅を敬愛し、日本と中国との友好を願う人々の心が結晶したものである。中国から仙台に来る客人は、だれもがこれらの碑を訪ねてその心を汲みとり、温かいよい思い出として帰国されているようであるのは誠に喜ばしい。

(東北大学文学部長 金谷 治)

事業報告

諸会議議事要録

理事会議事要録

日時 昭和51年7月26日(月) 11:00~15:30
場所 国立教育会館第6会議室
出席者 林会長
岡本, 相磯各副会長
今村(代:菅原), 畑, 大山, 川上, 久保村,
豊田, 桜場, 井上(友), 若槻, 安達, 中村,
円藤, 武谷, 具島各理事
佐々木(第5), 飯島(第6)各常置委員長
小泉, 太田各監事

林会長主宰のもとに開会。

前回(6月21日)の議事要録の朗読は省略して直ちに議事に入った。

議事

I 会務報告

会長より以下の事項について報告があった。

(1) 要望書等の処理について

去る6月開催の第58回総会において決議された各種要望書等については、去る6月24日両副会長ならびに関係委員長とともに各関係方面を訪問してこれを提出し、かつそれぞれの責任者と会談して要望を行った。なお、このことは書面をもって各大学長に報告した。

(2) 大蔵省主計局に対する国立学校主要経費の実情説明について

去る6月26日飯島第6常置委員長ならびに小泉第6常置委員とともに同委員会専門委員等を同道して、大蔵省吉瀬主計局長を訪ね(加藤主

計局次長, 佐藤文部担当主計官同席)各大学における国立学校特別会計の基準的経費等主要経費の経理の実情について説明し懇談を行った。

(3) 共通第一次入試に関する文部省との協議について

共通第一次入試に関しては、先般の総会において理事会が提案した「大学入試改善に関する意見」が承認されたが、その後このことについて文部省と国立大学協会との連絡協議会を2回にわたり実施した。これまでの詳細については、後刻岡本入試改善調査委員長はじめ関係の方々から報告をお願いしたい。

なお、来る7月29日第3回の協議会を予定している。

(4) 国大協宛要望書について

その後、当協会宛に提出された要望書は資料5のとおりであり、それぞれの関係委員会に回付したのでご報告する。

以上をもって会務報告を終り協議に移った。

II 協議

1. 入試改善調査について

初めに岡本入試改善調査委員会委員長より次のように説明があった。

国立大学共通第一次試験のことは、去る6月の総会において、「共通第一次試験は大学入試の改善に資する」と判断されたが、これの実施については重要な問題が残されているので、今後、文部省とも協議し慎重に検討したうえで、国大協の方針を秋の総会までに

決定することになった。これに関連し、52年度の概算要求に関しては文部省と協議のうえ進めるということもあわせて了承された。

このような状況にあったので、文部省の方から、このことについての連絡協議会を設けたいと申入れがあり、去る6月25日にその第1回の会合が開かれた。このときの協議の内容は、共通第一次入試に関する6月総会での経過報告、今後の協議日程、残された問題についての検討などであった。

第2回の7月8日には、主に入試センターの内容について、その機構や経費等の概算要求の具体的事項を検討した。これに関し今後よく検討していかなければならない問題として、入試センターに所属する教官の身分上の問題がある。この入試センターは全国共同利用施設ではあるが、これに教官をつけることになるので、その教官が教育公務員特例法の適用を受けることになる。従ってその教官は入試センターの教官として主体的に研究を続けることになるが、その場合に、この入試センターが行う入試は各大学の業務であるということで、あくまで大学との関連を維持していかなければならないことになる。そこで、このことに関し法律上の位置付けの問題とともにもう少し理念的に整理していかなければならないこともある。そのような問題もあるが、概算要求そのものは具体的に検討を進めることになったので、事務部の方から説明をお願いする。

以上のような報告について入試改善調査施設田保橋総主幹から資料4「国立大学共通第一次試験に関する昭和52年度概算要求の概要（案）」を基に次のように説明があった。

1. 国立大学入試センターの創設

53年4月実施の如何にかかわらず創設する。

(1) その性格は、国立大学の共同利用機関とする。なお、法的な整備については、これから検討する。

(2) 機構、定員、管理運営方法は、国大協報告書の提案を基盤として考慮する。

これは、入試センターと大学との事務分担の問題もあるので、国大協の報告書を基にして検討中である。

(3) 昭和52年度においては、次のような経費を計上する。

52年度の概算要求額は約30億円とするが、これは実施時期をいつに想定するかにかかわる問題である。文部省では53年度から実施するか54年度になるかは白紙の状態である。しかし、概算要求の中身は54年度実施を想定したかたちにするが、このことについては、この秋の国大協総会の決定に従うとして、その実施のための予算の準備行為としての形式にするということであって、

ア) 要員の配置

国大協は2カ年で107名の要員を掲げているが52年度はその半数を考えることにする。

イ) 暫定施設の改修及び倉庫の建築

本建築ができるまでの間に合わせとして暫定施設をつくる。倉庫については厳重な保管庫を置かなければならない等の問題もあるので早速着手する。その予定地は、東京教育大農学部跡地が候補地になっている。

ウ) 電算機、マークリーダー等の設備の導入

これは52年度当初から設定して要員の教育訓練をする。

エ) 実施までの準備

52年度に10万人程度の規模でプレテストのかたちで実地研究を実施することにする。

その他、問題印刷等に相当長期間（印刷局

の場合1年間)を要するというのである。

以上のことを含めて52年度の概算要求額は約30億円ということになった。その中身の詳細については入試改善調査施設と文部省との間で詰めをすることになっている。

(4) 入学検定料は徴収することを検討する。

これについては第一次・第二次あわせて同時徴収の方法が検討されている。その額は、現行は7,500円であるが10,000円程度が適当ではなからうかという意見があり、額と徴収方法については今後の検討課題になっている。

以上の(3)(4)については、これから詰めの作業に入り、諸方面の了解も得て8月末にはその内容が明らかになるであろうということである。

2. 各大学の実施体制の整備

現在26～27大学に57～58名の入学主幹および入試関係の係長等がおかれている。今後は、この配置計画に基づいて残余の所要人員を52年～54年度にかけ、3カ年計画で充実し各大学の入試事務組織体制を整備するというのである。なお、残余の約60大学については、2カ年間にそれぞれ1人の要員配置をしたいということであるが、総定員法の枠の問題もあるので樂觀は許されない状況にある。しかし、なるべく早めに整備したい意向である。

以上の報告に対し次のような意見が交された。

- 入試センター設置の候補地である東京教育大農学部跡地には、国立第二劇場その他の公共機関も設置されるという話もあるので、うまく調整できるように努力されたい。
- 共通第一次入試の実施には、やはり法的規制がなければやりにくいではなからうか。
- 法的規制は重要な問題であって、先程もふ

れたように、入試センターにおかれる教官は教育公務員特例法の適用を受ける教官でなければならないということになると、やはり法的根拠をおくべきではなからうかという方向で検討を進めている。ただ、入試そのものまで大学が法律に基づいてやることになるのは問題もあるので、この問題の検討は慎重に進めなければならない。

- 共通第一次入試に対しては各大学いろいろな意見があるので、法的規制がなければ実施不能になるおそれもある。
- 国大協の処理の仕方に対し、できる限り理解を深めてもらう方針で、いままでいろいろな方法を講じてきた。法的に規制するという場合に、大学の入試は大学自らが行うという基本原則からみて新しい問題も起りうるし、また法的規制のない方が望ましいということで、できるだけ国大協の合意を得ながら進めているのであるが、やはり最終的には法的規制が必要ということになっても、その段階になれば反撥もでないであろうということで注意深く進めている。
- 共通第一次入試は、地方の大学によっては現在の入試業務より遙かに大きな負担を担うことにもなる。そこで、法的規制は大学の自治を侵すかどうかという意味ではなくて、財政的裏付けをするという意味での法的措置ができることであればよいのではなからうか。

以上のような意見が交されたのち、入試改善調査にかかわる52年度概算要求の大綱につき説明どおり承認された。

2. 各委員会委員長報告と協議

1) 第1常置委員会

加藤委員長欠席のため円藤委員より資料6「各大学における大学院の将来計画の構想について（照会）」を基にして、次のとおり報告と提案があった。

6月の総会で、加藤委員長から高等教育懇談会の〈「高等教育の計画的整備について」に対する見解〉をご報告したが、その際に高等教育懇談会は、大学院問題については大学院問題懇談会の審議に委ね、その答申を待っている状況にあることにもふれた。ところで、第1常置としては、さきにく「大学院および学位制度の改善について」（中間報告）に対する見解）を発表し意見を述べているが、現段階でもう一度この大学院問題を検討したいということで、大学院問題小委員会を設けてこの問題に取り組むことになった。大学院問題は、わが国の大学の教育・研究そのものの根幹にふれる問題であるので、従来のように個々の大学の個別的次元で処理していくという方法では十分ではない。そこで、第1常置は、この作業を進めるにあたって、まず各大学が現に構想している大学院の拡充整備計画の全容を明らかにして、その多様な問題状況を的確に把握する必要性を痛感した。ついで、アンケート調査をしたいということで、9月30日を期限として調査することになったので、資料6「各大学における大学院の将来計画の構想について（照会）」をご審議のうえご承認をお願いします。

これに対し、①大学院構想の形態が(ア)～(オ)まで例示してあるが、これ以外の構想があるかもしれないので、新たに(カ)その他、を加えた方がよいのではないかと意見があり、そのように修正してこのアンケート案を承認した。

2) 第3・第4常置委員会関係

広根第3および山岡第4常置委員長欠席のた

め、事務局長より次のとおり報告があった。

① 学寮に関する調査について……これについては、さきの総会における論議の趣旨をふまえ、9月30日を締切日として各大学に調査をお願いしているのでよろしくご協力をお願いします。

② 就職問題について……これについては、去る6月30日に文部省主催の大学団体就職問題懇談会が開催され、その際に文部省側より、50年度(51年3月)卒業生の就職は、当初は困難の様相が伝えられていたが、結果的には殆どの卒業生が就職できた、という状況の報告があった。

次に、52年3月卒業予定者の就職事務開始時期の問題については、さきに各大学にご通知したように10月1日に求人活動開始、11月1日に選考開始の線で申合せができています。ところが、この申合せには大学団体の方にお議論があり、選考開始が11月では学生の卒業論文のまとめに支障があり、また大規模な大学では未就職者の積み残しが出て就職の世話を3月までに終えるのが困難になるので、9月に求人活動開始、10月に選考開始の線に改めてほしいという強硬な申入れを企業側にだした。これに対し企業側の方は早期に採用選考をすることは採用中止等の事態が起るおそれもあるので、なるべく先に延したい意向であり、また、中・高校卒業生の就職選考時期と重なり合うことにもなるという理由で、51年度については中央雇用対策協議会の結論は現在の申合せ（10月1日求人活動開始、11月1日選考開始）になっている。

6月30日の就職問題懇談会の主題は、53年3月卒業予定者の就職事務開始時期の問題であったが、これについて大学側から、大学としては教育的な立場からして9月1日に求人活動開始、10月1日に選考開始の線に改め、企業側に

も同意を要請し、53年3月の卒業予定者についてはこの線で進めることにしたいという意向が強く主張されたので、文部省から大学側の意向を企業側に申入れることになっている。中間的なことではあるが、以上のことをご報告する。

もう一つは、就職の求人・求職関係の諸証票（求職票・履歴書等）の記載事項のことである。これは本人の資質・能力に関係のない差別問題に関連のある事項欄は無くする方向で様式を統一してはどうかということである。これについて中・高校卒業者の場合の就職関係書類の様式はすでにそのように統一されている。大学団体でもこれをどのように考えるか、それぞれ持ちかえり協議してほしいという話題があった。国大協は第3常置でご協議いただいたうえ理事会にご報告することになっている。

3) 第5常置委員会

佐々木委員長が急用のため退席されたので事務局長から次のとおり報告があった。

タイ国学長招待のことであるが、これについては6月の総会において第5常置委員長からご報告し、今後の計画の進めは第5常置委員会に一任することが承認されたので、去る7月12日に関係者の打合せ会が催され、話合いの結果、資料7「タイ国学長招待日程（案）」により進めることとし、招待準備委員会のメンバーには訪問先の学長に参加頂くことになった。なお、タイ国には文部省を通じて招待の申入れをしており、先方では訪問学長の選考が進められているということである。

以上の報告に関連し、会長から訪問予定の国立大学は東大・東京外大・一橋大・東京水産大・奈良教育大・大阪大・大阪外大であるが、関係の諸大学はご協力をよろしくお願いと述べられた。

4) 第6常置委員会

坂島委員長から次のとおり報告があった。

日教組の大学部会から7月29日に会見の申入れがある。今回の会談は、総会前に開かれた前回の会談の際に国大協に対して要望した事項が、総会でどう扱われたかについて話し合いたいというもので、主として定員問題、待遇改善問題、入試改善問題等が話題となるものと思う。国大協側からは私と小泉委員、それと入試問題について入試改善調査委員会の湊委員が出席することになっている。

次に教官の待遇改善については、さきにご承認をえた要望書により、会長から人事院総裁にも会見し要望して頂いた。その後、文部省から人事院に対し資料9のように「教員等の給与改善についての要望」がだされたということである。これに対する人事院の反応は、われわれの要望するような事項には俄に応えられないかもしれないとしつつも、かなり高い関心をもっていることは確かであるから、更に関係の資料を事務局の方から追加して人事院に送付した。なお、8月の人事院勧告前にもう一度給与局長に会見し、8月の勧告の中でもわれわれの要望が幾らかなりとも取入れられるよう再度要望することになっている。

これに関連して、国大協の「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」には「大学研究調整額」のことが掲げられていたが、文部省の要望書には取入れられていない、その理由はなにかとの質問があり、これに対し委員長より、大学研究調整額はいきなり実現することは難しい。しかし、このような枠を設けておいて、今後大学教官の待遇改善の余地を取敢えず起こしておくということが趣旨であるということが述べられた。

3. 定員削減問題について

昭和52年度予算編成にあたり定員事情に困難を生じていることから、政府においては要員確保のため第3次定員削減に引続き昭和52年度より4年計画にて第4次定員削減の実施を考慮の動きがあることに関し、その経緯について会長ならびに飯島第6常置委員長よりそれぞれ報告があった。

これに対し種々意見交換が行われた結果、このような情勢に対し国大協としては会長・副会長ならびに第6常置委員長において、今後の動向に十分留意しながら対応してゆくことになった。

4. 副会長の互選について

初めに会長から、相磯副会長が今月末をもって任期満了により千葉大学長を退任されることになり、同時に国大協副会長も退かれることになる。ついては、後任の副会長の互選をお諮りする、と述べられた。

ついで、事務局長より次のとおり関係規定の説明があった。

第20条第2,4項

2 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

4 会長又は副会長が辞任し、又は大学の代表者でなくなったときは、第2項の規定により、会長又は副会長を定めるものとする。

続いて、会長よりその選挙の要領について次のことを諮り、了承された。

副会長互選の規定はないが、従来の慣行によれば、

1. 投票は単記(大学名)無記名の方法により、出席者の過半数の得票をもって当選者

とする。

2. 当選者がなかった場合には、上位3名につき再投票し過半数の得票者をもって当選者とする。

3. なお、副会長のうち1名は旧総合大学、1名はその他の大学という慣行があるが、とくに異議がなければこの慣例に従うことにしたい。

4. 開票は両監事をお願いする。

このあと投票が行われ、開票の結果、当選者はなく、上位3名につき再度投票を行い、開票の結果、川上正光理事(東京工大)が過半数の得票を得て次期副会長に選任された。

なお、以上の副会長の交代に関連し次のことが諮られ、了承された。

① 千葉大学の所属常置委員会について

このことについて事務局長から次のことが述べられ、異議なく承認された。

会長・副会長を除く外の学長はいずれかの常置委員会に所属することになっている。このたび、相磯副会長(千葉大)の後任として、川上学長(東京工大)が副会長に選任されたのにもない、千葉大学長の所属常置委員会についてお諮りしたい。従来は、新任の副会長の所属しておられた常置委員会に所属する取扱いになっている。その例によれば、川上副会長(東京工大)は第2常置委員会に所属しておられるので、千葉大学はその後を受けて第2常置委員会に所属して頂くことになるが、そのように取計ってよろしいか、お諮りする。

② 次に、会長・副会長には必ずお入り頂く特別委員会があるが、これには新副会長も当然お入り頂くことになるので、ご承知をお願いする。なお、川上学長は現在図書館特別委員会の委員長であるが、これについては特にお考えが

あれば特別委員会の方でご協議頂くことになるのでよろしく願います。

このあと、相磯副会長から辞任の挨拶があり、これに対し会長より深甚な謝辞が述べられた。

理事会議事要録

日時 昭和51年8月19日(木) 13:30~15:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 林会長

岡本, 川上各副会長

今村, 白淵, 加藤, 畑, 香月, 大山, 久保村, 豊田, 桜場, 井上(友), 若槻, 中村(正), 円藤, 具島, 中村(末)各理事

広根(第3), 山岡(第4), 佐々木(第5),

飯島(第6)各常置委員長

小泉, 太田各監事

林会長主宰のもとに開会。

初めに会長より次のとおり挨拶があった。

本日は、入試改善調査についてその後の経過報告と定員削減問題が主な議事である。定員削減問題については7月26日の理事会において熱心にご討議頂いたが、その後に国大協としてとった行動もあり、また、今後も何等かの行動をとらねばならないことも考えられるので、ご審議をよろしく願います。

以上の挨拶に続いて、学長交代に伴う新理事香月千葉大学長の紹介があったのち、事務局長より配付資料の説明があった。

議事

I 会務報告

(1) 第4次定員削減について

第4次定員削減問題については、前回の理事会における協議の趣旨により、文部省とも協議し所要の措置を講じ、また、その都度事務連絡

として各大学に報告してきた。なお、その間去る8月5日ならびに同12日に特別会計制度協議会の国大協側委員・専門委員等の会合を開き、文部省よりその後の経過につき説明を受けるとともに、状況に応じて国大協としてとるべき措置について協議した。これについては、後刻関係の方々からご報告をお願いする。

(2) 入試改善調査について

この件に関しても、前回の理事会において、文部省との連絡協議会の概要をご報告しご了解を願ったが、その後去る7月29日文部省と3回目の連絡協議を行い、昭和52年度概算要求についてはおおよその合意に達した。このことについても、後刻岡本委員長その他の関係者からご報告をお願いする。

(3) 日教組大学部会との会見について

日教組大学部会からの申出により、去る7月29日飯島第6常置委員長、小泉第6常置委員ならびに湊入試改善調査施設長が出席して、山川大学部副部長ほか数名と会見し、教官待遇改善、大学関係予算ならびに入試改善の諸問題について懇談した。

II 協 議

1. 第4次定員削減計画について

このことについて飯島第6常置委員長より次のとおり報告があった。

前回7月26日の理事会以降数回国大協側の会合を開き、この間文部省・行政管理庁等と折衝を続けてきた。その経過については前後4回の「事務連絡」をもって各学長に連絡してありである。ところが、それらの折衝にもかかわらず8月10日の閣議で昭和52年度を初年度とする4年間の定員削減が決定された。

これの経過について述べると、初めは行政管

臨庁は第3次定員削減の52年度0.6%を含めて4年間で4%の削減をしたいと各省庁に事務的に申入れてきた。その後いろいろな折衝があつて閣議決定では結局52年度から4年間にわたつて、3.2%削減するということになった。これは、基本的には単年度0.8%の削減で4年間で3.2%という数字になる。

そのような決定があつたが、閣議決定の基本方針の線に沿つて、これを具体的に各省庁に削減数を割当てる作業は現在もなお進行中である。しかし、各省庁とも定員削減にはすでに堪えられないという姿勢が強く、削減数の調整・割当は難行しているということである。

国立学校関係については、閣議で4年間3.2%ということは決定したが、事務連絡にも記してあり、また、前回の理事会でも報告したようにその中で二、三の問題がある。

第一は、4.0%の削減率が3.2%まで下がつたこと背景には、国立大学の定員の一部を総定員法の枠外にだすという問題がある。これについては、法律改正の事項になることなので、現在の段階で事務的あるいは行政的なレベルで確定的なことをいうことはできない。そういうことであるが、実際には文部省と行管との間で了解が付き、大蔵省もそれをほぼ了解をして、48年度以降の新・増設等によって加えられた大学・学部のある部分を総定員法の枠外におくことが基本方針としては考えられているようである。ただ、さき程申し上げたような事情で、第4次の「事務連絡」の場合にも、あまり明確な表現はせず、医科大学等の一部の定員の総定員法の扱いについて配慮するという表現にとどめたが、ほぼそれが確定したということになる。また、それが確定をしたので当初の4.0%の削減率が3.2%まで切下げられたというこ

とが出来る。しかし、具体的にどの範囲の何名の者がどのような形で枠外として扱われるかという問題については、なお事務的な折衝ないしは調整が残されている。

第二は、単年度0.8%、4年間で3.2%という方針が決つたが、第3次定削の繰上げをした当時の経緯からして、国立大学側としては52年度の定員削減の比率を、第3次定削の3年目分として予定されていた0.6%以上に積み上げることは、大学現場としては極めて困難であるので、少なくとも52年度については、すでに予定されていた0.6%以上の上積みはしないということを行管の方に要求をしている。

これについては、文部省は基本的には了解をしているが、どういう方法、どういふかたちで52年度に上積みしないか、また、上積みをしなるとすれば $0.8 - 0.6 = 0.2$ の部分の処理を今後どのようにするかという技術的な面については現在検討中のものである。

第三は、定削の対象とする職種の問題、各職種の間における削減率の問題であるが、第3次定削では国立学校関係ではこれを4段階に区分し、教官・看護婦・附属病院の診療要員等は削減率0%ということになっている。これは第4次の場合にもそのまま適用されることになっているけれども、現在さらに国大協の方から文部省の方に申入れをして、文部省が行管の方と折衝しているのは、職種別の分類の仕方、各分類項目における削減率をなるべく国立大学にとって有利に処理をしたいということである。

第四には、52年度は上積みはしないとしても、53年度以降は0.8%ということが決められているが、国立大学の立場としては、あくまで第3次定削の当初に政府に申入れ、政府もそれ

を基本的には了解しているところの、「国立大学の教職員の総定員法上の取扱いについては抜本的な検討を行う」という線によって押し進めて行きたいと考えている。すなわち、国立大学教職員の総定員法上の取扱いは、53年度以降の削減率を、閣議決定事項を既定事実としてそのまま国立大学に機械的に適用するのではなく、もっと抜本的な定員対策を講ずるという趣旨の線ですらに弾力的に考慮をしてほしいということを申入れている。

このように四点の問題が残っていて、これらの問題点については閣議決定にもかかわらず、今後もお折衝をする余地が残っているが、本日の段階で文部省と行管の折衝の経過は、聞くところによれば、各省庁とも抵抗が多く現実的な削減数の割当決定はしていない。従って文部省と行管との間においても具体的な割当の問題は難行している。見通しとしては来週中にその決定がつくかどうかであるが、もしつかなければもう少し時間をかけてなお折衝をかさねるといふ空気であるということである。

そこで、後程会長からお諮りがあると思うが、現在の時点で国大協としては行管および文部省に対し、次のような点について要望してはどうかと考える。①国立大学の教職員の総定員法上の取扱いについて、更に適切妥当な方法を講じてもらいたい。②閣議決定が行われたとしても、それが実施される段階において削減率の緩和あるいは弾力的な運用等を実現するように、一層の意を尽して配慮してもらいたい。③今後の国立大学の拡充整備にあたっては、既設の整備を含め十分な増員措置を講ずるといふことを国としては考えてほしい。以上の趣旨の申入れをすることについて、できうれば本日の理事会で承諾を頂き、再度文部省と行管に申入れ

をしたいと第6常置委員長としては考えている。

現在の情勢をきくところによれば、事務レベルでの実施計画が調整段階にあるように思われるので、国大協として以上のような趣旨の申入れをするということは無意味ではないと考えられる。なお、この間に第6常置の専門委員には文部省の方と熱心な連絡をとってもらった。また、会長・副会長にお願いして文部大臣・同次官および行管の次官等にも申入れをして頂いたが、その申入れは確かな作用を果していることは事実である。

次に文部大臣は、会長・副会長からの要望を了承されて閣議決定の席上でもとくに発言を求め、国立大学関係の定員の問題については、閣議全体としてもとくに適切な配慮をされたいという発言をしたということを行管の連絡で聞いている。

大体の情況は以上のとおりである。国大協としては第4次定削なしという線でいきたいのが理想であるので、政府全体としての3.2%という削減を何等かのかたちで国大協も被らなければならないのは残念である。これは現在の情況からみてやむをえないとしても、実施段階での受入れ措置について更に努力したい。また、53年度以降の問題についても文部省・行管に申入れをして改善を計っていきたいと考えている。

以上の報告について概ね次のような意見交換が行われた。

- 3.2%の削減率は文部省関係だけのことか、また、文部省関係では教官・看護婦等は0%であるので、そのしわ寄せが事務系職員にくるのではなからうか。
- 3.2%は政府の総枠の削減目標であって文

部省が3.2%となるとは限らない。なお、教官・看護婦等が0%になればそのしわ寄せが行政職員にくることになるが、それは文部省関係だけが高くなるというわけではなく政府全体の行政職員にしわ寄せがくることになる。いま、その詰めが行管と文部省の間で行われているが、国立大学としては削減率のなるべく低い職種を出来るだけ多く確保したいところである。

- 総定員法の枠外になる可能性のあるのは新設医大の外に何があるのであろうか。
- それについて議論の対象になったときいているのは、48年度以降新設の医科大学および医学部、筑波大学関係、技術大学院大学、教員養成大学院大学関係であるが、その範囲をどうするかの詰めは残っている。
- 52年度の $0.8 - 0.6 = 0.2$ は全省庁に関することであらうか。
- 国立大学については、第3次定削の際の経緯ならびに国立大学の状況からいっても0.6に抑えてもらいたいといっているし、文部省の方も信義の問題としてもできる限りその線で考えたいということである。

次に、53年度以降の 0.8×3 というのを国大協は了承したわけではなく、現時点でこの問題にけりがついたわけでもないのに、国大協の基本方針である国立学校の定員問題を総定員法とのからみで、どのように抜本的に取扱うかという話し合いを進め、53年度以降の問題に取り組みたいということである。このことは文部省も了承している。

- 国立大学の教官の欠員を固定しないで流動的に運用するという話しはなかったのであろうか。
- 国立大学の教官の欠員問題は、定員削減問

題がでるたびに他の省庁から問題にされるが、今回は行管の方からはこの問題についてはふれていない。

- 第4次定削はすでに閣議決定された。しかし、事務レベルではまだ折衝の余地があるということであるが、何が決定されたということであらうか。
- 閣議決定されたのは、52年度以降4年間の定員管理の方針である。そのパーセントは3.2%に相当する定員の削減をするということになったが、各省庁職員の職種の関係でこの率は各省庁一律ではない。その具体的な数字は未決定であるので、そこに折衝の余地が残されているということである。
- 第3次定削の際に、文部省と行管との間に取り交された申合せはどの程度オーソライズされたものであろうか。
- これは他省庁は関知していないことで、文部省と行管だけの申合せである。

以上のような意見交換が行われたところで会長から次の提案がなされた。

行管と文部省の申合せというのは、第3次定削の際国大協は強く削減反対の意思表示をしてきた経緯があり、その趣旨を承けて当時国立大学の定員については特別な配慮をするということで行管と文部省との間に申合せができたのである。この申合せにどのような法的拘束力があるかはわからないが、少なくとも行管は文部省に約束しているのであるから、これは尊重されて特別な措置を考えられていることは事実である。従って、今回閣議決定にはなったが、なおかつ、国大協としては努力し、文部省も国大協と話し合い、また、行管としても考えてもらわねばならない問題が残されている。そこで、国

大協としては、更に文部省および行政管理庁長官に対して要望をする必要があろうと考えられるので、これからそのことをご協議願いたい。

以上のことが述べられたのち「定員削減について（申入れ）（案）」が配付され、その朗読があった。

これに対し若干の修正意見が述べられたが、それらの意見の趣旨は申入れをする際に口頭で十分伝えることとし、これにより早速本日文部省および行管に要望を行うことが承認された。

2. 入試改善調査について

初めに岡本委員長から次のことが述べられた。

7月26日の理事会において、入試改善調査に関する52年度の概算要求（案）の大綱についてご報告し、なお、これについては7月29日に入試改善調査委員会においても了承を得て、同日文部省との連絡協議会を開き、これについて協議を行った。

来年度概算要求の骨子をなすものは、入試センターを設置することである。このセンターは国立大学の共同利用機関であり、しかし、いずれの大学にも附置しない独立の機関である。その所要人員は128人（うち教官23人）で、3年計画をもって完成する。センターの施設の設置場所は東京教育大学農学部（駒場）跡地に新営を予定している。52年度の所要経費は約30億円計上して要求することになっている。

ところで、この概算要求は、去る6月の総会において、共通第一次を実施するか否かは秋の総会で決定することとする、しかし一方で、概算要求は文部省と協議して進めることが了承されているので、その線に沿っての措置をとったものである。しかし、これが新聞に発表されると

なると、このようなものが発足するものと誤解されるおそれもあるので、もう少しかたちを整えたいと委員長名で各学長にはご報告することになっている。なおその際に、共通第一次入試の実施に賛成か否かの各大学の意向を秋の総会までにアンケート調査等をする予定がないので、これについて各大学でご検討の参考になる資料もそえてお送りしたいと考えている。

次に、入試改善調査委員会の相磯（前）副委員長が先般退任されたので、その後任を若槻第2常置委員長（大阪大学長）にお願いすることにしたのでご了解願いたい。

概ね以上のような説明があったのち、若干の質疑が交されたが、「国立大学共通第一次試験に係る昭和52年度概算要求の概要」は原案どおり承認された。

ついで田保橋入試改善調査施設総主幹から今年度実施する試験問題実地研究の作業の進展状況について次のとおり報告があった。

試験問題は目下校正中である。試験会場は設定を終り準備を進めている。「施設」では受験票送付のための電算処理中である。受験者については今年度は希望高校の数が昨年より多くなったので、一校当りの割当数が減るという状況である。

3. その他

(1) タイ国との学長交流について

佐々木第5常置委員長より資料「タイ国学長招待」をもとに次のとおり報告があった。

今回当協会と文部省との協力でタイ国から招待する学長一行3名は別紙のとおり決定した。その招待日程は前回理事会で説明したように、10月13日に東京に到着し、東大・東京外大・一橋大・東京水産大・東海大（私立）・京大・奈

良教育大・大阪大・大阪外大をそれぞれ訪問し、25日に開催される国大協主催の懇談会ならびにサヨナラ・パーティに出席したのち、26日に帰国の予定になっている。この日程により先方の了解があればこれにより招待を進めることになる。次に、各地区の具体的な計画がまとまり次第準備委員会を開催する予定にしているので、関係の各大学にはよろしく願います。なお、この計画の当初にはタイ国の政府関係者も同行の話があったが、来ないことになったのであわせてご報告する。

(2) 週休二日制の試行について

このことについて事務局長から次の報告があった。

これについては先般文部省から、文部省関係においても週休二日制の試行を行うことになったので、今後この問題について国大協に連絡し、あるいは意見を聞くこともあろうから、この問題についての国大協の窓口を決めておかれることを願います、という依頼があった。なお、この週休二日制の問題については、教育課程に関係があるということから第2常置で話題となったことがあるが、しかし今回の案は専ら勤務条件の改善を図るものなので、第2常置よりもむしろ第6常置の方で取扱うのが適当かと思われる。

以上の報告に関連し次のような問題点を指摘しながら意見が交された。

- 週休二日制は現状の態勢のままでは、附属病院・研究船あるいは守衛等実施できない部分もある。その辺どう考えているのか。
- この試行は来年度以降に週休二日制を国家公務員に定着させることを前提とするものではない。数年前に人事院がこのことを提唱した経緯からこの試行が行われることになった

が、定員削減で困窮している現状では種々問題がある。問題の内容によっては国大協から国立大学の意向をまとめて文部省に要望することもある。

その他若干意見が述べられたのち、この問題についての窓口を当分の間第6常置におき、今後、第2常置関係あるいは職員の厚生関係についての問題がでてくれば、その時点で関係委員会に協議することになった。

(3) 特別委員会委員の交代について

資料6により、事務局長から次のとおり説明があり承認された。

委員会名	旧	新
入試調査研究所	相磯副会長	川上副会長
科学技術行政	"	"
教職員の厚生等	"	"
"	池田第4常置委員長	山岡第4常置委員長
"	渡辺第6常置委員長	飯島第6常置委員長

ついで事務局長から、教養課程に関する特別委員会が委員長欠員のまま休会しているが、これの取扱いについてご協議を願いたい旨申出があり、協議の結果早速再開し、委員長を互選の上今後取組む問題があるかどうかならびに今後の進め方等について協議することになった。

(4) 国大協宛要望書について

会長から、当協会宛要望書等について資料7のとおり提出があったので、それぞれ関係委員会宛送付したので報告する、と述べられた。

以上をもって閉会した。

第2常置委員会議事要録

日時 昭和51年9月17日(金) 13:30~16:30
場所 学生会分館8号室

出席者 若槻委員長

山田(守), 松本, 帷子, 山本, 香月, 小山, 市古, 清水, 丸井, 小江, 曾沢, 片山, 安達, 深瀬, 蟹江各委員
肥田野, 佐藤, 猪岡各専門委員

若槻委員長主宰のもとに開会。

前回(6月23日)議事要録の朗読があったのち, 委員長より次のとおり新委員の紹介があった。

香月 秀雄 千葉大

片山 嘉雄 岡山大

ついで次のことが述べられた。

前回に, 今般第2常置で検討すべき課題についてご討議を願ひ, これからの審議のための資料をご用意願っておいたところ, 次のように提出があった。

国大協第2常置委員会への提案(東京工大)
学部の修業年限等の短縮について(大阪大)
本学が認定を受けている資格, 試験免除

(鹿児島大)

大学卒業(中退)者の入学及び既得単位の認定

(旭川医科大)

については, まず本日の議事の進め方についてご協議をお願いする。

以上のような挨拶に続いて, 提出資料についてそれぞれ趣旨説明があったのち議事に入った。

園議 事

1. 大学の履修課程の問題について

(1) 大学・学部における修業年限の短縮について

初めに委員長から資料「学部の修業年限等の短縮について」をもとに次のような要旨の説明があった。

① 学部の修業年限を短縮するとすれば, 学校教育法ならびに大学設置基準を改正しなけ

ればならない。

② 学部は4年で卒業ということは法律があるので, これを改正しなければ短縮はできない。しかし, 修士課程入試受験資格を学部3年修業の成績優秀な者に与えることはできないかどうかという議論が前回にあったが, これは現行制度においてもできるという解釈がある。

③ 単位の認定制度について。これは前回に議論になったことであって, すでに大学を卒業した者が, もう一度大学に入学した場合の単位の取扱いについての問題である。新入生はすべて定められた単位を修得して卒業する契約で入学したのであるから, 新入学者のままでは, 以前の大学で修得した単位を認定することはできないが, かたちのうえで, たとえば入学後に一度退学をして2年あるいは3年に編入学という便宜的方法をとれば, 単位認定も可能であるということである。学士入学, 編入学などの場合には実際には単位認定が行われている。これはあくまで大学の自主裁量の問題とされている。

以上の説明に対して幾つかの問題点を指摘しながら意見交換が行われたが, その主な論点は次のようなことであった。

○ 一度大学を卒業した者が新入生として入学した場合に, もう一度教養課程を履修させることは二重になり, 学習上効率的でないということから, 教養課程修了程度の試験をしたうえで退学, 次に編入学をさせて, すでに卒業した大学で修得した単位について認定替えをしている大学の例がある。

○ 教養課程を修了した者にある種の資格(たとえば短大卒業)を与えるということではできないかどうか。そうでないとところてん式に

全部卒業してしまうという欠陥が出てくる。

- この問題は、単位の認定替えをすることがよいかどうかということであるが、このことに関しては、単科の医大は勿論、その他4年制学部でも一貫教育のカリキュラムをとおいて実施されており、教養課程の内容は各大学においてかなり異なっているのだから、かならずしも実情にあわないところがある。それで、本来は資格試験のようなものにするのがよいのではないかとの意見もある。いずれにしても、ところてん式に卒業してしまうことは好ましくない。
- 一度大学を卒業して、新たに入学試験を受け、所定の単位を修得して卒業するという約束で新入学した者に、既得の教養課程の単位を認定して、一度退学をさせたい学部へ編入するという理論はおかしい。それよりもむしろ、編入試験を厳しくして、学士入学を初めから認めるようにした方がよい。
- この前論議されたのは、医学部については理工系学部の卒業生の入学者が多いので、それらの者に対しては既得の教養課程の単位を認めて早く卒業させる方法はないかということであった。
- いずれにしても、それらの制度を医学部だけに設けることは適当でない。他の学部にも共通の場をおくべきである。
- 修士課程入学試験の受験資格を与えるということであるが、学部3年以上在学し、必要単位を修得した者に修士課程入学試験の受験資格を与えることはいかかなものだろうか。
- 修士課程入学について、大学入学資格検定に相当する大学院入学資格検定のような制度ができればよいが、そうでないと、学部卒業

と同等以上の学力があるという認定をそれぞれの大学でできるのか、共通でないといけないのではないか、というような問題が出てくる。

- 大学院受験資格のことと学部のスキップ制とは別な問題ではないか。現在、医学部では博士課程に入る者は医学部卒業生であり、これと同等以上の学力ある者も研究科での認定があれば入学できる。もし学部3年で修士課程入学ということになると学士にならないで修士進学ということになり、そこに問題がある。
- 旧制では優秀な者は中学4年修了で高等学校に入学できた。そのように優秀な者は学部3年を修業すれば修士課程に入学できる道が開かれることは望ましい。しかし、これにはとくに優れた者を研究者として確保し、若いうちから養成するという大きな理想がなければならない。博士課程でも3年間で学位を与えることができるが、これは特別に例外的な場合に適用されるのであろうが、これに近い考えはありうるのではないか。
- 旧制の中学生は自分の進路をきめて高等学校に入学した。新制の高校3年生は特別の者はともかくとして、一般的には自分の進路を選択して大学に入学してくる者は少ない。従って、一般的に大学3年を修業した者を大学院に進学させようとするには疑問があるので、特別の大学・学部に限られることになろう。
- 具体的にはある学問分野に限られることになるとしても、原則的には共通の道が開かれていることが望ましい。そうして、その道の選択については本人と大学の自主制の問題であらう。

- 博士課程の修了は5年とされているが、すぐれた研究業績を上げたものについては3年でもよいことになっている。それなら、学部についても単位を取れば大学院を受けさせてもよいのではないか。
- 優秀な者が早く資格をもてるようにすることは賛成だが、スキップ制は悪用されるおそれもある。
- 特殊な例であるが、身体障害学生は現在の大学の施設・設備のままでは3年間で大学院に進むことは無理である。
- この道を進むことができる者は、極く限られた特に優れた者だけであって、しかも原則論的に道は開かれたとしても、実際には数学とか理論物理などの学問領域に限定されることになりうから、一般化されることはまずありえない。若し一般化されたとなればこの制度はないに等しいことになる。
- 実際には数学や理論物理を選ぶ者がこの道を通ることになるであろうことは考えられるが、しかし、他の学問分野にも同じ道を開いておいて、その道を通るにふさわしい研究者の教育・研究・指導の方法が検討されることは更に望ましいことだと思う。
- この道を開こうという議論の前に、教養課程のあり方を再検討する問題があると思う。教養課程を改めて学部4年間の一貫教育を試みようとする考えもでてきている。
- 同じ学部でA学生は特別の道を通れることになったが、Bは普通の道を通ることになると、それによって派生してくる別の問題もないではないから、大学の外で公認される国家試験制度のようなものができることが無難である。
- この考えは、修士課程の受験資格だけを与

えようとするにすぎない。本来の大学院入試は厳格に行われなければならないことは当然のことである。そこでは厳しいチェックが行われる。

以上のようなことについて論議が交されたところで、この課題については、提起された学部3年修業者に修士課程入学の受験資格を与える制度は、原則論的には望ましいが、これは例外的のみに適用されるべきであり、方法論的には検定制度のような公平な認定制度が必要になる、という一応の結論になった。

(2)「大学卒業(中退)者の入学及び既得単位の認定」について

初めに山田(守)委員(旭川医科大学)より資料「大学卒業(中退)者の入学及び既得単位の認定」を基に次の項目について、その概要の説明があった。

I 大学卒業(中退)者の入学

高校卒業者と全く同じに取扱う。その期間は6年間の一貫教育を行っている。

II 既得単位の認定

認定の範囲その方法。問題点として、対応する授業科目の単位数の一部を認めるかどうか、文系、理系の大学における各授業科目の教科内容に差がある。

III 認定した場合、空き時間の指導

専門科目(基礎医学)の聴講を認めるかどうか。認めた場合の取扱い。

以上の説明に対し、次のような問題点を指摘しながら意見が交された。

- 授業科目の単位数の一部を認め、修業年限の6年間で短縮するとすれば、一般教育の方で操作するより仕方がない。
- 一般教養の2年に編入ということはできないであろうか。それができれば1年間の短縮

は可能になる。

- 2年に編入し、空き時間を利用して1年生のカリキュラムの中の専門の基礎科目を履修できないかということであるが、考え方としては成立つが、その具体化はかなり難しいと思う。
- 外国人の学生を入学させる場合、既得単位を認める動きもあるので、他大学で履修した科目を認めてもよいのではないか。
- この問題は理論的には可能性が見出されても、具体的な方法論としては困難が予測される。もっとも、一般教養の基本問題に根ざす問題になり、医学に必要な一般教養とはなにかという議論にもなる。
- これには幾つかの問題があると思うが、ともかく大学卒業（中退）者の入学及び既得単位の認定をすることはできるという原則はたてておくとして、その制度を執るかどうか、執るとした場合の具体的な方法は、各大学の自主制に任せるということになる。
- この問題の具体例として学士入学がある。これにはいずれの大学も厳しい試験を行ったうえで入学させているが、さらに学生定員の枠という問題がある。なお、大阪大学医学部専門部への他学部卒業者の編入は、医進課程修了相当の単位修得者であれば受験資格があるということである。
- そのような前提の認識があれば単位の認定も可能になる。

概ね以上のような論議が交されたのち、委員長より次のような意見が述べられた。この大学卒業（中退）者の入学及び既得単位の認定のことについては、二つの問題が考えられる。一つはカリキュラムを工夫して、欠員ができた時に

入学させる。いま一つは他の大学の単位を30単位くらい認めることにする。それらの点についてもう一度チェックしたうえで検討したい。

(3) 「本学が認定を受けている資格、試験免除」について

これについて蟹江委員（鹿児島大学）より別紙資料を基にして、次の要点について説明があった。

- ① 教職課程履修の希望者がふえてきた。その中には教員志望でない学生もかなり含まれている。ところが、その教育実習、とくに高校での実習に困難をきたしている。
- ② 電気主任技術者、無線従事者国家試験の予備試験、甲種二等航海士学科試験の免除あるいは測量士補認定には、それぞれ所定の単位を取得することが条件になっている。従って、大学が自主的にカリキュラムの改革を行おうとする場合、既得権の尊重という原則もあるので、このことが妨げになっている状況にある。そこで、これらの資格の免除・認定に大まかな単位の修得が認められるように改正することはできないかということである。

以上のような説明に関して次のような問題点を指摘しながら意見が交された。

- 教育実習には、この数年来各大学でも、教職課程の希望者がふえたので、その処理に苦慮している。各大学とも学生の出身中・高校に無理を願って消化しているのが実情のようである。
- 例えば教師試験あるいは修習生のような制度を設けて大学では教育実習はやらないことにしてはどうかという考えがでてきた。
- 高校の教育実習が中学校でもできるということであるが、職業高校の二級免許の教育実

習が中学校でできるかどうかは問題である。

- 教師の免許状は、教育委員会でだしているのだから、大学では教育だけをして、教育実習は教育委員会が担当すればよいのではないか。
- 類似の問題が看護婦、助産婦の資格免許の問題にある。
- 国で認める資格試験の問題については、例えば規則の改正をするような場合は主管省庁が主催する公聴会の制度があって、国大協にも意見を問合せてくるのが通例である。その際に国大協はその問題の専門の教官に出席をお願いして意見を述べている。それで、大学として困っている具体的な実情を伺っておきたい。必要なら改正のための要望書を出すこともできる。
- 教員志望の者にとっては教育実習は欠くことのできない重要な意味をもっている。学生は教育実習に携ったうえで、はじめて教育者としての資格を取得するのである。これについては諸外国の例も参考にすべきであろう。教育実習そのものが軽視されるようなことがあってはならない。
- この課題については教員養成制度特別委員会でも検討しているが、基本的な姿勢としては、教育系学部からだけに限定せず、広く一般学部からもふさわしい教員志望者が輩出することを期待したい。
- 文部省には、教育実習のための特別のセンターを設けるという構想もあるようである。

概ね以上のような問題点を指摘しながら意見交換が行われたのち、今後の作業の進め方について委員長から次のように提案があった。

- ① 教育実習の問題は、なお、検討しなければ

ならない多くの問題があることが明らかになった。これらの問題を詰めていくとなれば、教員養成の基本問題に直面することも考えられるので、この議案は教員養成制度特別委員会に回付することにする。

② 電気主任技術者免状等の免除資格の問題については、他にも類似の問題があることも考えられるので、それも併せて次回に更に検討することにする。

③ 取敢えずは小委員会を設け、本日の論議をふまえて修業年限短縮、単位認定、編入学等の問題について問題点の整理をすることからはじめたい。

以上の提案について、小委員の選任・構成は委員長に一任することで提案どおり承認された。なお、11月総会前にもう一度委員会を開く予定とした。

第6 常置委員会議事要録

日時 昭和51年9月10日(金) 13:30~16:30
場所 国立大学協会会議室
出席者 飯島委員長
今村、和田、九嶋、加藤、畑、福原、太田、小泉、井上、佐野、高橋、中村各委員
石塚、岩田、佐藤、高梨各専門委員
(文部省)
吉田審議官、別府人事課長、他4名

飯島委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、本日はお手許に配付した議事について、ご審議いただくのであるが、その前に文部省より吉田大学局審議官、別府人事課長その他大学局、官房人事課の関係官にもご出席願ったので、まずはじめに、文部省の関係官より「国立大学教官等の待遇改善」、「定員削減」、「昭和52年度概算要求の重点事項について」の経過について説明を伺うことにしたい、

と述べられた。

議 事

1. 国立大学教官等の待遇改善について

このことについて、別府人事課長より、資料「教員等の給与改善について（要望）」等を基に次のような説明があった。

(1) 国立大学教官等の待遇改善に関する要望について

これについては、さきに国大協から文部大臣宛要望があり、その重要な部分については、去る7月6日付の文部大臣より人事院総裁宛の要望書（別紙資料「教員等の給与改善について（要望）」の中に盛り込み、さらに、具体的な予算とも関係するもの、あるいはきめのこまかい改善を要するものについては、昭和52年度概算要求というかたちで大蔵省、人事院、その他に要求するという処理方法をとって、国大協の要望の主旨を具体化する努力を進めている。

(2) 給与に関する人事院勧告について

この勧告の中に取り入れられた大学教官の給与に関する主要なことは次のようである。

- ① 大学教官の俸給改善では、義務教育教員とのいわゆる逆転現象の解消を考慮し、特に助教授、講師の改善率が高率となっている。
- ② 大学・高専の助手の初任給は、小・中・高教員の初任給よりも高額になっている。
- ③ 大学・高専教官給与のアップ率は一般職員のアップ率より高くなっている。なお、医・歯系教官の初任給調整手当は僅かであるが改善されている。
- ④ 指定職に対しての8.8%アップは高いようであるが、これは昨年度抑制された2.1%が繰り込まれているので実質は6.7%である。なお給与改善の取扱いについては、財政特例

法の国会成立が大きなかかわりをもっている。

以上の説明に対し、指定職の定数、指定職になっていない部局長等の管理職手当などに関し質疑応答があった。

2. 定員削減について

このことについて、別府人事課長より、資料「昭和52年度以降の定員管理計画の実施について」を基に次のような説明があった。

第4次定削については、8月30日付の国大協より各学長宛の「事務連絡」に詳しく伝えられているとおりである。これまでの定員削減は、第1次と第2次が5%ずつ、第3次は3%であったが、この第3次定削を51年度（2年目）で打切り、第4次定削として52年度より4カ年で3.2%の削減を行うことが8月10日の閣議で決定され、ついで8月24日の閣議で各省庁別の削減目標数が決定された。

その各省庁の割合は資料「昭和52年度以降の定員管理計画の実施について」別表1のとおりである。これによると、文部省の削減目標数は2,734名で、51年度末定員の2.29%にあたる。これは政府全体の削減率3.2%に対し71.6%の割合となる。さらにこれを国立学校関係だけで見れば、第4次では2,568名の削減で、その削減率は2.2%にあたる。因に第3次定削の際には2,350名の削減で、その削減率は2.10%であった。第4次の削減率が第3次の時より僅かに高くなっている。国立学校関係の定員の全体が伸びているので少々高くなっているということである。

第4次削減の毎年度割当は0.8%で、4カ年で3.2%を消化するものである。第3次の3年度にあたる52年度は、残りの0.6%消化すればよいことになっていたが、途中から第4次削減

に乗り移ることになり、0.8%と重くなったのであるが、国立学校に関しては、国大協の強い要望もあり、行管とも精力的に折衝の結果、52年度においては弾力的に扱うこととなり、あらかじめ予定されていた0.6%を上回ることはないように措置するということで了解が付き、現在その線で作業を進めている。

第4次削減の各大学の割当については、11月の国大協の総会までに割当作業が間に合えば、その方針を説明し数字をお伝えする予定であるが、間に合わなければ基本的な考え方の説明にとどめ、割当数は別途にご通知することになる。

以上の説明に続いて委員長より、今次の第4次定員削減の経緯ならびに53年度以降の削減に対しては更に折衝する意向である旨の説明があった。

3. 週休二日制について

このことについて、別府人事課長より、資料「国家公務員の週休二日制の試行について（通知）」を基に次のような説明があった。

このことについては、本年1月20日に、人事院総裁から内閣官房長官あてに「週休二日制の試行基準」が提示され、去る7月27日開催の関係閣僚懇談会において決定された。

週休二日制の試行については、その期間を1年とし、現行の官庁執務時間のもとで実施されるものである。ところで、本格的な週休二日制というものは、土曜日を閉店するのか、開店のままなのか、その点は目下あいまいである。また、定員や予算はふやさない方針である。それで、今回の試行によって支障が認められるなら打切られることになる。

以上のような前提で別紙案により試行が行わ

れることになったが、これについては現在各大学に試行の実施計画案を提出していただいているので、これを整理し、まとめたところで10月を目途に実施したい考えである。

ついで委員長より次のような説明があった。

ただいま説明があったように、今回行われるのは試行であって、本格的なものの前提ということではない。週休二日制を各大学で試行するにあたっては、種々問題もある。それで、そのことについては、各大学と文部省が協議することもあるし、あるいは、国大協で問題をとりまとめて、文部省と相談したうえで各大学に連絡する必要があることも考えられる。文部省の希望としては、この問題についての国大協の窓口をあらかじめ決めておいてほしいということであった。そこで、これについて理事会で協議の結果、週休二日制を本格的に国立大学に導入出来るかどうかという基本的な検討ということになれば、第2常置委員会、あるいは第3・4常置委員会で根本的な問題から検討することとして、当面は、本年行われる試行の問題についての窓口を第6常置におくことになったので、事後了解となるが、ご承認を得たい。

以上のような説明があったのち、次のような質疑応答があった。

- 今回は試行ということであるが、本格的な週休二日制というのは何であるのか。その内容があいまいで何をねらっているのかよくわからない。それでは計画のたてようがない。
- この資料の文中に「現行の官庁執務時間のもとで」とあるが、仕事は従来通りやるのか。また、定員の3割を対象に実施するとすると、結局それに相当の定員は削減してもよいという根拠を与えることになりはしない

か。人事院や関係懇談会では、このような人たちで週休二日制を実施したい意向であるとしても、文部省としては、これについては本格的にはどのようにとらえているのであろうか。

- 文部省としての方針は、まだはっきりしていない。政府自体は開店しながら交替で週休二日制を行いたいということである。これは、いわば勤務条件の一部改善ということで、しかも能率を下げないで実施するということである。

このようなことで試行が行われるのであるが、試行という以上は、本格的な実施を頭に考えていることになるが、その本格的ということが、どのような内容になるのかについては、民間企業の週休二日制が、将来どのようなスピードで広まり、どのような内容のものになるのか、それらとの関連もあるので、なかなか決断ができない。

人事院では、48年度の勧告でこれを取上げて以来、例年の人事院勧告に盛込んでおり、勤務条件の一部改善のためにも試行をして、どのような問題点を生むかということを検討したうえで、先きの方策を考えるという方針であるので、文部省としても、それに協力をするということである。なお、試行期間は1年ということであるから、1年間で中止して各省庁のデータを持ち寄り、問題点を検討し整理することとなる。

- 各大学でこの試行を無理をして実施した結果、たとえば人員の問題、予算の問題等があることが明らかになった場合に、文部省は考慮することになるのか。ここで最も心配になるのは、多少無理をすれば出来るではないかということである。

- 試行の対象には非常勤職員を含まないところが、部署によっては非常勤職員の多いところがある。たとえば図書館ではその1/3が非常勤職員であり、残り2/3で試行を実施したとして、それが100%の定員とみなされても、それでは正確なデータにはならない。

- もう一つは、定員内職員はこれによって休みがふえるが、同じ勤務条件にある非常勤職員には、それが与えられないということで、職員間に別の問題を提起することになりかねない。

- この問題は各省共通の問題であって、これについて、人事院の方では「職務専念の義務免除」を行うという、人事院規則を適用することによって試行するというので、人事院規則の適用範囲にある職員を対象としている。それ以外の者は、ここでいう試行の対象にはならないということであるので、それでは対象外の職員を多く擁しているところでは、この意義はないに等しいことになるという議論になるが、それもこの制度施行に対する一つの答であるということである。なお、試行対象外の職員の勤務条件については週休二日制でなく、一般の勤務についても、併せて今後検討しなければならない問題がある。

以上の質疑があったのち委員長より、これはあまり合理的な試行とは思えないが、今日の意見や各大学の意見を含めて第6常置として意見を提出することにしたい、と述べられ、この議題についての協議を終った。

4. 昭和52年度概算要求重点事項について

このことについて、吉田審議官より、52年度概算要求は51年度より15%アップの規模であ

り、これを8月31日にまとめて大蔵省に提出し、目下折衝中である、と前置きしたのち次の重点施策の各項目について詳細な説明が行われた。

I 高等教育改革の推進

放送大学の実施推進

教員大学院大学の創設準備等

技術科学大学の整備

筑波大学の整備

大学入学者選抜方法の改善

II 国立大学の整備充実

大学院の拡充整備

医科大学・医学部・歯学部・医療技術短期

大学の創設、創設準備等

学部・学科等の増設改組等

附属病院の拡充整備

外国人教師、在外研究員、内地研究員の充
実

基準的教育研究経費の充実

IV 医学教育の充実

V 教員養成の改善充実

VI 学生の厚生補導の充実

その他の重点項目について。

以上の説明に対し、概ね次のような質疑応答があった。

- 私学の助成金はいくらか。
- 51年度は1,290億円で、51年度要求は1,854億円である。
- 来年度の定員増は何名であろうか。
- 6,184名で、その内訳は新規が4,155名、学年進行為2,029名である。
- 大学の大きな改革案または改組案に対しては、文部省との間で十分話し合いをしたうえで進めるのであるから、なるべく半年くらい前

から2、3回くらい大学局、官房、施設部等と相談するようにしてほしい。

- 教育実習の実施について、特に高校教員志望者の実習について各大学とも困っているの
で対策を考えてほしい。
- 教職員養成課と相談したい。
- 特別教育研究経費についての来年度の見通しはどのようになるのか。
- 特定研究費については、今後できるだけ伸ばすようにしたいと考えている。
- 非実験から実験化を要求する学科目にはどのようなものがあるのか。
- 人文、社会系では、たとえば経済政策、経済変動論あるいは国際関係論等がある。教員養成系では書道、声学、美術史。一般教育では情報科学あるいは電算機教育という類のものであって、非実験から実験に切り替ると、講座または学科目によってはその単価は2倍ないし4倍のアップになる。ところが、この問題について、一方では、実験と非実験の差が殆どなくなるので、中間段階をおくべきであるという意見もある。

概ね以上のような質疑応答があつてこの議題についての協議を終り、以上をもって文部省関係官との意見交換を終った。(文部省側退席)

5. 昭和52年度予算に関する要望書について

初めに委員長より、毎年10月初め頃に国大協から予算に関する要望書を文部大臣ならびに関係方面に提出しているが、昭和52年度に関しても、その要望書を作成し提出したい。については、午前中に開かれた大学財政小委員会で「昭和51年度予算に関する要望書」を参考に検討して別紙のとおり小委員会案が出来上がったので、これについてご審議頂きたい、と述べられ

た。

ついで委員長より、今回とくに修正、補足を加えた点についての説明があり、これについて審議の結果、表現上の点について出された修正意見を基に委員長のもとで文案を整理したうえ提出することが承認された。

6. 小委員会の報告について

初めに委員長より次のとおり報告があった。

① 大学財政小委員会は、大学財政白書のなものを作成する作業を継続して進めている。これについては、大石委員を中心に、各分担課題について、それぞれの委員がこの夏休みを利用して草案作成に取り組んできた。その一部が、本日午前中の小委員会に提出されたので、その内容についてそれぞれ報告を受けて検討した。今までのところ、予想以上に具体的内容のあるものが出てきているので、利用価値のある報告書ができるものと期待している。小委員会としては、報告書の原案が、ある程度まとまったところで、親委員会に提案してご審議頂く段取りである。

② 給与問題小委員会はその後暫らく開いていないが、国立大学教官等の待遇改善については、先程人事課長より説明があったように、人材確保法の実施による義務教育教員の待遇改善の陰に隠れてしまっている観がある。しかし、人事院の方でも、大学教官の給与を改善したい意向を十分に持っており、もし、第6常置から要望があれば関係官が出席し、大学の実情、特に助手の実態等について説明なり、意見を伺って改善に努力したいということである。

すでに、本年度の人事院勧告は終わったのであるが、第6常置で提案した「大学研究調整額」についても、不可能な問題ではないようであ

る。ただ、これを本俸に入れるか、別途に考えるかという点に問題がある。その他、手当の問題、指定職定数の問題等は、勧告以後のむしろ、予算編成事項の問題であるので、これからの段階で解決に努力したい。

③ 定員削減問題については、53年度以後のこともあり、国大協としても継続的に検討しなければならない。このことについては行政管理庁でも国大協の方でも検討してほしいとの意向であるので、原則的検討を始めたい。ついで、小委員会を構成して、この問題の検討に入りたいが、いかがであろうか。

以上の委員長提案は異議なく了承され、今村、畑委員、岩田、佐藤、石塚専門委員、それに小泉委員の了解がえられれば、小泉委員にも加わって頂き、近いうちに小委員会を開くということになった。

以上で本日の審議を終了し閉会した。

タイ国学長招待打合せ会議事要録

日時 昭和51年7月12日(月) 17:00~19:00
場所 文部省第3特別会議室
出席者 佐々木(東京水産大)、小泉(一橋大)、牧(大阪外語大)、井上(奈良教育大)各大学長、但馬(東京大学国際第一掛長)(文部省)
川村国際教育文化課長、嶋崎課長補佐、五十嵐留学生課長、鈴木課長補佐

佐々木東京水産大学学長(第5常置委員会委員長)司会のもとに開会。

初めに佐々木第5常置委員会委員長より次のとおり挨拶があった。

本日は、本協会の「学長の国際交流事業」として今秋に実施が予定されているタイ国学長招待についての打合せのためお集まり頂いた。議

題としては、この招待のための準備にあたる準備委員会の構成のことで、その招待日程のこの2つを主として協議いたしたいのでよろしく願います。

圖議 事

1. タイ国学長招待準備委員会の構成について

このことについて佐々木委員長より次のとおり述べられた。

今回のタイ国学長招待の準備委員会の構成については、去る6月総会において、その人選を第5常置委員会に一任するという了承が得られているので、その具体的メンバーについてご協議頂きたい。

ついで協議に入り、その結果、前例に従い、今回訪問を予定されている各大学の学長を委員に委嘱することとし、以下のとおり内定した。

東京大学長、東京外国語大学長、一橋大学長、東京水産大学長、京都大学長、奈良教育大学長、大阪大学長、大阪外国語大学長
なお、専門委員として東京大学国際第一掛長但馬事務官を委嘱することとした。

ついで、文部省川村国際教育文化課長より、今回の招待に関するタイ国側との連絡の経緯について次のとおり報告があった。

タイ国側に先月連絡したが、その返事はまだ来ていない。なお、日本大使館から当方に寄せられた照会によると、タイ国側では今回の学長招待に対し、その招待者の資格を学長代行や学部長の範囲にまで拡げてよいかとのことであるが、これについては前例との関係もあり、また今後のこともあるので、この際方針を決めて頂ければ幸いである。

このことについて協議の結果、先方の意向は尊重するにしても、この招待事業の建前は、大

学全体の責任者（学長）を対象とするということであるので、副学長は兎も角として（西独学長招待の場合に前例があるので）学部レベルの人は適当でないということになった。

ついでこれに関連して、同伴者を認めるかどうかについて協議され、これについては前例に従い、費用は自己負担とする条件で先方の随意とすることにした。なお、同伴者がある場合、そのために別行動のプランを立てることはしないことにした。

2. タイ国学長招待日程（案）について

このことについて川村国際教育文化課長より次のとおり説明があった。

前回、10月4日から2週間とする仮日程案を立てたが、この日程によると10月10日～11日の連休が挟まり都合が悪いので、これを回避するため2週間遅らせて10月13日到着、14日より行動開始ということにした。スケジュールの内容については、タイ国学長の場合は留学生問題が中心になるので、大学訪問だけでよいかとも考えたが、この機会に日本文化について紹介することも有益なことと考え、16日の土曜日には国立博物館と科学博物館の見学を設定し、その晩は東京地区の訪問大学4学長の招待レセプションを開くことにしてはどうかと考えた。なお、私立大学関係の事情も知って貰った方がよいと考え、私学の中で留学生を多く抱えている東海大学を選んだ。

19日には東京を離れ関西方面に移動し、まず京都大学を訪問し、20日には京都市内を視察したのち、その晩は関西地区の学長招待レセプション開催を考えた。そのあと21日に奈良に移動して奈良教育大学を訪問し、翌22日に奈良の文化財研究所その他市内視察を行う予定とした。

問題なのはそれに続く23日（土）～25日（月）の3日間の日程である。このスケジュール案では23日（土）午前には大阪大学を訪問し、その日の午後と翌24日（日）は自由行動とし、25日（月）の午前には大阪外国語大学を訪問して、午後には帰京の途につくことにしている。しかし、大阪に3泊するということが適当かどうか、また25日午後の帰京でよいかどうかの問題がある。

以上の説明に対し次のような点について意見が述べられた。

- 奈良地区の視察が22日の半日だけでは無理ではないかと思う。タイ国は仏教国なので、この機会に日本の古寺名刹を十分見学して貰った方がよいと思うので、まる1日をあてるか或いは午後少しおそくまで時間をとった方がよいと思う。
 - 23日は土曜日であるが、午後大阪外国語大学訪問として、24日の日曜日だけ自由行動にし、25日は帰京のためにあてた方がよい。
 - 25日（帰国前日）には、この招待事業の最後の締めくくりとして、国立大学を中心とした関係者と招待学長との懇談会を開くようにした方がよいので、当日午前には東京に出発した方がよい。
 - 関西地区の学長招待は、前例では京都地区、奈良地区、大阪地区に分け、それぞれ地域の国立学長を呼んで行った。
 - 東京地区の学長招待は、最終日に国大協会長招待のサヨナラ・パーティーが開かれることになっているので強いて開く必要はないのではないか。
 - 東海大学は平塚校舎を訪問する予定にしている。
 - 東京外国語大学訪問は、府中の日本語学校も訪問する予定である。
- 概ね以上のような意見が述べられ、これらの意見に従って原案を修正して別紙のような日程案とした。
- ついで接待の具体的事項（送迎、随員、昼食配車等）について協議し、次のような要領によることにした。
 - 10月13日の到着出迎えは文部省と東京水産大学が担当する。
 - 14日の配車と昼食は文部省が用意する。
 - 15日の配車と昼食は東京外国語大学が用意する。府中から一橋大学訪問、ホテル帰還までのコースの配車は一橋大学が用意する。
 - 16日の博物館見学当日の配車、昼食は文部省が用意する。
 - 18日の配車、昼食は東京水産大学が用意する。午後の東海大学訪問の配車は東海大学で用意するよう文部省から依頼する。
 - 19日の京都への移動時の配車、乗車券手配は文部省が担当する。なお、関西地方巡回中は随員1人を文部省から派遣する。京都到着後の配車は京都大学が用意する。
 - 20日の京都市内視察の際の配車、昼食は京都大学が用意する。
 - 21日の京都から奈良までの移動の配車は京都大学が用意する。
 - 22日の奈良市内視察の際の配車、昼食は奈良教育大学が用意する。
 - 23日の大阪での行動の配車は大阪外国語大学が用意する。昼食は大阪大学が用意する。
 - 25日の帰京時の配車は大阪外国語大学が用意する。乗車券の手配は文部省が行う。東京帰着後の配車は文部省が用意する。
 - 25日の懇談会は午後3時より5時までとし、国大協会長の招待レセプション（サヨナ

ラ・パーティー)は5時半よりとする。

- 26日の帰国時の配車ならびに見送りは文部省と東京水産大学が担当する。

以上のことを取り決めたほか、次のような点について了解した。

- 日曜日の自由行動の日は特に世話をしないが、先方から要求があれば適宜協力する。
- タイ国大使館の招待は、大使館側から希望があれば空いている時間をあてることにし、こちらから予め申入れはしない。
- ホテルの選定は各大学が行う(宿泊人員は同伴者が3名あった場合は、文部省の随員1人を含め計7人となる)。東京地区については文部省で手配する。
- 14日の文部大臣招待レセプションには招待準備委員会委員を招待する。
- 25日の国大協会長招待のサヨナラ・パーティーについては国大協と東大で協議して準備する。
- タイ国学長滞在期間中における連絡の窓口は国際教育文化課が担当する。
- 各大学訪問時の懇談の際、留学生を招集するとか、留学生指導担当者を集める等のことを各大学で配慮する。
- 今回の招待事業の報告のまとめの担当者を決める。
- 招待学長に贈呈する各大学の資料は文部省の方に送り、文部省はこれを一括してタイ国に送付する。

以上で準備委員会の構成ならびに日程案の審議を終りそれぞれの原案がまとまったので、会長名で準備委員の委嘱を行うことにした。

また、文部省はタイ国側からの返事が到着し

たら、この日程案の線で招待状を送ることにし、その際、この招待事業における国大協の立場をも付記することにした。

なお、タイ国側から正式の返事が来たら準備委員会を開催することにした。

タイ国学長招待準備委員会議事要録

日時 昭和51年9月17日(金) 10:00~12:30
場所 国立大学協会会議室
出席者 佐々木、坂本、小泉、岡本(代:石井)、井上、若槻、牧各委員
但馬専門委員
(文部省)
川村国際教育文化課長、嶋崎課長補佐、五十嵐留学生課長

林会長欠席のため佐々木委員(第5常置委員長)が議長となり開会した。

初めに佐々木委員より、岡本委員の代理として出席された石井教授の紹介があった。

ついで前回打合せ会(7月12日)の議事要録の朗読があり、これを承認した。

議事

1. 委員長の互選について

第1回の委員会開催にあたり委員長の互選を行うことになり、協議の結果、前例に従い会長である林東京大学長を委員長に選任した。なお、本委員会の会議の進行は第5常置委員長である佐々木委員があたることとした。

2. 文部省ならびに事務局報告

このことについて佐々木委員より次のとおり述べられた。

前回の打合せ会以後、事務局の方から、この招待計画のその後の進捗状況(先方から正式に

招待受諾の回答があったこと、来日学長の氏名・履歴等の通知があったこと等）について各委員に連絡するとともに、前回内定した招待日程案に従って各大学における具体的な招待計画を策定するよう依頼した。

なお、今回来日を予定されていたタマサート大学長は、同大学の学内事情から来日が困難となった由連絡があったので、取敢えず代りの学長を選定して貰いたい旨タイ国側に依頼した。

以上のような経緯を含め担当の方々からご報告を願いたい。

ついで川村国際教育文化課長より次のとおり報告があった。

ただいま説明があったように、タマサート大学では学園紛争が起こり、その收拾に数カ月を要する見通しとのことで、同大学長より招待を辞退したい旨連絡があった。このことに関してタイ国側ではこれに代る候補者としてチェンマイ大学（総合大学）、スリナカリンウィロート大学（教員養成大学）、ランナムテン大学（オープンユニバーシティ）の3大学の学長を推せんしてきており、先方ではこのうちチェンマイ大学長を第一候補に挙げている。しかし、チェンマイ大学はやや辺鄙な地方の大学であり、かつわが国に留学生を送っている実績がない。また、ランナムテン大学でも留学生を送ってきていない。それに対してスリナカリンウィロート大学からは留学生もきており、また日本からも留学生が行っている。そのような事情から、先方では、チェンマイ大学を推しているが、当方としてはスリナカリンウィロート大学が適当ではないかと考えている。その点についてご意見を伺いたい。なお、本日の協議資料として「昭和51年度学長招致計画実施要領（案）」を参考までにお配りした。

以上の報告があったのち、タマサート大学長の代りとして誰を選ぶかについて協議が行われ、その結果、今回のタイ国からの学長招待は留学生問題を主たる目的としている関係からスリナカリンウィロート大学長を招へいするのが適当との意見に一致し、その旨文部省よりタイ国側に伝えることにした。

3. 日程（各地区その他）説明と打合せ

初めに事務局より別紙「タイ国学長招待日程（案）」について次のとおり説明があった。

この日程は、前回内定した日程案に基づいて各訪問大学がそれぞれ策定された具体的計画を参考にして、その主要事項を概括して示したものである。なお、各大学等の配車の分担については別表「配車分担表（案）」のとおりとりまとめたのでご確認頂きたい。

ついでこの日程案を基に、日次に従い各委員ならびに文部省関係官よりそれぞれ担当の部分に関し接待計画の具体的内容について順次説明が行われた。

以上の説明のうち主要な点を摘記すると以下のとおりである。

- タイ国学長一行の文部大臣表敬訪問の時間は10月14日10時30分より30分間程度予定しているが、国会の関係で若干の変更があるかもしれない。引続いて文部省幹部との懇談を1時間程度行い、昼食は東海クラブにおいて行う。このあと東京大学を訪問し、懇談、視察を行い、一旦ホテルに帰還する。同夜の文部大臣招待パーティーは18時より19時30分までホテルオークラで行う予定であり、このパーティーの招待者の範囲は大体昨年のフランス学長招待の場合と同様に考えている。
- 15日の一橋大学訪問後に日本学術振興会

との懇談会が行われることになったので、一橋大学から学術振興会に直行する。なお、農業技術大学長は農業関係方面を視察したい希望なので、一橋大学訪問に代えて東京農工大学を訪問するよう取計らうことにしたい。その手配は文部省の方で行うことにする。

- 16日の国立博物館、科学博物館見学の際の世話は文部省が担当する。
- 17日の自由行動の日に、もしガイドが必要なら東京外国語大学の留学生をつけてもよい。(先方の希望をきいたうえで処置する)。
- 18日の東京水産大学訪問後の東海大学訪問については、文部省が東海大学と連絡した結果、湘南にある同大学の国際部が準備にあたることになり、夕刻まで同大学で接待し、夕食後ホテルまで送り届けることになった。
- 19日に京都に移動した後のスケジュールは、19日午後市内視察、20日午前市内視察、午後京都大学訪問とするよう変更した。
- 22日の奈良における文化財研究所の見学は、同研究所が改装中のため取り止めることにした。
- 23日、24日両日の大阪地区でのスケジュールについては、大阪市内は余り案内する所もないのと、学長一行の旅疲れもある点を考慮して、24日は鳥羽に案内して自由にゆっくりで貰うことにした。なお、今回の招待の費用の支出に関し誤解を生じないように、本人が直接支払う分(宿泊費、個人的食事代)について事前によく徹底を図ってほしい。
- 25日の国大協主催懇談会ならびに国大協会長招待サヨナラ・パーティについては、国大協と東京大学で相談の結果、会場は「葵会館」に決定した。開催時間は、懇談会は16時～18時、パーティは18時30分～20時30分とい

うことにした。なお、懇談会の日本側出席者の範囲は、昨年のフランス学長招待の際は文部省、関係団体(日本学術振興会)、大学関係(準備委員会委員および公・私立大学団体代表者)であったが、今回は留学生問題が話題になる関係もあるので日本国際教育協会を加えることにしたい。また、パーティーの招待者の範囲は大体昨年どおりとし、新たに日本国際教育協会と東京農工大学を加えることにしたい。

招待日程に関して以上のような説明があったのち、25日開催の懇談会の進め方について協議が行われ、次のような意見交換があった。

- 昨年は懇談のテーマを予め決めて第5常置委員長が議事を進めるという方法をとった。
- 昨年は先方から予め希望議題を聴取してそれを議題に取り上げた。
- 時間が短いのでテーマをしぼった方がよい。先方で希望議題があるかどうか照会することにする。
- 懇談会のディスカッションも結構だが、日本の大学の実情を知って貰うため各大学の学部構成の説明とか、実験室の見学等のことも配慮してほしい。
- 昨年のフランス学長招待の際の懇談会では、今後の大学間国際交流のうえで検討すべき課題が提起されたが、その検討が行われないうままになっている。提起された課題については文部省ならびに国大協で検討する要があると思われる。
- 昨年のフランス学長招待の際には、一行の団長格の人を決めて貰い、懇談会の時にはその人が総括的な意見を述べたが、今回はそのような人が決まっているのか。(このことに

については人選の点で種々問題もあるようなので、団長（リーダー）ということではなく、アプローチの役をする人ということにして、人選して貰うことにした。）

以上で実施計画についての協議を終り、今後の処置に関する事項について次のことが決定された。

- ① 今回の招待事業の経過報告書のまとめは井上委員に依託することにし、各大学から提出する報告書は、原稿用紙6～7枚程度とし、12月15日までに事務局宛提出することとした。
- ② 25日の懇談会の運営についての準備ならびに経過報告書のまとめ方、秋の総会での経過報告の内容等について打合せのため、25日懇談会開催当日の14時より16時まで準備委員会を開催することとした。

教養課程に関する特別委員会議事要録

日 時 昭和51年9月11日(土) 10:00～12:00
場 所 国立大学協会会議室
出席者 飯島委員長
加藤、広根、福井、佐々木、吉利、若槻、高橋、岳中各委員

議事に入るに先だち、丁子事務局長より、次のことが述べられた。

本特別委員会が委員長欠員のまま暫らく休会になっているので、去る8月19日の理事会において、今後の取扱い方についてお諮りしたところ、早速開会し、委員長を選任したうえで活動を開始してほしい、ということになったので、本日お集まりをお願いしたわけである。ついては、まず委員長を互選して頂き、新委員長のもとで議事を進めて頂くことになるが、そのまえ

に、ご参考までに当協会における一般教育問題調査研究の経過を申し上げれば次のとおりである。

① 一般教育特別委員会（森戸委員長）

一般教育の問題は、当初は第1常置で検討されたが、34年に特別委員会として独立し、昭和34年11月～36年11月までの間、森戸委員長のもとで検討が行われ、「大学における一般教育について」(37.3)を発表した。その後の経過は以下のとおりである。

② 一般教育特別委員会（本田委員長）

昭和38年6月～40年4月までの間、具体的問題の検討が続けられ、文部省、大蔵省との懇談会(40.4)が行われた。

③ 大学設置基準特別委員会（小塚委員長）

この当時に大学設置基準改定の動きがあったので、一般教育特別委員会を切替えて大学設置基準特別委員会とし、昭和40年6月～41年2月までの間審議を行って、「大学設置基準の改善等について」に対する意見書(41.2)を発表した。

④ 教養課程に関する特別委員会（小塚委員長）

その後、一般教育に関する残された問題である縦割、横割の問題、単位の問題、修業年限の問題等を検討することになって、現在の教養課程に関する特別委員会に改組された。そして、昭和42年6月～44年11月まで検討を続け、「大学における一般教育と教養課程の改善について」(44.11)を発表した。

⑤ 教養課程に関する特別委員会（今西委員長）

その後、昭和45年6月～47年11月までの間にわたり、大がかりな調査研究が行われ、「一般教育と教養課程並びに外国語教育及び保健体育に関する実情調査報告書」(47.11)を発表した。

⑥ その後は、特別委員会としての活動は休止

されたが、昭和48年に大学運営協議会がまとめた「大学改革に関する調査研究報告書」の中に、第二研究部会から「大学における一般教育のあり方について」の見解が述べられている。

(48.12)

以上のような経過説明があったのち議事に入った。

議事

1. 委員長互選について

委員長の選出方法について協議の結果、投票によることとし、その結果、飯島委員（広島大学長）が新委員長に選任された。

次に、飯島委員長より就任の挨拶に続いて、次のことが述べられた。

本日の議題としては「当面検討すべき問題点について」ということになっているので、しばらくフリートキングをしてお互に問題をだしあって、その中から今後取組むべき問題を見出したい。なお、いよいよ検討を進める段階になったら適当な方を教員委員、専門委員にご推薦頂き、次回から具体的な問題の検討に入ることにした。

2. 当面検討すべき問題について

初めに加藤委員（岩手大学）より別紙資料「当面検討すべき問題について」を基に次のような問題提起があった。

まず、「教養課程を担当する組織（教養部）のかかえる制度上の格差是正問題」についてであるが、これについては去る6月開催の第58回総会に配付された「格差是正に関する中間報告」の中で指摘されている①～⑥の問題点（教養課程に関する特別委員会による実情調査報告書—47年11月発行—で指摘されている問題点）

についての具体的改善を図ることが重要であると考え。その他各大学の教養部が当面している問題としては、一般教育課程の実施体制（専門学部との協力体制の問題）、一般教育課程のカリキュラムの改善（学生に魅力あるカリキュラムの作り方）、一般教育課程における学生指導体制（多数の各学部所属学生をかかえている教養部の指導体制のあり方）などがあると思われる。

このあと各委員の間で概ね次のような意見交換があった。

- 大学の学部構成によっては小規模ながら総合大学の形態をなすもの、文理学部のかたちをなしているもの、または、これが改組されたもの、文理学部もあれば更に教養部もあるもの、次に、文・理・その他の学部が全体的に揃っているところの教養部、というように多面的なかたちがあるが、現在、教養部の改組・改革について検討が進んでいるところとしては、東大の改組があげられる。その他に九大、名古屋大、東北大でも検討中であるようにきいている。
- 去る5月21日に全国国立大学教養（学）部長会議から国大協会長宛に教養部の改善に関する要望書が出されている。それには10項目にわたる要望事項が記されているが、その要点は次のようなことである。教養部の教官定員をふやすこと。次に教養部の研究機関としての位置づけと研究施設の設置ということがある。教養部にマスターコースを置くのは無理であるが、相互乗り入れの方式により、教養部の教官を大学院の教官に併任することのできる体制を考えることはできないか。以下大ざっぱに教養部が抱えている問題点を総括

すると次のようなことになる。

教養部というものの大学内における位置づけ、他学部との関係、教養部自体の内容の改組・改革という問題がある。

次に一般の教養部の共通の悩みとしては、学科目制ということで抑えられているので、学生に対する教官の数、その構成たとえば助手が極端に少ないとか、教官当積算校費の基準が低いとか、施設設備等が貧弱であることなどがある。したがって教養部の一般的な基準的な条件を予算・施設・人員の面で改善しなければならないという問題がある。その他制度上の問題は別として、教育体制とか教育内容の問題、学生補導体制の問題等がある。それで、このような現状をふまえて一般教育の問題を考えるため、実態を調べてデータを集める必要があると思われる。そして、これらの共通問題を整理して関係方面に要望することにしてはどうかと考える。

- 新しい医科系・単科系の大学ではどのような問題があろうか。
- 学生数10名に対して教官1名ということで割当てられると、医科系では教官の絶対数が少ないので困る。これが最初に行った問題である。そこで、他大学との間の交流の制度化という方向で論議したのであるが、歩調が揃わない。他の大学の事情が違っており、また単位をどこで認定するかという責任問題がある。もう一つは、文部省の立場が医学教育に関しては、医学教育課と大学課の考えとがかなり異っており、一般教養の科目の選定なども必ずしも一致していない点がある。
- 同じく単科大学である水産大でも教官数が少ないので、これの解決策について検討中である。

- 芸術大では一般教育の教官は殆どが非常勤である。
- 地方によっては非常勤教官の供給源が乏しいという実情がある。
- 教養課程がただ知識を授けるだけなら非常勤講師でもよいが、管理面のことを考えるとプロパーの教官がいないと手ぬかりが出てくる。
- 非常勤講師の採用については、文部省関係は別としても、他省庁、研究所等においては勤務時間の都合ということで困難な条件がある。大学間における非常勤講師の融通も、余分の責任負担ということで適任者の選考に難行する場合がある。
- 一般教養課程を教育するには次の三つのパターンが考えられる。①教養部を解消して各学部で一般教養を含めて教育をする。しかし、これには、いわゆる一般教養の理念が失われることになるという反対の見解もある。②教養部をプレユニバースカレッジとしてメインキャンパスの外に出して、戦前の予科制か旧制高校に近いものにしてはどうかという議論がある。③ ①、②の議論の折衷的な議論として、一般教育の責任部局を置き、他学部とも連携を保つという方式がある。この場合、教養部教官の分属の問題がある。各方式にもそれぞれ一長一短がある。
- 各学部に配属するというのも、次には各学部内で別の問題が起きてくる。
- 同一大学の中に、講座制教官と学科目制教官が同居しているところでは、予算基準が異なるという格差の問題がある。これには形態の問題もあるが、基準経費の格差を是正する努力が必要である。

概ね以上のような問題点が提起されたのち、委員長より次のことが述べられた。

教養課程に関する問題については、もう少し系統的に各大学の実情や傾向を伺い、それを基にして研究し、今後どのような方向で進めていくかを検討したい。なお、適当な専門委員の候補者があれば推薦頂きたい。

以上をもって本日の協議を終了した。

図書館特別委員会議事要録

日時 昭和51年9月6日(月) 14:00~16:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 川上委員長
今村, 山本, 広根(代:久佐), 小坂, 市古, 清水, 神野, 円藤各委員
長沢, 藤井各専門委員
深川臨時専門委員

川上委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より開会の挨拶があったのち、前回(50年11月6日)議事要録の朗読があり、これを承認した。

ついで、次のとおり新委員の紹介があった。

今村 成和	北海道大学
市古 宙三	お茶の水女子大学
円藤 真一	香川大学
池田 数好	佐賀大学

続いて委員長から次のことが述べられた。

本日の議題は第一に、52年度の図書館に関する予算の要望書の件である。このことについては去る6月総会の際にその作成提出について委員長に一任されている。第二に、第三次の報告書作成の件である。このことについては、今回発表した第二次報告書の最後のところで、必要ならば更に第三次報告書を作成すると書いたが、これをどうするか、ということである。第

三に、委員の構成の件である。このことについては国立大学図書館協議会との連携の問題がある。以上3つの議題についてそれぞれご協議をお願いしたいと考えているが、その前に、このたびはからずも私が国大協副会長に選ばれたので、この際に、この特別委員会の委員長の進退についてお諮りしたい。

ご承知のように副会長はいろいろな会議に出席しなければならず、また、その他にも多くの要事があるので、ご了解がえられれば委員長を辞任したい考えである。なお、このことのご了解がえられ、後任の委員長が選ばれても、本日の議事は私の方で進めさせて頂き、閉会の時点で次の委員長に事務を引継ぐことにしたいので、よろしくご協議をお願いする。

以上のことが述べられ、これについて協議の結果、委員長辞任が了承され、早速後任の委員長互選に入り、投票の結果今村委員(北海道大学長)が次期委員長に選任された。

議 事

1. 昭和52年度予算に関する要望書について

初めに委員長から次のことが述べられた。

これについては、6月の総会において今年も例年のように要望書をだすかどうかをこの特別委員会で決め、提出することになればその作成と提出を委員長に一任するという事になっているので協議をお願いする。その前に事務局から従来の経緯について説明願いたい。

ついで事務局長から次のことが述べられた。

52年度図書館予算に関する要望書を提出するとすれば、文部省の来年度の概算要求にどのようなことが盛り込まれているかを参照する必要がある。また、図書館協議会からも同様の要望書がだされているので、それも十分参考にされるべ

きであろう。なお、この要望書は、昨年は11月10日に提出しているが、国大協の要望書は大蔵省でも高く評価しており、事務レベルの概算編成作業が9月にはまとまるということもきいているので、もう少し早い時期に提出する方が一層効果的ではないかと思われる。なお、要望書の作成作業の進め方としては、初めに、原案作成のための小委員会をつくり、原案ができたなら親委員会にかけようとするのがよいと思う。

以上の報告に続いて前回（50年11月6日）議事要録の朗読があったのち、概ね次のような意見が交された。

- 要望書の作成について一般的な手順をいえば、小委員会原案ができて、それが親委員会において審議のうえ承認されれば、次に理事会の了承をえて総会に提案・採択という経路をたどることになる。しかし、提出時期の問題その他の事情からして、委員長に一任することもできよう。ただその際には、要望書を文部省、大蔵省に提出する前に、あるいはその事後にでも、その写を各委員に送付して承認を求める手続きはとるべきであろう。
 - 6月の総会において、要望書の作成と提出は委員長に一任することが了承されている。その趣旨にそって、この特別委員会がさらに委員長に一任することを承認すれば、要望書の審議と承認のためにもう一度委員会を開く必要はなくなる。
 - 要望書の作成と提出を委員長に一任するとしても、同じ国立大学の中に本協会の「図書館特別委員会」と国立大学附属図書館長をもって構成されている「図書館協議会」の二つの組織があって、両者がそれぞれ要望書を提出している。これは、それぞれの構成が異
- ているので、それなりの意味はあると思うが、内容が矛盾することのないように十分配慮されなければならない。むしろ、国大協の要望は図書館協議会の要望を、学長レベルからバックアップするという姿勢で要望すべきであろう。
- これまでにも国大協は図書館協議会の要望を十分ふまえたうえで要望している。ただ、図書館協議会の要望は網羅的であって、国大協はその中の重点事項の実現を要望するというかたちをとっている。次に、タイミングの点でやや異り、図書館協議会は概算編成に入る前に要望し、国大協はその後で図書館協議会の要望をバックアップするという姿勢であって、その効果は、参考業務職員の増員等に明らかにみられる。
 - 要望書の重点のおきどころであるが、学術情報が増大した。したがって、従来の図書館は、それに対処できる組織と機能をもたなければならないということで、建設単価の増額、環境整備、備品費の増額等をあげた後で、保存・共同利用図書館制度の開発、その構想と現実化について述べてあるが、これは本質的なところをさきに強調すべきではなからうか。
 - 要望事項の重点をどこにおくかについては、図書館協議会においても盛んに論議された。しかし、その結論は、何はともあれ切実な問題に優先的に重点をおくことになった。図書館は、やはり必要性ということの前に“人と金”がなければ動きはとれないという考えが強いようである。
 - そうなると、現在の図書館に対する期待度は弱くなり、情報センターという顔の、新しいかたちの構想がでる可能性がある。
 - 52年度の要望は、委員長および小委員会に

において、文部省の概算要求についての話しを伺いながらまとめることにしたい。

以上の意見が交されたのち、委員長から、今村（新）委員長ならびに深川・長沢・藤井の三専門委員をもって小委員会を構成し、要望書の作成・提出を一任することにしたいと提案があり、異議なく承認された。

なお、小委員会は9月28日（火）11時に文部省に出向き、情報図書館課長と要望書のことについて話し合いをすることになった。

2. 委員会の構成について

初めに委員長から次の提案があった。

従前は、図書館協議会の会長であった東大図書館長（今井（前）東大教授）が、この特別委員会の教員委員として参加されていたのであるが、退官されたあと欠員になっている。そこで、その後任をどうするかについてお諮りする。

以上の提案について協議の結果、委員長から図書館協議会の会長に適任者の推薦方を依頼することになった。

3. 第三次報告書の作成について

初めに委員長から次のことが述べられた。

第二次報告書の終りの部分に、「幸にして、大学当局ならびに図書館関係者の間には、大学図書館についての関心が、最近いっそう高まりつつあるので、本書の内容が、これらの動向に有効な役割を果たすとともに、そこに残された問題については、さらに、今後の各方面における検討に委ね、第二次報告につぐ第三次報告が将来作られ、大学図書館の大きい発展への新しい段階が形成されることを希望する」と述べられているが、早速、第三次の報告書作成の作業

にはいるかどうかについてご協議願いたい。

以上の提案に対し次の意見が述べられた。

- 第一次報告が昭和45年6月に公表され、続いて第二次報告が50年11月に発表されているので、その第二次報告が図書館現場でもう少し浸透し、その効果をみたくて第三次に取組むか否かを検討してもよいのではないかと思う。
- 第二次報告書は約1,700部頒布され、図書館現場ではかなり参考に利用されているものと考えられるので、ここ暫くの間はその反響をみまもることにしたい。
- 現在、大学図書館については、各大学から情報センターというかたちでの新しい要求が文部省にだされている。この考えの根底には、これからの大学には、ある種の情報センターが置かれるべきであり、附属図書館は必要でないというような考えも起きているようである。これは、従来の大学図書館の概念あるいは活動とは異った立場からの構想である。このような新しい問題について今後どのように対応していくかが、これからの課題になるう。
- そのような新しいかたちの要求は、当該の大学で承認され、その大学の要求としてだされているのかどうかという問題がある。
- 自然科学系では、現在のような内容の大学図書館では利用価値がない。文献を調べるにしても、いまや国内だけでは間にあわないので、国際的な領域の文献を調べる必要がでてくる場合がある。このような見地からの図書館の近代化、情報のコンピューター処理という配慮が国大協の要望にも協議会の要望にもみられないので、新しいかたちの要求が自然科学のプランチからだされることは考えられ

る。

- 図書館協議会では、大学図書館の基本問題についての検討が進められているので、いずれ協議会の方から何等かの資料が提供されることになろう。
- この問題は、広域の情報交換という考慮がなければ、現在のような図書館は不要だというような極端な考えもでることになるということであろう。
- 大学図書館に対する期待度は、人文・社会系と自然系というように、学問の分野によってかなり異ったものがあると思う。
- センターという要求が、大学間の共同利用としてのセンターであるのか、特定の大学固有の附属機関であるか明らかでない。あるいは、そのことが図書館予算を獲得するための単なる手段にすぎないようにも考えられる。
- あるいは図書館とは異なる国際的なデータの収集・提供をするためのワールド・データセンターといわれるものようでもある。
- 科学技術情報センターがあって、各大学の図書館はかなりの情報をもっている。わが国の国会図書館がナショナルライブラリーとしての機能をもっていないところに基本の問題がある。各大学の図書館はそれなりの活動はしているもののコレクションは少ないし、国際的なネットワークも完成していない。わが国の図書館は世界の水準にはかなりの遅れをとっている。その要因の一つは、わが国には図書館の専門家が少ないということである。仮に専門家が生まれたとしても、大学図書館にはそれらが将来専門家として伸びていく道が開かれていない。

以上のような意見の交換が行われたのち、第42

三次報告書のことについては、当分の間第二次報告書の反響をみたうえで検討することになった。

入試改善調査委員会議事要録

日時 昭和51年7月29日(木) 11:00~13:30
場所 国立教育会館第2特別会議室
出席者 岡本委員長
加藤副委員長
松本、帷子、市古、湊、小山、桜場、丸井、佐野、三上、永田、増尾、若槻、円藤、岳中、蟹江各委員

岡本委員長主宰のもとに開会。

開会にあたり委員長より次のとおり挨拶があった。

去る6月22~23日開催の国大協総会に共通第一次試験の問題について諮るため、本年3月に当委員会が発表した「国立大学入試改善調査研究報告書」について、各大学の意見を求めるアンケート調査を4月5日付で行った。

6月10日の回答締切後、これの回答集計が実施方法等調査専門委員会小委員会においてまとめられ、その集計結果について去る6月21日の本委員会で慎重な検討が行われた。そして、これを同日開催の理事会に報告し、理事会においてはこれの内容について審議するとともに、これに基づく「共通第一次試験についての国大協としての意見」のまとめについて協議した。その結果、「国立大学協会は、共通第一次試験が大学入試の改善に資するものと判断する」との結論を得たが、これの実施に関しては「種々重要な問題が残されているので、これらの問題について今後文部省とも協議し、慎重に検討した上で国立大学協会の方針を決定したい」ということになった。このような表現となったのは、

今回のアンケートでは共通第一次試験の意義について意見を求めただけで、これの実施に関しては直接尋ねることはしなかったからである。

理事会ではこのような結論に達し、これを6月22日開催の総会に諮り、総会ではこれが原案どおり承認された。そして、共通第一次試験についての国大協の方針決定については来る秋の総会をメドとするということになった。

しかし、共通第一次試験の実施を決定するについては、これの実施に必要な条件の整備の裏付けが必要である。すなわち、共通第一次試験の実施機関である入試センターの機構整備や施設・設備の整備等のあることがあり、これらは予算措置を伴う問題であるので52年度の概算要求にこれを盛り込まなければならない。ところで、この概算要求には一定の期限があるので、現在はまだ実施の決定がなされていない段階ではあるが、その予算措置の詰めについて文部省との協議を進める必要がある。そのような事情から、総会においては、現時点で共通第一次試験の実施に必要な予算について文部省と折衝することも併せて了承された。

その後、共通第一次試験の実施に関わる問題について文部省との協議を進める一方、実施方法等調査専門委員会においても残された諸問題について検討を進め今日に至った。それで本日は、この文部省との協議の模様と実施方法等調査専門委員会の検討の状況を報告し、これに関してご審議頂きたいと思う次第である。

以上の挨拶ののち、本委員会の委員の交代について、このたび退任された菅好雄（岡山大学教授）、長瀬正二三（佐賀大学教授）両教員委員の後任として、片山嘉雄（岡山大学教授）、河原一男（長崎大学教授）の両教授がそれぞれ委員に就任されることになった旨報告があった。

議 事

1. 「残された種々の問題」について

このことについて委員長より次のとおり述べられた。

先程も述べたとおり、本日は、共通第一次試験を実施するについて、なお検討を要する種々の問題について文部省との間で協議した模様と、実施方法等調査専門委員会において検討した状況について報告し、これについてご意見を伺いたいと思うわけであるが、順序としてまず文部省との協議の経過の方から始めることにしたい。

(1) 文部省との協議の状況について

このことについて田保橋入試改善調査施設総主幹より概ね次のとおり説明があった。

共通第一次試験の実施に関する残された問題についての国大協と文部省との協議は、これまでに6月25日と7月8日の2回開かれ、第1回は主として今後の連絡協議の日程について、第2回は昭和52年度の概算要求の内容について協議した。なお、この概算要求にあたり共通第一次試験の実施時期については白紙の前提となっている。

この52年度概算要求においては、入試センター（仮称）の設置と各大学の実施体制の整備の関係経費が計上されている。まず入試センターについては、①その性格は国立大学共同利用機関とし、その機構、定員、管理運営方法等は国大協報告書の提案を基盤として考慮する。②その施設については、恒久的施設の建設は2～3年かかるので、当面暫定的施設の整備を図る。③大型電算機、光学マーカーを導入するとともにこれの要員訓練を行う。④本番に先立ち高校3年生10万人を対象としたプレテストを行う。⑤本試験の試験問題の作成を52年度当初

より着手する。などの事項が主な内容となっている。なお、関連して入学検定料のことがあるが、これの徴収方法、金額等については今後検討することとしている。次に各大学の実施体制の整備については、入学主幹等の配置計画に基づき所要人員を52～54年度の3ヵ年計画で整備し、事務処理の中核体を早くつくり上げる考えである。以上が52年度概算要求の内容の概要である。

ついで委員長より次のような補足説明があった。

52年度概算要求においては入試センターの創設が主となっており、これの人員整備、施設・設備の整備、プレテストの実施等が主要な内容となっている。また、これとともに各大学の実施体制の整備のための所要人員の配置のことが重要な事項となる。定員増が激しい折柄であるが、各大学の負担増にならないよう、この点については極力努力したい。なお、入試センターに配属される教官については教育公務員特例法が適用されることになるが、これについては入試センターの性格と大学との関わり点について今後慎重に検討するつもりである。

以上の説明ののち、次のような意見交換が行われた。

- 先程の説明によると、52年度当初より問題作成にかかることだが、これは本番準備ということで現在の科目別委員会とは別個のものをつくるということか。現在の委員会と今度できる委員会との関係はどうなるのか。
- その問題は入試改善調査委員会や実施方法等調査専門委員会で検討すべき問題であるが、現在の科目別委員会を読み替えるかどうかという問題である。現実には多分読み替え

になろうと思われるが、あるいは別の考え方があるかもしれない。いずれにしても両立ということは考えられない。

- 来年4月から入試センターが発足することだが、国大協との関係はどうなるのか。国大協からアドバイスをすることはあっても直接は関係ないということか。
- 入試センターは評議員会や運営委員会等が設けられることになるので、ただいまのご意見のような関係になるものと思う。入試センターのそれらの機関には各大学の関係者が入るので、国大協が直接関係しなくても大学の意思は反映されることになる。ただ、国大協としてもこれに対応する何らかの組織を持った方がよいということは考えられる。
- いまの入試改善調査委員会が元の入試調査特別委員会に戻って、入試改善についても検討することになろう。

概ね以上のような意見交換があり、この議題についての協議を終った。

(2) 実施方法等調査専門委員会における検討の状況について

このことについて田保橋総主幹より概ね次のとおり説明があった。

本日配付の「残された種々の問題について」の資料の内容は「1. 検討を要する事項」と「2. 技術的に解決可能な事項」の2つに大別されている。1.の「検討を要する事項」というのは、今後さらに詰めを行う必要がある課題で、共通第一次試験の実施機関、実施時期、追試験・再試験の3点が取り上げられている。2.の「技術的に解決可能な事項」というのは、概算要求に衍着した具体的なもので、大体その処理の見通しがついたと思われる事項である。これらの問題についてご審議を頂きたいが、まず「技術的

に「解決可能な事項」の方から始めることにしたい。

以上の前置きののち、①実施手続等、②受験者数の推計、③試験問題等の印刷、④一斉連絡方法、⑤大学における試験実施、⑥情報処理、等の諸事項について、詳細な説明があった。

これについて次のような意見交換が行われた。

- 「技術的に解決可能な事項」というようになっているが「解決可能な事項」とはどういう意味か。この中に掲げられている事項の中にも検討を要する問題が含まれているので、「技術的に解決すべき事項」とした方がよいのではないか。
- これは具体的、技術的問題に関することで、解決の方途の見通しがついているのでこのような表現としたのである。
- この技術的、具体的事項の中の「解答用紙の様式統一」ということは今後検討を要すべき問題である。
- 受験票の写真貼布について、先程の説明のように、これを試験当日に受験生各自に貼らせるという方法は混乱を招くおそれがないか。
- 受験票に予め写真を貼布すると機械処理が困難になる。また、たとえ機械処理ができたとしても、これのチェックのための照会は大変な作業である。
- 共通第一次試験の試験期日をウィークデーでなく土、日曜日になっているのは何故か。
- 主に試験場確保の関係からである。ウィークデーだと高校等の施設を借りるのがむずかしい。
- 「その他」の(3)の「共通第一次試験の正解及び採点基準の公表」ということは、高校側

からは強い希望がある。

- 解答用紙の様式統一のことは、「社会」の各科目間の問題について検討したところでは可能性がありそうである。「理科」については「生物」は統一しにくいように思われる。この解答用紙の様式統一の問題は経費面の無駄を省くという点からだけでなく、試験実施の際の解答用紙の配布・回収の手数を省く点からも重要なことである。

概ね以上のような意見交換があつて「技術的に解決可能な事項」についての審議を終り、ついで「検討を要する事項」についての審議に入り、これについてまず田保橋総主幹より概ね次のとおり説明があった。

この「検討を要する事項」で取り上げた問題は、報告書でもまだ十分な詰めが行われていないもの、および先般のアンケート調査に対して提出された意見等を基に提示したものである。ここでは共通第一次試験の実施機関、実施時期、追試験・再試験の実施時期、等3項目が取り上げられている。

第1の共通第一次試験の実施機関については、「高校側の意見を反映させるには、組織・機構において、どのようなことが考えられるか」ということが一つの問題点である。国大協での共通第一次試験についての調査研究の経緯をみると、当初には高校側の協力を必要とするという意見が出されたこともあるが、その後これは国立大学入学者選抜の一環であるから、試験問題の出題等に関しては国立大学教官があたるべきであるということになった。このように両様の意見があるが、高校側からは「共通第一次試験が高校教育の達成度を評価することを目的としているのであるから、特に試験問題に関

して高校側の意見が反映するように配慮してほしい」との強い要望がある。そのようなことから、高校側の意見反映を図るため組織・機構上からどのようなことが考えられるかについてご検討頂きたい。

第2の共通第一次試験の実施時期については、種々問題があってまだ最終結論に至っていない。過般のアンケート調査の集計結果によれば、E案（2月下旬～3月上旬に第一次試験、3月下旬に第二次試験を実施）の時期が適当との意見が多く、次いでA案（1月下旬の土、日曜日に第一次、3月に第二次）、D案（冬休中に第一次、3月に第二次）であった。なお、賛成の多かったE案については付帯意見として、①第一次と第二次との間が短く、再・追試験及び予備選抜の実施に支障を来たす、②私立大学の入試に影響を及ぼす、等の意見が提出されている。

以上のような事情でこの実施時期の問題については再検討を迫られているが、これを設定するにあたっては次の諸点に留意して検討する要があると思われる。①共通第一次試験と各大学第二次試験の実施の間は、技術的に約50日間を要すること、②私立大学は2月以降連日30校程度が入試（1～2日）を実施していること、③E案によると入学時期が5月となるおそれがあること、④高校課程の履修状況を勘案すること、⑤気象条件を勘案すること、⑥第二次試験は募集開始から試験日までの間約30日を要することなどである。以上の種々のファクターを考慮して実施時期をいつにするのが適当かをご検討頂きたい。

第3の追試験・再試験の実施時期の問題は、前述の実施時期の問題とも関連するが、これにも種々の問題がある。報告書では追試験は共通

第一次試験の1週間後、再試験は1～2週間後に実施することとされているが、追試験受験者数の把握、受験資格の認定、試験場の設営、試験問題等の輸送、漏洩防止等のため、早くて3週間後実施ということにならざるを得ない。なお、追試験の実施については、果してそのような措置をとることが必要かどうかについても再検討を要するのではないかと思われる。それらの点についてご検討を頂きたい。

以上の説明ののち次のような意見交換が行われた。

- 高校側の意見が反映されるよう配慮してほしいという高校側の要望は、試験問題の程度、範囲等についての希望を参考にするというようなことでよいのか。その他に何か要望があるのか。
- 高校側としては、ぜひ出題に関与させてほしいというのではなく、大学側だけで内密に問題作成されることに対して心配を感じていることのようなのである。それで何らかの形で高校側の意見が反映される道を開いてほしいという希望の声が多い。その形をどのようにするかは今後の問題である。なお、共通第一次試験検討の初期の段階では、国大協内部でも高校側の意見を取り入れるという考えがあったようである。
- 外部からの意見反映ということについては、これを短絡的に取り上げると、報告書のこれまでの構想と違ってくるようになるおそれがある。反映の仕方をどうするかは慎重に検討する必要がある。
- 意見反映はよいが、出題に事前に参加するということではなく、あとで出題の批判をして貰うのがよい。
- その機構を考えた方がよい。

- 再試験はどうするのか。
- 再試験は、いわゆる天変地異等不可避の事故で試験が実施できなくなった場合の措置で、その場合は当然再試験を行わなければならない。これは受験生個人の事故に対しての処置である追試験とは別のものである。
- 共通第一次試験の実施時期はいつが適当か。
- 実施時期については、当初一期校、二期校前提で考えたので共通第一次試験は早目に行うことを考えた。その後、入試期一本化の方向に沿って考え直したので一次と二次試験の間が窮屈な案となった。
- 第一次試験と第二次試験の実施の間は50日間を要し、追試験は第一次試験の3週間後になるというのはどういうわけか。
- いままでの案のように追試験を1週間後に実施し、マークシートの読み取りを1週間で完了するためにはマークリーダーが50台必要となり、それは到底無理な話である。また機種変更による能率化ということもおのずから限度がある。現在の計画である外国製マークリーダー5台導入によって処理するとなると、第一次試験答案マークシートの読み取りにどうしても20日間程度の期間をみななければならない。
- 共通第一次試験と第二次試験の実施の間が50日もかかるということになると、共通第一次試験に対するイメージが大分変わってくることになる。
- 私立大学の入試との関係を考慮しなければならない。
- 私立大学関係とは来週話し合うことにしている。大学生の約8割を抱えている私立大学の立場を十分考慮に入れなければならないと考えている。
- 実施時期の問題についてはマークリーダーの性能のことがネックとなっているが、そのために従来の構想と余り変わってくると問題である。設備を充実してこれまでの考え方を余り変えないようにする配慮が必要である。
- 現行の国立大学の入試では、出願期間を10日間、試験時期を21日間くらいみている。その点についても今までの案とのギャップがある。設備充実のことについては、集計の能率化を図るため地方分散方式で処理する方法をとるにしても、そのために50台のマークリーダーを購入することは困難であり、またこの方法ではミスが出た場合あとの処理が大変である。また、性能のよい外国機を増設するというのも、製作期間が相当かかるのですぐには間に合わない。いずれにしても追試験を1週間後にするという案は、集計処理がダウンした場合のことも考えたら不可能といわざるを得ない。追試験がなくなれば試験実施時期は多少短縮できる。
- 実施時期についてはA案、D案、E案が残っている。いまの話のような新しいデータを考慮に入れて慎重に検討する必要がある。
- 私立大学の入試のことを考えると共通第一次試験を2月に繰り下げることはできない。そうなると1月ということになる。
- 「一次、二次連続実施案」についても検討の要がある。
- この「検討を要する事項」については、実施方法等調査専門委員会でさらに検討して貰うことにしたい。
- 実施方法等調査専門委員会でこれらの問題を検討する場合、11月総会までに全体の大綱をまとめることになるのか。

- 項目によってはその際に報告の必要があるが、あとになっても差支えないものもある。
- 11月総会までに、文部省との協議で概算要求に関係あるものは極力詰めて、とれるものはとるようにしなければならないと考えている。入試センター設置のための要員確保、施設整備、電算機・マークリーダーの導入、また各大学の実施体制整備のための要員確保等のことは、共通第一次試験実施の前提条件として固めておかなければならない。なお、このような内容の概算要求をすることについては、過般の理事会でそのアウトラインを説明し了承を得ているので、順序は逆になったがこの委員会でもご承認を頂きたい。

概ね以上のような意見交換があり、概算要求に関する件についてはこれを承認し、「検討を要する事項」については今後実施方法等調査専門委員会で検討することとなった。

以上で本日の議題についての協議を終り、最後に、このたび退任された相磯副委員長（副会長）の後任人事について協議が行われ、その結果、第2常置委員会委員長である若槻委員（大阪大学長）が副委員長に選任された。なお、相磯副委員長の退任に伴う委員の欠員補充については、国大協の内規に従い川上副会長が委員に就任することになった。

実施方法等調査専門委員会議事要録

日時 昭和51年7月24日(土) 13:00~18:30

場所 学士会分館8号室

出席者 松本, 帷子, 湊, 小野, 清水, 川村, 丸井, 永田, 上垣内各委員

加藤委員長が都合により欠席されたため、代

って松本委員（北見工業大学長）が座長となり開会した。

初めに松本座長より開会の挨拶に続き、本日は議題の2.「残された種々の問題について」を主なテーマとしたい、というのが加藤委員長のご意向であるのでよろしくお願ひしたい旨が述べられ、ついで事務局より配付資料の説明があったのち議事に入った。

議事

1. アンケートのとりまとめ報告について

このことについて、まずその経過を紹介するため、6月21日開催の本専門委員会小委員会の議事要録の朗読が行われ、ついで湊委員（入試改善調査施設長）より次のとおり報告があった。

今回のアンケートのまとめについては本専門委員会の小委員会に一任された。その結果については、本専門委員会に報告し了承を得るべきであったが、時間的余裕がなかったため、その順序をふむことができなかった。その点悪しからずご了承頂きたい。

以上のことが了承されたのち、資料1「アンケート回答の集計」に基づき湊委員よりさらに次のとおり説明があった。

6月10日締切後、各小委員会委員が分担して回答の集計にあたり、総会前日の6月21日に小委員会を開いてとりまとめを行った。そして、これを同日午後開催の入試改善調査委員会に提出し、逐一検討を行って若干形式上の修正を施したうえ、同日夕刻開催の国大協理事会にこれを報告した。

今回のアンケートは、問1)から問5)まで5問あり、5人の小委員会メンバーが1問ずつ分担して集計にあたった。その概要は以下のと

おりである。

問1) 「入試センターの管理運営について」 これのまとめは川村委員が担当した。これについては資料にみられるような種々の意見があったが、その大部分はわれわれとしても当然と考えられるような意見であった。

問2) 「実施時期の再検討の結果について」 これのまとめは永田委員が担当した。この共通第一次試験の実施時期の問題については、本年3月に発表した報告書にA～Gの7つの案を示し、そのうちE案（第一次試験を2月末～3月初旬、各大学の第二次試験を3月下旬とする案）が適当であろうとの提案を行ったが、これに対しE案に対する賛成意見が最も多かった。しかし、このE案については第一次と第二次試験との期間が短く、事務処理が窮屈であるなどの意見も述べられている。それで、このE案とA案（第一次試験を1月下旬の土・日曜日、各大学の第二次試験を3月実施とする案）を折衷したものが適当ではなからうかと考えている。

問3) 「第二次試験のガイドラインについて」 これのまとめは湊委員が担当した。ここでは第一次、第二次試験合せての負担軽減（受験生ならびに大学側の）を考えての提案を行った。第二次試験は本来大学独自の判断で行うべきものであるが、共通第一次試験との組合せの関係において、第二次試験をどのように考えるべきかについて意見提示をしてほしいとの要望が各大学からあったので、本年3月の報告書に一応その考え方を提示した。この案に対し、大体賛成と受け取れる回答が約70%程度あり、また積極的否定論はなかったので、ほぼこのガイドラインの線によろしいのではないかと考えられる。

問4) 「昨年度の実地研究の試験問題につ

いて」 これのまとめは細川委員が担当した。その結果は、大多数はこの試験問題は量質ともに適当であるという意見であった。なお、これらの試験問題の設問別の点についてはかなり意見があったので、それらの意見を各科目別研究専門委員会の方に参考資料として回付することにした。その他、若干数ではあるが、各科目とも試験時間を短縮することを検討すべきであるとか、あるいは理科、社会において科目間の難易の調整について具体的検討をすべきである、などの意見があった。

問5) 「共通第一次試験の意義について」 これのまとめは丸井委員が担当した。この設問は「共通第一次試験方式は大学入試問題の改善に資すると考えられるかどうか」を尋ねたものであるが、その問いの前段に「共通第一次試験を実施するにあたっては、今後具体的に調査研究すべき幾つかのことが残されているが、これらの問題が適切に処理できた場合には」という前提が付されている。このような形の設問となったのは、一つはこの共通第一次試験の調査研究がまだ研究段階にあるということ、いま一つはこの残された問題（入試センターの組織機構、各大学における入試事務組織の整備、居住地受験の具体的処理、事故処理問題、身体障害者問題等）というのは予算、人員配置等と関係する事柄であって、国大協の立場のみでは解決し得ない性質の問題であるからである。それで、このような条件付きの形で共通第一次試験の入試改善上のメリットについて尋ねたわけであるが、これに対し、資料にみられるような回答集計結果が出た。なお、この集計にあたっては学部別回答（12大学—89部局）の分は大学当りに換算し、大学別の意見に算入する措置をとった。

次に集計の内容に関してであるが、各大学の意見をAからIまでの9項目に分類して整理した。そのうちAからCまでは、その内容に多少のニュアンスの差はあるものの、大体「前提条件が満たされれば大学入試の改善に資すると考える」という意見である。これが全体の76%程度を占め、昨年のアンケートの場合（設問内容は多少異なるが）に比し賛成率は高くなっている。なお、反対意見は2学部のみで、全体の0.4%という低率であった。このような結果からして、共通第一次試験に対する各大学の理解は漸次進んできたものと思われる。

小委員会としては以上のようなまとめを行い、これを入試改善調査委員会に報告した。入試改善調査委員会ではこのまとめを承認し、これに基づいて共通第一次試験に対する国大協としての態度についての見解をまとめることになった。これが資料1の冒頭に掲げている「大学入試改善に関する意見」で、そこでは前段において「国立大学協会は、共通第一次試験が大学入試の改善に資するものと判断する」との意見が述べられ、それに続いて後段において「しかし、この共通第一次試験を実施することについては、種々重要な問題が残されているので、これらの問題について今後文部省とも協議し、慎重に検討した上で国立大学協会の方針を決定したい」との意見が述べられている。なお、この「意見」は理事会で表現上若干の修正を経たものであるが、概ねこのような内容を骨子とする意見を入試改善調査委員会できりまとめたいうえ、これを理事会に提出し、総会にどのような形で提出するかについて諮った。理事会ではこれを慎重に審議した結果、上述のような文案とし、これを総会に提出することを承認した。

総会においては、まずアンケートの集計結果

を報告し、ついでこの「意見」の採択を諮り、協議の結果これが異議なく承認された。なお、その際共通第一次試験の実施の決定は来る11月総会で審議するという事になった。また、その実施の決定にあたっては、残された問題について文部省との交渉を進めてその解決の見通しを立てなければならないので、国大協の担当者と文部省との折衝をそれまでにすませることも併せて了承された。それで、総会後今日まで、会長、副会長、入試改善調査委員会委員長、副委員長等と文部省首脳部との間で2回ほど意見交換をし、入試センターの人員配置、予算措置等について検討した。

以上が今回のアンケートのまとめとそれに関連するその後の経過の概要である。なお、11月総会で実施が決定された場合のこの実施時期の問題であるが、巷間伝えられている53年度実施ということは諸般の事情よりして困難であり、1年遅れるのではないかと推測される。総会においてもこのような点についての論議の展開があった。

以上のような説明があったのち、実施時期の問題、文部省との折衝の経過、実現の法的根拠の問題等について意見交換があり、この問題についての協議を終った。

2. 「残された種々の問題」について

このことについて田保橋総主幹より資料2「残された種々の問題について」に基づき次のとおり説明があった。

去る6月の国大協総会后、国大協担当者と文部省との間で共通第一次試験を実施するについての「解決を要する残された諸問題」について連絡協議することとなっており、その基本的な

問題については首脳部間の連絡協議会で協議され、報告書でも細部の検討がなされずにいる具体的、事務的な問題や、今回のアンケート調査に対して提出された技術的な問題点等については、報告書の趣旨をふまえ、概算要求の内容ともからめ、文部省大学課と国立大学入試改善調査施設の間で事務レベルの協議を行った。以下そこで協議された事項のうち主に技術的関係のことについて説明をしたい。

以上の前置きののち資料2に記載されている次の11項目についての検討結果について詳細な説明があった。

1. 共通第一次試験の実施機関
2. 試験時期
3. 実施手続
4. 追試験
5. 受験生推計
6. 試験問題等印刷
7. 試験問題等の保管・輸送・警備
8. 一斉連絡方法
9. 大学における試験実施
10. 情報処理
11. その他

以上の説明に対し意見交換が行われ、実施時期、追試、マークシートの統一の問題等について、今後本専門委員会ですらに検討を続けることになった。なお関連して新潟大学から提起された「一次・二次連続案」について検討が行われたが、報告書と大きく異なること、高校の納得が得られないこと等から実施は困難であろうとの意見が多かった。また、共通第一次試験の試験問題の正解発表の是非の問題について意見交換があった。

3. 共通第一次試験実地研究の実施について

この議題に関連し、まず資料7「各試験実施委員会委員長会議(51.6.2)議事要録」の朗読があり、ついで田保橋総主幹より次のような補足説明があった。

いま朗読した議事要録にもあるように、過般の実施委員長会議で二、三懸案になっていた問題があったので、これについてその後の経過をご報告する。まず実地研究の経費に関する問題であるが、その後文部省とも折衝し、次の2点の改善を図った。①試験監督の手当8,000円を10,000円に増額した。②各科目別委員会委員の問題作成謝金25,000円を27,000円に増額した。なお、本年初めて試験実施校にあたる大学に対しては、備品経費として校費65,000円を配分することにした。

次に未解答用紙の処置のことであるが、従来はこれを取りまとめて返送していたが、今回は各大学で保管することとした。なお、試験問題、マークシートの送達方法については日通を指定して行うこととした。

以上の説明ののち、本年度の実地研究の関係事項についてそれぞれ資料に基づき事務当局より次のとおり説明があった。

(1) 監督者要領について

これについて事務当局より、昨年度のものは長文であったので今年は読みやすいよう簡略なものにした、と説明ののち資料3の朗読が行われた。

これについて次のような意見が交された。

- この中に記載されている「注意事項」の表現は話し言葉に統一した方がよい。
- この中に掲載されている試験実施時刻表の形式は科目毎に分けて示した方が分かりやすい。
- 2日目は昼食をとらせた方がよいか、昼食

抜きで早く帰した方がよいか。

- 2日目の昼食時間が11時15分からでは早すぎないか。
- 受験生に対するアンケートは今年もやった方がよい。それを実施する注意書きを時刻表に入れた方がよい。
- 解答用紙を科目別に色分けしているが、昨年のものは見難いものがあった。この点今年はどうするか。改善方法を考えているか。
- 解答用紙の色は緑、青、紫等の薄いものは使わず、セピア、オレンジ、濃いブルー、赤味があった紫等を使用することにした。また線も太くした。

概ね以上のような意見交換があり、それらの意見に基づき文案の表現、形式等につき適宜修正を施すことにした。

(2) 試験調査表について

このことについて資料4に基づき事務局より次のとおり説明があり、了承された。

受験者の状況調べについて従来は欠席調査だけであったが、今回は別紙様式のような試験調査表とし、欠席状況以外に事故関係、選択科目関係などのことも分るような一覧表とした。これによって解答用紙枚数確認のチェックもでき、受渡しもはっきりすると思われる。

(3) 試験問題に付記する注意事項について

このことについて資料5（英語の分の例示）に基づき検討が行われ、これについてマークシートの記入方法についての説明を付加した方がよいのではないかと意見があったので、そのように措置することとした。

(4) 試験問題及び解答用紙の校正日程について

このことについて資料6に基づき説明があり、異議なく了承された。

4. その他

公・私立大学における共通第一次試験の利用について

このことについて湊委員より次のとおり述べられた。

この共通第一次試験は国立大学を中心として検討してきたが、大学入試に関することであるので、公立、私立大学関係でもこのことに深い関心を寄せている。公立大学関係については、この春以来文部省のアレンジでこのことについての国大協との話し合いが行われているが、公立ではこれを利用してほしいとの意向がみられ、去る7月8日には公立関係の入試担当の人達に対する共通一次の説明会が開かれた。このように公立関係では共通一次の利用に熱心で、もし54年度実施なら利用させてほしいとのことである。なお、必要なら試験監督、試験場提供等について協力するとのことであるが、出題について関与したいという話はない。もし、公立関係が共通一次に参加することになると受験生が増すことになるが、その数は大体5～10万程度と推測される。

私立大学関係は今のところ私学団体としての意思表示はない。共通一次を取り入れたい意向の大学は二、三あるようだが、私立関係全体としての積極的参加には長時間必要のようである。ただ、国立大学の共通一次の実施によって私立関係の入試がディスターブされるようでは困るとの意見は強い。

以上の説明ののち次のような意見交換があった。

- 公立大学の共通入試参加のことを検討するのはよいが、その問題は正式には国大協理事会、総会での決定を必要とする。この共通第一次試験はこれまで国立大学の入試改善のた

めに調査研究をしてきたのであるから、国立以外の大学が参加するとすると改めて諮らなければならない。

○ 公立大学協会からは正式に国大協に対して参加希望の申入れがあるので、これに対する正式の意思表示をする必要がある。このことについては入試改善調査委員会にも報告してある。私立大学関係からは公式の申入れはない。

○ 私立大学側からの私大の入試をディスターブしないしてほしいという意見は、共通第一次試験の実施時期の問題に関連してくる。

以上のような意見交換があって本議題の協議を終り、本日の会議を閉会した。

実施方法等調査専門委員会議事要録

日時 昭和51年9月13日(月) 14:00~17:00
場所 学生会分館7号室
出席者 加藤委員長
松本, 帷子, 湊, 清水, 川村, 永田, 具島, 河原各委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のとおり述べられた。

本日は17号台風の影響で交通機関が麻痺している関係から委員の集まりが悪いため、正式の会議とはしないで懇談会ということにし、議事に関する決定は行わないことにする。前回の議事要録についても正式の承認は次回に譲ることにする。

今回、菅委員の後任として片山嘉雄教授(岡山大学)(欠席)、長瀬委員の後任として河原一男教授(長崎大学)がそれぞれ当専門委員会委員に就任されたのでご紹介する。

本日の議題は、別紙の議事日程にもあるよう

に報告事項と協議事項に分かれているが、まず経過報告から始めることにしたい。

議 事

I 報 告

1. 昭和52年度概算要求の概要

このことについて入試改善調査施設田保橋総主幹より資料2に基づき次のとおり報告があった。

この資料2「国立大学共通第一次試験に係る昭和52年度概算要求の概要」は連絡協議会(文部省と国大協との協議機関)で3回に亘る審議を経てとりまとめ、大蔵省に要求したものである。なお、各大学に対しては去る8月20日付でこれを要約したものを入試改善調査委員長名をもって送付した。来る11月の国大協総会の際にはもっと詳しい報告をする予定にしている。

以上の前置きののち資料の内容について詳細な説明が行われた。

ついで委員長より、先般の理事会ならびに総会では、共通第一次試験を実施するについては、それに必要な予算的裏付けが確保できるよう行政当局と折衝する要があるとの意向表明がなされたが、この概算要求ではわれわれの要求は殆ど100%受入れられている、との補足説明があった。

2. 昭和51年度共通第一次試験実地研究の進行状況

このことについて田保橋総主幹より資料ならびに「日程メモ」に基づき、実地研究の実施に要する諸資料の作成、送達の進捗状況ならびに今後の作業日程について詳細な説明があった。なお、今回の実地研究の受験者数について次の

ように報告があった。

受験者総数 11,690人（予定より310人減）

参加高校数 919校（普通高校861，工業高校29，商業高校20，農業高校7，盲学校2……弱視の者）

基礎理科受験者 119人

数学一般受験者 126人

以上の報告に関連し、数学一般と基礎理科受験者については、高校で当該科目を履修していたかどうかをチェックすることが今後重要な課題である、旨の発言があった。

II 協 議

1. 共通第一次試験の実施時期について

このことについて田保橋総主幹より資料3およびその他の諸資料（6，7，8，9，10）に基づき共通第一次試験の実施時期に関する問題点について詳細な説明があった。

2. その他

引続きその他の問題として次の5項目について資料3およびその他の諸資料（4，11，12，13，14，15，16，17）に基づき、それぞれ説明が行われた。

- (1) 科目別専門委員会の継続性及び問題作成と高校側の意見反映について
- (2) 解答用紙（マークシート）の様式統一について
- (3) 職業高校出身者に対する代替科目について
- (4) 大学入試全廃推進会議の公開質問状について
- (5) 高校側に対する説明会の開催について

なお、加藤委員長より、以上の5項目のうち(4)と(5)は共通第一次試験の本質論からはずれた問題であり、本委員会として検討を要するのは

(1)～(3)および前述の実施時期の問題の4項目である、旨付言された。

このあと次のような点について懇談が行われた。

① 大学入試全廃推進会議の公開質問状について

具島委員（長崎大学長）より、この推進会議の実体についての説明と、同推進会議の代表者と質問状の内容に関して意見交換を行った経過について報告があった。これに関して若干の意見交換があったのち、この公開質問状に対する処置については岡本入試改善調査委員長と相談のうえ決めることとした。

② 英語のヒヤリングについて

来年度の実地研究の際にヒヤリングを実施するかどうかについて英語の科目別委員会の意見をきく必要があること、また、本番の際にヒヤリングを実施することについては慎重な検討が必要であること、などの意見が述べられ、また関連して、英語の出題を英語Bと指定していることについて、職業高校側から出ている反対意見にどう対処するかについての意見が述べられた。以上の問題については英語の科目別委員会で検討して貰うことにした。

③ 技能を主体とする学科（音楽・美術・体育等）の入学志願者に対する措置について

実技を主体とする学科の入学志願者に対して共通第一次試験受験の特別措置を望む声があることに関して論議され、これらの者に対して、①特定科目だけを課する「科目指定」の措置を講ずることの可否、②この問題を各大学の共通第一次試験の利用方法に委ねる場合その利用方法を予め公表することの可否、等について意見交換があった。また、これに関連して推せん入学と共通第一次試験の関係についても論議が交

された。以上の問題については今後の検討課題とされた。

④ 共通第一次試験における理科・社会の受験科目を合せて3科目にすることについて高校側より、理科・社会の2教科から、3科目を出題するようにしてほしいとの要望があるが、これをどう取扱ったらよいかについて論議され、これについて、①3科目とする場合これを指定とするか随意とするか、②受験生が文科、理科両方を受験する機会が多い現状から3科目に絞ることはできない、③カリキュラムの上からは特定の科目に偏らないのが原則である、などの意見が述べられた。

⑤ その他「試験時間の短縮」の問題、「障害者の受験」の問題、等が話題となった。

このあと丁子事務局長より次のような提言があった。

本年秋の国大協総会において共通第一次試験の実施についての方針を決定する予定になっているが、これについて各大学ではそれまでに大学内部の意見を集約しておかなければならないことになる。それで、秋の総会の案内状に、共通第一次試験に対する意見のとりまとめ方を考えおきたい旨を付記した方がよいかどうか。また、各大学が意見をとりまとめる上で参考となるべき資料を予め送っておく必要はないか。

以上の提言に対し、加藤委員長より次のような意見が述べられた。

各大学が意見を集約するための判断の材料となる参考資料を予め送付する必要があるため、その原案をこの委員会で作成することにする。その素案を入試改善調査施設の方で作成し、次回の委員会でこれを検討したうえで10月半ば頃まで

には送ることにはしたい。なお、当委員会としては懸案の「実施時期」の問題についての結論をその時までに出すことにしたい。

なお、本日は欠席者が多かったため正式の委員会ではなく懇談会としたので、改めて9月22日（午前10時より）に委員会を開催することにし、そこで本日の議題を改めて審議することにする。

以上をもって本日の会議を終了した。

実施方法等調査専門委員会議事要録

日時 昭和51年9月22日（水） 10:00～13:00
場所 学士会館（神田）309号室
出席者 岡本入試改善調査委員会委員長
加藤委員長
湊、小野、川村、竹村、丸井、永田、秋田、細川、片山、具島、河原各委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のとおり挨拶があった。

前回（9月13日）の委員会は、17号台風の影響で欠席者が多く、過半数の定足数に達しなかったため懇談会に切替え、本日改めて委員会を開催することにしたのでよろしくご了承いただきたい。

ついで田保橋入試改善調査施設総主幹より配付資料の説明があった。

議事

1. 共通第一次試験の実施時期について

このことについて委員長より次のとおり述べられた。

この委員会で結論を出すべき事項として、この共通第一次試験の実施時期の問題のほかに、①科目別委員会の継続性及び問題作成と高校側

の意見反映について、②解答用紙（マークシート）の様式統一について、③職業高校出身者に対する代替科目について、④大学入試全廃推進会議の公開質問状について、⑤高校側に対する説明会について、⑥これまでの検討経過の各大学への報告について、等のことがあるが、まず実施時期の問題から始めることにしたい。

前回の委員会は懇談会ということになったので、この実施時期の問題については、その問題点の大筋の説明をきくだけで実質的な審議は行わなかった。なお、この実施時期の問題については事務的な面との関わりが深いので、まず事務当局の方から説明をきくことにしたい。

ついで田保橋総主幹より次のとおり説明があった。

この共通第一次試験の実施時期の問題については、資料3に各方面からの意見を収録し、検討のための参考資料とした。そのほか関連資料として資料6（共通第一次試験実施時期の各案）、資料7（北海道大学—事務レベル—の実施時期検討案）、資料8（共通第一次試験処理日程案）、資料9（追試処理日程案）、資料10（積雪の深さの階級別日数）の5つの資料を添え参考に供することにした。

以上の前置きののち資料3を中心にその内容（各方面からの意見）について詳細な説明があった。そのうちの主要な意見を摘記すると以下のとおりである。

- ① 私立大学との関連、国立大学の入学時期の関連から、各大学の第二次試験を現行の一期校の試験日の前後とし、合格者決定を3月20日までに行うこと。
- ② 現在の私立大学の入試スケジュール（1月28日頃開始、2月は最盛期）に影響を与えないこと。

③ 一期校、二期校一元化の関連から、受験生が共通第一次試験終了後、その成績を自己判断したのちに、志望する各大学へ出願できる機会を確保すること。

④ 共通第一次試験の結果の機械処理は余裕をもって万全を期すること。

⑤ 国大協案の各大学第二次試験受験申込みから試験まで25日間というのは、現行31日より短く、試験事務が不可能であること。

⑥ 追試験の時期は、実施大学が或る程度の負担をすれば、共通第一次試験終了後2週間後に実施することが可能であること。

⑦ 共通第一次試験の成績報告は、第二次試験実施18日前に各大学が入手するのが望ましいこと。

⑧ 共通第一次試験を土・日曜日に実施するとしても、試験室準備のため金曜日午後から会場を借用しなければならないことを考えると、冬休み中以外の時期に実施することは難しいこと。

⑨ 積雪による影響は、3月、12月、1月、2月の順で影響が少ないこと。

⑩ 1月上旬に共通第一次試験を実施するとすれば、1月の特別休暇の関連から、試験監督者（教官）の確保、試験場整備が困難であること。

⑪ 第一次、第二次試験同時実施案は、従来の国大協構想の全面的変更であるので、再度全大学にコンセンサスを求める要があること。

⑫ 共通第一次試験開始から各大学第二次試験までの期間は、技術面からすると53日を要すると思われること。

⑬ 共通第一次試験の追試験と各大学第二次試験の出願日との間は、第二次試験への準備の関連から、接近しない方が望ましいこと。

- ⑭ 高校の課程（特に社会）の履修状況を勘案し、高校側の意見を十分聴取すること。

以上の説明があったのち協議に入り、主に次のような意見が交された。

- 去る6月の国大協総会では、E案（第一次を2月末～3月初旬、各大学の第二次を3月下旬に）を基礎として、A案（第一次を1月下旬の土・日曜日、第二次を3月実施）、D案（第一次を冬休み中に、第二次を3月実施）も考慮して実施時期を検討するということで了解を得たが、先程紹介のあった事務的な面からの意見もふまえて妥当な実施時期を定めたいと思う。
- 各方面からの意見を総合するとD案に近いものになるように思われるが、共通第一次試験が冬休み頃に繰り上がると受験者が増加することが予想される。なお、先般のアンケートの結果によると、D案に対し「実施不可能」と答えたものが相当あるが、その理由はどうか。
- 冬休み中に実施するといっても、12月の終りにするか1月の初めにするかという点で事情が大いに異ってくる。
- 私立大学の入学試験前に共通第一次試験を実施すると受験生が増加する可能性はある。
- 4月入学の前提から逆算すれば、共通第一次試験は冬休み中に実施ということになるが、年末・年始の特別休暇中に実施することは事務サイドから反対があるのではないか。
- 冬休み中といっても、年末・年始の休暇にかからない時期にやるということである。
- 冬休み頃に実施するとなると高校の社会科学履修の進度との関係が問題となる。
- 1月下旬にかかると私立大学の入試との関

係が出てくる。

- 時期が早くなると、私立大学入学志望者もためしに受けてみるということになりそうである。国立大学入学志望者でない者が受験することになると、共通第一次試験は国立大学の入試の一部であるという基本構想が崩れるのではないか。
- 私立大学に与える影響を考えると3月20日までに合否発表をしなければならない。また、合否発表が遅れて入学時期が5月にズレ込むことになると大きな問題になる。
- E案だと入学時期が5月になり、そうなる制度を変えなければならなくなる。
- 共通第一次試験の監督要員や事務要員を確保するためには、共通第一次試験の趣旨をよく理解して貰い、各大学教職員の合意を得るための努力が必要である。
- 1月上旬より12月下旬の方がやりやすい。
- 追試験を実施しなければならないことも考慮に入れなければならない。
- 公立大学は共通第一次試験に参加したい意向があるが、これを受け入れるについては詰めなければならない種々の問題があるので、それらが決定してから検討することになる。
- 従来为国大協案を変更するについては、その大義名分を明らかにする必要がある。
- 第二次試験は現在の一期校の時期より下げられない。その点から逆算すると、その途中に再試、追試があるので、第一次試験は1月上旬ないし12月下旬ということにならざるを得ない。
- 再試験の追試をやることは考えていない。
- 追試の実施時期は第一次試験後2週間は必要である。
- 追試をやるかやらないかは問題である。も

し追試が必要ということなら再試験の追試も必要ということになる。

- 高校側はもともと2回受験チャンス我希望しているの、追試を実施しないということになると抵抗があると思われる。また、追試をやめることはこれまでの考え方を否定することになる。
- 不可避的な大きな事故が生じて、第一次試験がその期日に行えなくなった場合には、再試験はどうしても必要である。それで、日程的には追試と再試を同一時期に設定し、再試験の追試についてはあとで検討するというようにしてはどうか。
- 再試験は第一次試験の2週間後に設定する。しかし、再試を実施する場合の原因は種々あるので、場合によっては2週間後では無理な場合もある。その際には、第二次試験の実施時期にも影響を及ぼすことになるが、その点は了承してほしい。
- 国大協としては、これまでアンケートの結果をふまえて全大学のコンセンサスを形成するよう作業を進めてきている。この実施時期の問題については、先般のアンケートの結果ではE案の賛成が多かったのに、それを今度事務レベルの検討結果に従って変更すると、アンケートは形式だけではないかと受け取られる恐れがある。たとえ、今度の案の方がよいとしても、アンケートというものをどう扱うかということについて、よく説明して了解を得る必要がある。

概ね以上のような意見が交されたのち、委員長より次のような提言があり、了承された。

種々ご意見があったが、それを総合すると、この共通第一次試験の実施時期については、第

一次試験を12月下旬、追試験をその2週間後、各大学の第二次試験を現行一期校の試験時期である3月初め、第二次試験の合格発表を3月20日前後、ということに大体意見がまとまったように思われる。ただ、再試験を行う場合の追試のことは更に検討することとしたい。なお、このような実施案とすることについては、従来の報告書案との関係や、アンケートの意見をどう扱ったかについて十分な説明をし、全大学のコンセンサスを得る必要があるの、その点十分配慮したい。

以上をもって本議題の協議を終った。

2. アンケート調査の回答における要望事項について

このことについて委員長より次のとおり述べられた。

さきの6月総会において、共通第一次試験の実施についての国大協の方針を来る秋の総会で決定するという事になったが、それについては、各大学でそれまでに大学内部の意見を集約しておかなければならない。そのためには、各大学が意見を集約するための判断の材料となる参考資料——前回総会以後の検討結果等——を予め各大学に送付する必要がある。それで、その原案を入試改善調査施設の方でまとめたので、これについてご協議を願いたい。

ついで漢委員（入試改善調査施設長）より次のとおり補足説明があった。

ただいまの説明のように、来る11月総会で共通第一次試験の実施についての国大協の方針を決定することになっているが、それまでに各大学の学長は学内の意見をとりまとめなければならない。それについては、審議のための検討資

料として6月総会以後における委員会での検討結果（アンケート調査で回答のあった意見や要望事項に対する検討結果）や文部省との折衝経過（概算要求の内容や事故処理対策等）などをまとめて、それを早い時期に各大学に流さなければならぬ。それで、入試改善調査施設の方で一応の叩き台を作ったので、これについてご検討を願いたい。

以上の説明ののち別紙資料「国立大学入試改善調査研究における残された問題について（案）」の朗読があり、これについて審議の結果、若干の字句修正が行われ、成案を得た。なお、この内容のうち従来案を変更した点および新たに提案された事項については、この資料が作成された経緯とともに「前文」において説明を加えることとし、この「前文」の作成は委員長に一任した。また、各大学にはこの資料とともに「国立大学共通第一次試験の概要について」および「国立大学共通第一次試験に関する調査研究等の経緯」の二資料をも併せて送付することにした。

なお、以上の審議の際に提起された問題で、今後の検討課題とされたものは以下のとおりである。

- 共通第一次試験における、技能を主とする大学・学部（音楽・美術・体育等）入学志願者に対する取扱い。
- 共通第一次試験の問題正解の公表。
- 英語の試験科目に「英語A」を含めるかどうか。

以上で本議題の協議を終り、最後に湊委員より、共通第一次試験に関する高校側に対する説明会開催日程について、来る10月下旬～11月上旬の間に全国7地区で行いたい旨の説明があり、了承された。

実施方法等調査専門委員会小委員会・各大学試験実施委員会委員長合同会議議事要録

日時 昭和51年9月22日（水） 13:30～16:30
場所 学士会館（神田）210号室
出席者 岡本入試改善調査委員会委員長
（実施方法等調査専門委員会）
加藤委員長、湊、小野、川村、丸井、永田、細川各委員（試験実施委員会）
各試験場大学（48校）試験実施委員会委員長及び事務担当委員

加藤実施方法等調査専門委員会委員長主宰のもとに開会。

初めに岡本入試改善調査委員会委員長より次のとおり挨拶があった。

本年3月に本委員会がまとめた「国立大学入試改善調査研究報告書」について、各大学の意見を求めるアンケート調査を去る4月5日付で行い、その回答結果をまとめて6月22日開催の国大協総会にこれを報告した。その結果、総会においては、この国立大学共通第一次試験は「大学入試の改善に資するものと判断する」との合意が得られたが、これを実施するについては、種々重要な問題が残されているので、これらの問題について今後文部省とも協議し、慎重に検討した上で、今秋開催の国大協総会においてその実施についての方針を決定するということになった。

それで、6月の総会后、アンケートの中で提出された各大学からの意見や要望事項等を委員会でも検討する一方、文部省とも3回にわたり折衝を行い、具体的問題（概算要求等）についてその詰めを行った。このうち、共通第一次試験に関する昭和52年度概算要求については、その概要を去る8月20日付で各大学長宛に通知し

た。その内容は、①大学入試センター（仮称）の設置、②各大学の実施体制の整備、に関することである。なお、これらの具体的問題の内容の詳細は、本日午前開催の実施方法等調査専門委員会で審議し、そこで取りまとめた結果を近日中に各大学に通知することになっている。

以上のような作業が進められている一方、この共通第一次試験の内容については社会一般にも知られるようになってきた。これが社会一般に評価されるようになったのは、過去2回にわたり実施された実地研究の成果によるところが大きい。この実地研究に出題された試験問題は、高校側その他関係方面で検討され、一定の評価を得た。その意味において、この実地研究というものは極めて重要な意義をもっている。そのようなことで、このたびの実地研究にあたって各大学に種々ご面倒をおかけするが、趣旨ご理解のうえ何分のご協力をお願いしたい。本日はその実施についての協議のためお集まり頂いたが、よろしくご審議のほどお願いする。

ついで加藤委員長より次のとおり挨拶があった。

この秋に12,000人の受験者を対象とする実地研究が行われることになった。ただいま岡本委員長よりお話しがあったように、この実地研究は、共通第一次試験が実施される場合の重要な資料となるものであるので、種々ご迷惑をおかけするがこれが支障なく行われるようご協力をお願いしたい。先程もお話しがあったように、この秋の国大協総会で、共通第一次試験の実施についての国大協の方針を決定することになっているが、それに関する具体的問題の二、三についてここでご紹介しておきたい。

一つは、過般のアンケートに対して寄せられた各大学の意見や要望事項などについて解決を

図ることである。しかし、これらの問題については、国大協の委員会だけでは解決できない問題があり、これについては文部省とも協議して概算要求の詰めを行い、一応満足すべき結果が得られた。共通第一次試験の実施にあたって、各大学で最も関心が深いのは、各大学の実施機構の予算的、人的措置の問題であるが、これについても各大学の要望に応えられる程度のものを概算に盛り込むことができたと思う。以上の問題の処理結果については、近く各大学長宛に連絡するつもりである。

もう一点は、共通第一次試験の実施時期の問題である。過般のアンケート調査で、この実施時期の問題について種々の案を示して各大学の意見を求めた結果では、E案（共通一次を2月末～3月初旬、各大学の二次を3月下旬に）に対する賛成意見が多かったが、同時にこの案の難点についての指摘もあった。それで、当委員会としてはE案を基礎として、A案（共通一次を1月下旬の土・日曜日、各大学の二次を3月実施）、D案（共通一次を冬休み中に、各大学の二次を3月実施）等を考慮して実施時期を再検討するというようにした。この共通第一次試験の実施時期を決めるについては、私立大学の入試スケジュールに混乱を及ぼさないこと、共通第一次試験の結果の機械処理は余裕をもって万全を期すること、などが重要であるので、それらの点を勘案して一応妥当と思われる案を作成した。このことも後刻各大学に連絡することになっている。

なお、この実地研究は来年度も実施する予定にしている。これは本番を想定した実地研究であって、10万人を対象として行うものであるから、本番のシステムに堪える検討ができることと思う。この具体的なことについては、いず

れ各大学に連絡し、ご意見を伺った上で進めることにしたいと考えている。本日は来る10月10日、11日両日に実施される実地研究の実施上の細かい点について協議することになっているので、よろしくお願ひしたい。

以上の挨拶があったのち議事に入った。

議 事

1. 昭和51年度国立大学共通第一次試験問題実地研究について

初めに田保橋入試改善調査施設総主幹より、前回（6月2日）の合同会議で要望が出された事項に対するその後の措置について、次のような説明があった。

前回の合同会議でこの実地研究に関する経費の増額についての要望があったので、その後文部省とも折衝し、次の点について改善を図った。

試験監督手当 8,000円→10,000円

各科目別委員会委員の問題作成謝金
25,000円→27,000円

本年新規の試験実施校への備品経費65,000円

なお、消耗品費は受験者1人当り100円、電話架設費は70,000円である。

答案用紙の返送は一括して業者に委託することにしたので、各大学で負担する必要はなくなった。

次に、受験者の手引や監督者要領等の資料を早く送ってほしいとのことであったが、これについては9月10日に送付した。

なお、前回の会議の際ご依頼した受験申込者数の報告については、各大学のご協力で7月25日までに全部頂くことができた。その結果によると受験者の応募状況は次のとおりである。

受験者総数 11,690人

参加高校数 919校（普通高校861、工業高校29、商業高校20、農業高校7、盲学校2）

数学一般受験者 125人

基礎理科受験者 118人

以上の報告に引続いて別紙「実地研究日程メモ」に基づき、準備作業の進捗状況ならびに今後の作業予定について説明があった。

ついで、本日配付の以下の諸資料に基づき、宮川主幹よりそれぞれの内容についての説明があった。

監督者要領、試験調査表、受験票、受験者の心得、答案及びアンケート調査票送付明細書、試験場別教室割当表、受験番号票、指示事項（試験問題等の発送・返送について、配付物について、掲示について、問題訂正について）

以上の説明があったのち湊委員（入試改善調査施設長）より次のとおり述べられた。

ただいまの説明に対する質問やご意見をこれから伺うことにしたいが、その前に二、三のことをお願いしておきたい。

① 英語の聴解力テストについては、種々条件の違う多くの教室で実施するので不便な点があると思われる。それで、これについての忌憚のない意見を文書で提出して頂きたい。本番の際にこの聴解力テストを実施することが適当であるかどうかの問題があるので、ご意見をお寄せ頂きたい。

② 選択科目となっている社会と理科の解答用紙は、選択しない科目の分は不要となるが、これの回収、整理の手間が仲々大変であり、また経費上の無駄も莫大なものとなる。それで、社会と理科については各科目とも解答用紙の様式統一ができれば好都合と思うので、

このことについてのご意見があればお寄せ頂きたい。

③ 解答用紙には受験番号や受験室がプレマークしてあるが、このための手間は大変なものである。できればこれを廃止したいと思っているが、プレマークしない場合、配布等の手間がどの程度省けるかご意見をお寄せ頂きたい。

このあと、以上の説明に対し次のような質疑応答があった。

○ 監督者要領の8（選択しない科目の解答用紙の回収——社会・理科のみ）の（注）では「試験室の構造上、試験時間中に回収することが困難な場合は終了後でよい」となっており、一方、4（試験時間・時間内退出許可時刻・残り時間の通告）では「選択しない解答用紙回収後に時間内退出許可の通告をする」となっているが、そうすると、試験室の構造によっては時間内退出はできないことになるのか。

○ 試験室の構造上、答案の回収ができない場合には、①答案を監督者に直接提出するか、②答案を机上にふせるか、すればよいが、①の方が望ましい。

○ ①試験室の構造上、試験時間中に選択しない解答用紙の回収が困難な場合は、受験者の入室後に解答用紙を配布することも同様に困難なのではないか。そのような場合には、解答用紙は受験者の入室前に配ってもよいか。

②試験調査表に記入する選択科目の確認は何を基準にして書くのか。提出された答案用紙によって確認して整理するには相当時間がかかり、次の試験の準備に差支えることになる。選択科目を受験生が予め決めるなど、もっと合理的な方法を考えてほしい。

○ ①については、解答用紙を受験生入室後に配布することが困難な場合には、入室前に配布しても、あるいは入室時に手渡してもよい。②については、どの科目の答案用紙があるかの確認が第一原則である。それをしないと、抜けていたときに確認しようがない。これまでは、その確認のため解答しない用紙を中央試験本部に回収したが、今度はそれを止めて試験調査表にそれを記入して貰うことにした。時間の余裕がない点は、現在の試験時間では致し方ないが、今後検討したい。

○ 受験票を忘れた者に対しては身分証明書等によって確認してくれと指示されているが、受験票を持ってきた者でも写真が貼ってなければ本人であるかどうかは判らない。なぜ写真を貼らないのか。

○ 今回は学生証等の提示を求め、確認の方法は各大学に任せる。本番の場合には当然写真は必要となる。その貼布の方法等については目下検討中であるが、何かよいアイデアがあれば知らせてほしい。

○ ①監督者要領の2-ウに、使用する鉛筆はHBと指定しているが、BやHの鉛筆を使用した場合の扱いはどうなるのか。②同じく2-オに、合図があるまで問題冊子を開かないこと、と指示されているが、開いた場合の処置をどうするか。③机の表面が荒れている場合、下敷として厚紙を与えることは差支えないか。

○ ①については、マークシートの読み取りの関係でHBを使ってほしい。受験者の心得にもそのことを注意してある。②については、袋とじにするのが好ましいが、現行の大学入試でも袋とじでない場合が多い。③については、一般に下敷の使用は禁じられているが、

机の状態によってケースバイケースで処理してほしい。

- 問題冊子を配布し、注意事項の説明などがあると、試験開始までの時間が短かすぎるのではないか。
- 昨年より幾分時間を延ばしたが、これ以上延ばすには試験時間を短縮することを考えないと難しい。どのくらいの時間が必要か意見があればきかせてほしい。
- ①監督者要領の11—(4)に「予備解答用紙を使用した場合、その答案を最上部にし…」とあるが、それはどういう理由か。②「試験問題等の発送・返送について」の(7)に「内容確認のうえ試験問題・解答用紙配布数内訳の控に受領印を押して当施設あて郵送してください」とあるが、内容確認はどのようにするのか。③受験者心得の5には「万一受験票を携帯しない場合は監督者に申し出てその指示をうけてください」とあるが、一般的注意事項の方では試験本部に申し出るようになっていて、どちらにしてよいか戸惑う。
- ①については、予備解答用紙を使用したものを最上部にするというのは、集計の機械処理の関係からである。②の試験問題、解答用紙の発送数量の確認については、印刷局の方でそれぞれ梱包してコンテナに入れ、端数は封筒に入れてあるので、その封筒の数を確認して貰えばよい。③の受験票を忘れた者への再交付のことは、監督者が扱うのは受験生に不便な点があるので、試験本部の方で取扱うよう訂正した。
- ①本番の時にも、試験問題冊子を受験生が持ち帰ってよいのか。②理科や社会で選択しなかった科目の分は回収することになっているが、受けなかった科目の試験問題もほしい

という希望が出るのではないか。③解答用紙の大きさのことであるが、大きくなると折らないようにするのが難しいので、将来検討してほしい。

- ①については、問題冊子の持ち帰りは実地研究なのでこれを認めている。②の選択しなかった科目の分を回収するというは解答用紙についてである。試験問題は各科目の分が一括してあるので、選択しない科目の分もそれに含まれている。③の解答用紙の大きさのことは、本番の際には若干今のものより小さくなり、かつ薄いものになる。
- 解答用紙に記入する受験番号の記入の間違いは、いままでどのように処理してきたか。
- これまでは受験番号は受験生に書かせなかった。今回は、記入間違いがあっても、下の番号でチェックできるようになっている。将来、受験生に受験番号を書かせる場合どうするかについて目下検討している。
- 試験中の病人対策はどうするか。予備室で受験させるか。
- 今回は実地研究なので帰らせてよいと思うが、本番の時にはその対策を講ずる必要がある。
- 受験者心得の9には「必ずHBの黒色鉛筆（または黒色シャープペンシル）を使用してください」とあるが、監督者要領の2—ウには「解答には必ずHBの黒色鉛筆を使用し」となっている。どちらが正しいのか。
- 調整が不十分で申し訳ない。シャープペンシルは消しにくいので、これの使用はやめた。
- ①先程も話しがあった「試験問題等の発送・返送について」の(7)の試験問題等の内容確認のことであるが、試験間際について確認

でよいのか。この梱包の中に入っている内容一覧表は予め貰えるか。②不良の解答用紙というは解答欄が汚れているものだけか。

- ①については、コンテナの中味の一覧表を送ることにしたい。②については、マークシートの汚れているものは余りないが、読み取り上不利になるものとか、機械にひっかかるものがある。黒の汚れのあるものは交換して貰う。
- 来る11月の国大協総会で共通第一次試験についての結論を出すとのことだが、これまでの実地研究は一昨年は3,500人、昨年は5,000人、今年は12,000人対象であって、これでは本番の場合の40万人前後の受験者のための試行としては不十分と思われる。来年は10万人を対象とする実地研究を予定しているとのことだが、国大協の共通第一次試験に対する結論は、その実地研究がすでに問題点を検討した上で出すようにした方がよいのではないか。
- これまでやってきた実地研究は、それぞれ検討すべき目的があってやってきたもので、それぞれの効果はあった。受験者の人数に関係のあるのは主にコンピューター処理の問題であるが、これもこれまでの研究で大体の見通しはついた。来年予定している10万人規模のものをやったのちに実施についての結論を出すということはもっともな考えではあるが、共通第一次試験実施上の基本的問題についてはこれまで注意深く処理してきたので、今年の12,000人の実地研究の結果をみて、この辺で実施に踏み切りたい。なお、実施方法上のことについては今なお検討を進めているが、一方この共通第一次試験については社会でも注目しており、受験生も関心をもってい

るので、国大協としてもこれの実施の結論を余り長く延ばせない事情がある。それで、3年間実地研究を重ねてきたところで結論を出したいと考えている。

- ①機械処理上のエラーミスは、たとえそれが僅かなものであってもマスコミなどが取り上げ、それによって受験生に心理的不安を与えることになるので、ミスのないようにしてほしい。②マークシートの色分けをしているが、その中に視力の弱い人には記入しにくいものがあるので、その点考慮してほしい。
- ①については、機械処理のエラーはあり得るが、今度導入する外国製のマークリーダーは精度が高いものであって、これまで国産機で生じたようなミスは相当防ぐことができる。②については、マークシートに使う色は限定されている。マークシートの様式統一ができるとクリアな色に統一される。現在6~7色使っているが、注意してよく読めるものを選定したい。
- 来年の実地研究には浪人を受験させるのか。また、出身高校を通して申し込むのか。
- 浪人はいま約20万人いる。浪人の受験を排除することは考えていないが、出身高校を通すかどうかは試験時期等の事情にもよる。来年の実地研究は入試センター（仮称）が実施することになるので、そちらで実施の検討をすることになる。

概ね以上のような質疑応答があり、なお疑問の点については入試改善調査施設の方に照会することとして本日の協議を終った。

最後に加藤委員長より次のような挨拶があり閉会した。

貴重なご意見を承り深く感謝する。この実地

研究は本番に向かったの準備として重要なものであるので、ご面倒ながらよろしくご協力を願いたい。10月10～11日の実地研究当日のことも、入試改善調査施設への連絡をよろしくお願ひしたい。なお、高校側に対する共通第一次試験に関する説明会は、11月総会前に全国7地区で開催する予定であるので、世話大学にはご面倒ながらよろしくお願ひしたい。

特別会計制度協議会議事要録

日時 昭和51年7月26日(月) 9:30～11:00
場所 国立教育会館第3研究室
出席者 (文部省側)
木田、佐野、今村、井内、宮地各委員
大崎、阿部、植木、前畑各専門委員
別府人事課長、吉田大学局審議官、その他
(国大協側)
林議長、飯島、相磯、岡本(道)、岡本(舜)
小泉各委員
岩田、丁子各専門委員、佐藤横浜国大事務局長

林議長主宰のもとに開会。

初めに議長より次のように挨拶が述べられた。

本日は文部省とも協議し、国立学校教職員の定員の問題に関連し緊急にご参集をお願いした。

早速会議に入りたいが、その前に先般の文部省の人事異動で岩間事務次官に代り、木田学術国際局長が事務次官に就任され、それに伴って今村学術国際局長および犬丸管理局長の就任をみたので、以上の3人の方に規定により特別会計制度協議会委員をお願いすることになったのでよろしくお願ひする。

また、欠員となった議長代理としてはお差支えなければ木田事務次官にお願ひしたいと思うので、ご賛成を願ひたい。

これについて異議なく了承された。

議 事

1. 昭和52年度概算要求等について

初めに宮地委員(文部省会計課長)から52年度概算要求の現状について次のような説明があった。

52年度の概算要求については、今月末に閣議了解のかたちで、52年度分の要求額の枠が決められる予定になっている。ところで、その背景には、赤字国債発行の財政特例法案がまだ成立していない現実があって、今年度の予算そのものも厳しい状況にある。とくに、来年度は赤字国債依存の財政から脱却するというこゝで、財政当局も国会に対し、55年までにはその解消の見通しをだしているが、税の自然増収の見通しは明るくなく、他方では歳出の当然増があり、そのような背景を前提にしての概算要求であるので、厳しい様子が伝えられている。

財政当局の見通しとしては、昨年の15%増より更に厳しい状況になるのではないかと議論されている。そこで、一つの考え方として、一般行政経費は10%増の範囲にとどめ、その他の経費は15%増というかたちで、全体的にいえば15%より下回る要求額になろうということが検討されている。

一般行政経費が10%増ということになると、これを国立学校特別会計の場合に当てはめてみれば、一般会計の繰入額について15%の要求額を確保することは難しい状況にある。次に、これを特別会計だけで計算してみる場合に、一般行政経費10%増その他は15%増というような数字計算をすれば、一般会計繰入額の要求額としては12%増をやや上回る程度の計算になるので、相当厳しい要求にならざるをえないことが感じ取れる。文部省としては、全体予算を通じて妥当な要求額の確保に最善の努力をする心構え

であるが、全体的な状況は以上のような厳しいものがある。

次に、特別会計のなかみの問題であるが、一般会計全体にみられるように、特別会計についても、歳入予算全体について繰入れが厳しい状況にあるので、繰入金を受入れ金額が前年度より落ち込むという様相もある。他方、歳出の面では、前年度の新規要求に対し、国庫債務で前年度にでているものについて、翌年度の国庫債務の歳出価額というようなことで借入金を大幅に入れているので、その返済のための繰入れということも当年度は、相当大幅にふえているということである。

その他、新設医大の創設に絡み、病院を新設しなければならないということで、来年度どうしても取上げなければならない経費がある。あるいは、年次計画で認められた大形設備の52年度分の経費を計算すると、当然増ないしは準当然増という経費で、増額する枠の相当部分をくわれるというような状況にあるので、新しい緊急策を容易に打出すゆとりがないというのが卒直なところである。その中で、基準的経費について二、三のことを述べるとすれば、

① 教官当積算校費、学生当積算校費

この経費は国立学校特会予算の中で最も基本的な経費であるので、51年度とほぼ同程度の教官当りでは最低限12%の確保を、また学生当りについては、大学院単価の是正に重点を置いて30%程度は要求したいと考えているが、現情勢では相当困難な状況にある。

② 教官研究旅費の増額

これは長年主張されていることであるので、困難とは思いますが、学会出張旅費の回数的是正等に重点をおいて要求していきたい。

③ 特別教育研究経費

51年度予算においては、新規に従来の教官当積算校費を補うかたちで、特別教育研究経費を計上したが、明年度もその基本姿勢を貫き相当額の増額を要求したい。

④ 特別図書購入経費

これは金額的には、それ程大きなものではないが、とくに人文系の方から要望がつよいので、年次的にいえば明年度は打切りの年度にきているが、これを引続き継続していくように配慮したい。

⑤ プロジェクト研究

特色のあるプロジェクト研究については極力その推進をはかりたい心組みはあるが、何分にも枠がきつく、そのうえ当然増が多いということであるので、その中でどのように重点をおいていくか苦慮している。

⑥ その他研究経費についても、とくに創造性のあるユニークな研究については、それを出来る限り伸ばしていくという基本姿勢に立っているが、特定のプロジェクト研究も相当高い金額のものがあつ、全体の中でどのようにバランスをとって要求を進めていくか、これまでお話ししたようなところに重点をおきながら、52年度の概算編成を進めていきたいと考えている。

次に、木田事務次官から次のことが述べられた。

本日、特会協議会を開催頂いたのは、予算問題の報告にあわせて、定員削減問題の動きが新たにでたのでその対応策をご相談しておきたいからである。

国家公務員の定員については、49年7月の閣議決定において、50年度から3カ年に3%の第三次定員削減計画が決定され、目下それが進行中である。この第三次定員削減は単年度1%ということであったが、その実施計画が後で変更

になり52年度は残りの0.6%の削減が予定されている。ところが、7月中旬に行政管理庁より、改めて第4次の定員削減計画実施の話がだされてきた。

その第4次定員削減計画が出されてきたというのは、52年度の定員需給関係を考えると、52年度に予定されている第3次の残りの0.6%の削減だけでは、総定員法の枠内で処理することは困難であるということによるものである。それで、52年度も50・51年度と同様に1.2%を削減し、4カ年で4%を削減することによって、55年度までには赤字国債による財政運営を解消することにしたいということである。したがって、この時期に総定員法の総枠を考え直すことも困難であり、新規の定員増を考えていくには削減によって間に合わせざるをえない。よって、52年から4カ年計画の削減で、第3次削減計画は51年度限りで終わったことにして、52年度からは第4次の削減計画として、52年度は1.2%とし、53～55年度までに2.8%の削減率にしたいということで、できれば7月末の閣議によりその方針を決定したいということである。

これに対し、文部省としてはこの計画には賛成しがたい意向を表明し、また、国立学校特別会計についてはどうしても定員増を考えなければならない要因があることが明らかであるので、この状況に対しては十分な定員配置をしてもらわなければならないという二つのことを強く申入れておいた。しかし、各省庁全体の動きとなった場合に、単に定員削減反対を叫ぶだけでは対抗としては弱いので、国大協会長、副会長その他一部の方と相談し、本日特会協議会の協議をお願いすることにした次第である。

以上のような報告について議長から次のことが述べられた。

ただいま木田事務次官からお話のような動きがあることが、非公式に文部省から伝えられたので、急取ぎ飯島第6常置委員長と協議し、早速行政管理庁に出向き、この定員削減計画には、国大協としては到底応ずることはできないことを強く申入れた。また、岡本副会長とともに文部大臣と面談し、善処方につき強く要望した。その経緯について飯島第6常置委員長からご報告をお願いする。

ついで飯島第6常置委員長より次のとおり報告があった。

今月中旬に文部省から、行政管理庁では総定員法の枠内では52年度の定員確保の見通しがつかないので、第4次の定員削減が計画されている、というインフォメーションを受けた。定員問題については、国大協としては今日の事態が予想されないことでもなかったが、このように突然のかたちで処理されようとすることは遺憾に思う。国立大学の状況を見通し、大学における教育研究体制を維持できるよう抜本的な対策をたてる必要があるということは、これまでも主張してきたことである。突然なことであるので、第6常置その他に諮るいとまはなかったが、国大協の考え方の趣旨は、重ねての定員削減は無理である。したがって、この際定員削減方法をとるよりも、前からも議論されているように、国立学校特別会計の定員を何等かのかたちで総定員法の枠外にだすことはできないかという考えを基本におき、会長を通じて、行管の事務次官・行政管理局長に申入れを行った。

これに対して行管からのはっきりした返答はなかったが、要約すれば、55年までの政府財政は厳しいものがあるので、5年間の見通しでの財政・定員計画を緊縮的にたてざるをえないということであり、また、総定員法の枠から国立

大学関係が外にでるといふことも議論はされているが、全部となると総定員法の主旨そのものが混乱することになる。したがって、当面の考え方としては部分的な定員に限り検討の余地はあるが、定員の削減という問題とは別個の問題としておきたい。仮に、国立大学が総定員法の枠外にでたとしても削減の問題が全くなくなるということにはならないという主旨の話であった。

その後、会長・副会長が文部大臣にも会われて、国大協側の考えを述べ、要望された。他方、第6常置では、定員問題について詳しい知識をもっておられる岩田(東大事務局長)、佐藤(横浜国大事務局長)の両専門委員に事務的レベルで、この削減問題を打開する方法はないかを検討願っている。

以上の報告に続いて別府人事課長より次のとおり説明があった。

第3次定員削減における教官・看護婦は削減率0%であったが、それが実態としてどのような影響をもたらしたかについてご説明する。

第3次削減計画は3年間で3%、これの年度別割当ては、当初は4・3・3の割合であったが、後で4・4・2に改められた。削減の実施にあたっては職種を四分類に区分し、第四分類(教官、病院(看護婦・パラメディカル)、海事職(1))は0、第三分類(教務系職員の一部、海事職(2))は2.5%、第二分類(教務系職員のうち技能系、技術系、図書系職員)は4.5%、第一分類(一般事務系、技術系職員)は6.5%の削減率で実施された。この分類は、全省庁共通で同じ削減率の適用を受けるのである。

そこで、文部省関係の結果は、特別会計総体として3年間で2.03%の削減が行われ、一般会計については5.27%の削減率であった。これを

政府全体としてみれば、第一年次(50年度)は5,618人の削減が行われ、これに対し増員が国立学校特会を含めて7,432人であって、差引1,814人の増員が行われたという結果になる。この増員のうち国立学校特会が1,932人であるので、政府全体としては1,814人増になったが、結局は118人減ということになる。

第2年次の51年度は削減の方が5,671人、これに対し増員は6,817人、差引1,146人の増ということになる。このうち国立学校特会の増が2,269人であるから、これをまとめていけば国立学校特会は2,000人増、政府全体が1,000人増であるから国立学校特会を除く他の省庁は1,000人の減という実態になる。以上が第三次定削の2年次までの経緯である。

ついで井内委員(文部省官房長)より次のとおり報告があった。

いま、ご報告したような情勢をふまえて第4次定削については、会長・副会長・第6常置委員長の交渉と平行しながら行管と折衝中である。

問題の第1は、総定員法を基として定削を継続して進めていくという従来のやり方について、総定員法に何等かのかたちで隙間をあげ、構造上の変化を与えるということで実現を図らなければ、実行はできないのではないかという考えにたっている。この点については行管の方も、国立学校特会の定員関係については、総定員法に何等かの工夫を加えなければならないのではないかという感触をもっているのので、その具体的なやり方について折衝を継続中である。

これに対して、総定員法そのものを解体し各省別の定員に変更するという考えもあるが、やはり総定員法の趣旨を生かしながら、公務員全体の定員管理をしていくという方針は、何等か

のかたちで継続していかなければならないということで、総定員法の一部改正をどのようにすれば国会その他の全体からみたとときに有効かつ可能であるかを検討中である。本日の特会協議会で検討願いたいことは、国立学校の定員と総定員法の関係について、国立学校の定員全部を総定員法の枠内においている現制度について、国立学校の全部の定員を枠外にだすことは無理であるとしても、最もだしやすい一部の定員を何等かの方法で外にだしておいて、それから先に進むには、総定員法の中のスクラップアンドビルド方式にはよらない何等かの方法が見出せないであろうかということである。

第二点は、国立学校特会の定員全部を枠外にだすのではないので本体はそのまま枠内におく。したがって、従前どおり教官・看護婦は定率0%とすると、一般職員の削減率を最大限に下げる努力をあらゆる角度から考えなければならない。その際の問題としては、52年度の定率として、第三次定削の0.6%があるので、その率より上回るということはできないという論法でいきたい。

次に、53年度以降の問題については、全省庁の関係するところでもあり、とくに今日の国の財政事情からして赤字国債を解消していく55年度までの進行の中で、公務員の定員を考えていかなければならないということであるならば、その全体計画の中から国立学校特会の立場だけで、完全に根本から開放するということが不可能と思われる。そこで53年以降の問題についても国立学校特会の実情をふまえて、総定員法の枠から一部でも外にできるということで、そのための法改正も場合によっては行管と一緒に進めたいということである。

このように、第二点は定削の率を52年サイド

と53年以降のサイドの二点に今後の対応は絞られていくのではないかとということである。なお、文部省の場合は他の省庁と異り、国立大学の定員が最大の問題であるので、この先については国大協とも相談しながら進めていかなければならないので、短期間に取り進めるわけにはいかない。そこで、少なくとも今週に最終決定ということは避けるように配慮されたいということで、事務レベルでは折衝を続けている。

以上の報告に関連して、概ね次のようなことをあげながら意見が交された。

- 国立学校特会の定員の一部を枠外にだすということの具体的な問題はどのようなことであろうか。
- 折衝の結果がどうなるかはわからない。特定の職種（たとえば教官）に限定しても意味はない。当面考えられるのは新設医大ならびに附属病院の定員である。これには新設医大設置についての法律が成立したとき、それに要する定員は別勘定にすることによってであったという含みで、その結果として総定員法を改正したのと同じ効果を狙いたい。つまり、新設医大を外にだすことによって、総定員法の中にそれだけの隙間ができるので、その隙間をそのまま枠内に残しておく。そうすると、その隙間の分だけ総定員法の枠にゆとりができることになる。ということで、これによって国会その他を説得できる論理をどのように展開するかということである。
- 教官・看護婦の全部を枠外にだすという考え方も成り立つ。しかし、これは技術的には無理で、共同利用研究所、他省庁の研究機関、厚生省の関係等がある、総定員法そのものが崩壊する結果になるということであ

る。

- 総定員法の枠外にでるということは、それによって定削がなくなるということではない。枠外にでるかでないかということとは文部省だけに関係が生ずるということではなく、たとえば、教官を枠内におく場合には定削0、従って他の省庁から多く削減するという要請がでてくるが、枠外にだせば行管の定削計画の総体が減るかどうかという問題になり、各省庁にも有利な結果をもたらすことにならないかということである。
- 定削は財政の節約と無関係ではないが、直接の関係があつてのことではない。むしろ、新規要求の定員確保に対応する問題である。そこで、総定員法の枠外にでることによって何等かの対応策ができるのではないかという問題が起きてきた。
- 55年度までの定員要求を見通した場合に、総定員法を従前のやり方で運用していくとすれば、定削を増さない限りはできない。これが行管から示した第一の型である。次に、第二の型として総定員法を改正してその枠を拡げるという考え方がある。しかし、この型をとることは国会その他の諸情勢からして可能性がない。それならば、第一・第二いずれの型でもない道で突破できないかということである。それには最も総定員法の枠外にしやすい部分と、どうにもならない部分を枠からはずすことにする。これには反対論もないであろうし、総定員はそのままにしておくので行管の立場もたてることができるし、説得力があるということである。
- 新設医大を総定員法の枠外にだすという方策は、向う数年間の新規需要に応ずる性質のものであると理解するとすれば、新設医大が

数年後に完成のメドがついた時点では、定員管理の思想がある以上は、どこかに戻ってドッキングせざるをえない段階がくるであろうことが想定され、現在の事態と同様の問題が起きることにならないであろうか。

- 枠外にでるということはあくまで暫定措置であるので、ドッキングの事態になった場合、元の鞘に収まることになるのかどうか、ドッキングの仕方の問題になる。
- 定員管理の問題もあるが、高等教育懇談会の計画的整備においても、55年度までの行政の見通しとしては、とくに大きな変動がない限りはいまのシェアで対応できると思うが、55年度から56年度の時点では、その後の基本政策の再編成そのものが改めて検討されなければならないであろう。
- 総定員法の枠外にでるということは、国会その他の諸情勢において了解が得られるであろうということを考慮しながらの技術的方法論である。なお、このことは行管との折衝段階でのことであつて、また、これには第三次削減の際に、総定員法にふれるときには国立学校特会の定員について検討するという意味の約束ができていたということも心証にある。
- 国大協としては、前にも主張しておいたように、研究・教育のあり方とそれに伴う定員問題については、総定員法を抜本的に改められなければならない、ということが基本姿勢である。にもかかわらず暫定的に弥縫することだけで進行していくようにみられる。
- 突発的に起きた事態に対する緊急な一時的措置としては、やむをえない対応として了解せざるをえないことであるとしても、限度があるので、継続的な課題として検討されなけ

ればならない。

- 定員削減の問題については、抜本的に定員のあり方を考え直さなければならないということであるが、これに関連して最も心配になるのは教官の欠員があるということである。これに話の火がつかないように十分考慮しなければならない。

概ね以上のようなことについて意見が交されたところで文部省側から次の提案があった。

第四次定割計画の具体的な結果は今後の折衝をみなければわからないが、当面の問題としては、本日の特会協議会で、できれば次の二点について了解をえたい。

第一点は、国立学校の定員を総定員法の枠内におく現在の制度については、何等かの方法でこれを改めるよう、この機会に最大限の努力をする。

第二点は、一般職員に対する削減については、削減率を引下げよう最大限の努力をする。とくに昭和52年度については積み増しのないよう要請する。

上記一、二の具体的な内容については、文部省と国大協の執行部が十分連絡をとりつつ関係各省と交渉する。

これに対し、国大協側から次の意見が述べられた。

- 国大協としては第三次削減の第三年次 0.6%は無くなるものと了解しながら今日までできたのであるが、その情勢にないことは理解できた。しかし、それを上回るような削減は到底できない。なお、国大協の立場からすれ

ば、ご報告のような状況にあることは理解できたとしても、第三次定員削減の際の行管と文部省との間の覚書にもあるように、定員削減に賛成するわけではないので、今後も文部省の最善のご努力を要望し、その成果を期待している。したがって、提案の最後の「文部省と国大協の執行部が十分連絡をとりつつ関係省庁と交渉する。」というだけでは適当ではないことをご了解願いたい。

- 第三次削減の際に、行管との間に交された覚書の関連は、文部省側の提案事項に附加して再確認するということでありたい。
 - 行管覚書の趣旨の第一は、国立学校教職員の総定員法上の取り扱いについては、同法を改正する際あらためて検討する、ということであり、その第二は、教官その他国立学校の特殊性から、特別の配慮が必要であると認められる職種の職員については、できる限りその削減負担を軽減するということであり、その第三は、今後の社会的要請および教育研究上の必要性に応じて国立学校の拡充整備を推進するにあたっては、既設の整備を含め所要の増員措置について配慮する、というものである。それで、この線を厳守して努力を要請することは勿論であり、今回のこの提案は、当面の行動方針としたいということである。
 - その覚書は行管との信頼関係を誠実に維持する意味においても、連続性が損われることのないよう十分配慮されたい。
- 以上のような意見が交換されたのち閉会した。

諸 会 合

(51年7月～9月)

- | | | |
|----------|--------|--|
| 7. 7(金) | 13時30分 | コンピューター専門委員会小委員会 |
| 7. 12(月) | 13時30分 | 第1常置小委員会 |
| 7. 12(月) | 17時 | タイ国学長招待打合せ会 |
| 7. 24(土) | 13時 | 実施方法等調査専門委員会 |
| 7. 26(月) | 9時30分 | 特別会計制度協議会 |
| 7. 26(月) | 11時 | 理事会 |
| 7. 29(木) | 10時 | 国大協・日教組会談 |
| 7. 29(木) | 11時 | 入試改善調査委員会 |
| 7. 31(土) | 10時30分 | 科目別研究専門委員会委員長・実施方法小委員会・コンピューター小委員会合同会議 |
| 8. 5(木) | 15時 | 特別会計制度協議会懇談会 |
| 8. 12(木) | 16時 | 特別会計制度協議会懇談会 |
| 8. 19(木) | 13時30分 | 理事会 |
| 8. 20(金) | 13時30分 | 第1常置小委員会 |
| 9. 6(月) | 14時 | 図書館特別委員会 |
| 9. 10(金) | 10時 | 第6常置大学財政小委員会 |
| 9. 10(金) | 13時30分 | 第6常置委員会 |
| 9. 11(土) | 10時 | 教養課程に関する特別委員会 |
| 9. 13(月) | 14時 | 実施方法等調査専門委員会 |
| 9. 16(木) | 10時 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 9. 17(金) | 10時 | タイ国学長招待準備委員会 |
| 9. 17(金) | 13時30分 | 第2常置委員会 |
| 9. 18(土) | 10時 | 第1常置小委員会 |
| 9. 22(水) | 10時 | 実施方法等調査専門委員会 |
| 9. 22(水) | 13時30分 | 試験実施委員会委員長会議 |
| 9. 28(火) | 11時 | 図書館特別委員会小委員会 |
| 9. 28(火) | 13時30分 | コンピューター専門委員会 |

要 望 書 等

定員削減について（申入れ）

昭和51年8月19日

文 部 大 臣
行政管理局長官 殿

国立大学協会
会長 林 健太郎

このたび政府においては、国家公務員の昭和52年度以降の定員管理について閣議決定されましたが、国立大学協会は国立大学教職員の定員削減については、昭和43年度定員削減措置の実施以来一貫してその適用除外を要望してまいりました。

本来国立大学教職員にあっては、その組織ならびに性格が一般行政職公務員の場合とはきわめて異っておるのみならず、最近の社会的要請および教育研究上の必要性に基づく国立大学の拡充整備のためには著しく多数の定員を必要とする等の特殊事情がありますので、この際下記要望について特段の配慮をされるよう申入れます。

記

1. 国立大学の教職員の総定員法上の取扱いについては、引続き抜本的な検討を行い、速かに適切妥当な定員管理の方途を講ぜられたいこと。
2. このたび閣議決定の行われた定員削減計画に当っては、国立大学関係についてその削減率の緩和ならびに弾力的な運用を実現すべく文部省と行政管理局の間において一層協議を尽くし特段の取扱いを配慮されたいこと。
3. 今後国立大学関係の拡充整備に当っては、

既設の整備を含め充分に必要な増員措置を講ぜられたいこと。

昭和52年度予算に関する要望について

昭和51年9月29日

文 部 大 臣
大 蔵 大 臣
行政管理局長官 殿
人 事 院 総 裁

国立大学協会
会長 林 健太郎

国立大学協会は、毎年度国の予算編成に際し各国立大学の当面する諸問題のうち、とくに重点事項について、その実現方を要望してきたところであり、このことに対し種々御配慮をたまわっていることについては、深く感謝いたしております。

しかしながら、国立大学がその本来の責務とする教育・研究をじゅうぶんに遂行することについては、教職員定員、施設、設備、研究費、維持運営費等の現状は、いずれを取りあげても種々問題があり、このまま推移するとすれば、今後のわが国の高等教育ならびに学術文化の発展を図るうえにおいて、まことに憂慮すべきことといわねばなりません。

まず、研究費、維持運営費等の経常的経費については、毎年度ある程度の増額が行われておりますが、とくに物価や公共料金等の持続的上昇により、その不足は著しく、教育研究のじゅうぶんな実施が図れない事態に立至っております。

施設・設備についても、学術の進展に対応し

その整備を図って教育研究を効果的に進める必要がありますが、現状は、老朽化や数量的不足が著しく、その更新と抜本的整備充実の必要が痛感されます。さらに、これらに関連して、大学の整備のための用地取得についてもじゅうぶんな配慮が緊要と思われま

す。また、教職員定員については、直接教育研究にたずさわ

る教官はもとより、それを支える補助的職員の不足が深刻であり、とくに図書館・附属病院の運営、特殊装置等の維持管理のための要員の確保や事務機構等の整備が必要であります。一方、国民の需要に対応した高等教育の量的拡大はもとより必要なことではあります

が、それと同時に、国立大学の既存の部面についてもその教育研究の水準を維持するとともに、さらに学術の急速な進歩に対応してその質的向上を図ることは、一日もゆるがせに出来ないことではあります。そのため、経常的諸経費、施設設備、教職員定員について予算積算基準の大幅な改定を含め抜本的な財政的措置を講ずることは、国家的見地から当面の急務であると存じます。

ついては、昭和52年度予算の編成にあたって、下記の重点事項の実現について、格別のご配意を要望します。なお、国立大学教職員の定員削減については、従来から再三にわたり適用除外を要望してきたところでありますが、その要望は認められるところとはならず、各国立大学においては、教育研究の運営に深刻な支障を来しております。このたび、さらに新たな定員削減措置が進められることになり、このため、各国立大学においては困難が加重される事態に立至っております。ついては、国立大学の教育研究機関としての特

殊な事情を考慮され、来年度の予算編成にあたっては、教職員の定員確保ならびに所要の増員について、格段の御配意をわずらわしたく、とくに要望する次第であります。

記

- I 教育研究の基礎的諸条件の整備充実
- II 育英奨学事業の拡充と学生の厚生補導の整備充実
- III 附属病院の拡充整備
- IV 事務機構等の整備充実
- V 国立大学教職員の処遇の改善
- VI 入試改善体制等の整備

要 望 事 項

- I 教育研究の基礎的諸条件の整備充実
 1. 基準的教育研究費の充実
 - (1) 教官当積算校費および学生当積算校費の増額
 - (2) 教官研究旅費の増額
 2. 研究教育に係わる事業経費の充実確保（特定研究経費および教育方法改善経費等の増額）
 3. 教育研究設備の整備充実
 - (1) 教育研究用特殊装置の整備充実（保守運転要員等の増員と運営費の増加を含む。）
 4. 研究安全体制の整備充実
 - (1) 汚水廃液処理施設の整備充実（保守管理要員等の増員と運営費の増加を含む。）
 - (2) 放射性同位元素等利用施設の整備充実（施設管理要員等の増員、施設維持費、防護設備費の増額を含む）
 5. 不足および老朽建物の整備（防火施設整備を含む。）ならびに基幹整備の促進
 6. 大学院の整備充実

- (1) 大学院の新設拡充
 - (2) 大学院固有の教職員および施設設備の整備充実
 - (3) 大学院学生にかかる学生当積算校費の抜本的増額
7. 学部等の整備充実
- (1) 学部・学科・講座・学科目の新設整備
 - (2) 一般教育課程の整備充実（学科目の整備・実験助手の増員）
 - (3) 教員養成学部の拡充整備（附属学校の整備充実を含む。）ならびに教育実習体制の充実
 - (4) 医学・歯学教育の拡充整備（関連教育病院の整備充実等を含む。）
8. 附属図書館の整備充実
- (1) 職員の増員整備
 - (2) 図書購入費、図書館維持費等の増額（特別図書購入費の継続計上を含む。）
9. 特別研究制度および附置研究所等の拡充整備
- (1) 在外研究員・内地研究員等の拡充
 - (2) 科学研究費の増額
 - (3) 附置研究所・附属教育研究施設等の整備充実
10. 国内および国際交流関係経費の増額
- (1) 留学生交流体制の整備充実
 - (2) 研究者交流の拡充（日本学術振興会の交流事業、国際研究集会派遣事業等の拡充等）
 - (3) 大学間交流の促進
- II 育英奨学事業の拡充と学生の厚生補導の整備充実
1. 育英奨学事業の拡充
 2. 教官と学生との交歓等に要する経費の増額

3. 課外活動に関する施設設備等に要する経費の増額
 4. 保健管理センターその他学生の健康管理に要する経費の増額
 5. 学生の教育研究災害補償制度の充実
 6. 共同利用研修施設の整備
- III 附属病院の拡充整備
1. 診療科・急救部等の新設整備
 2. 看護業務要員等の増員整備
 3. 医療設備の整備充実
 4. 診療管理費の増額
- IV 事務機構等の整備充実
- V 国立大学教職員の処遇の改善
- VI 入試改善体制等の整備
- 昭和51年11月5日

大学図書館の振興についての 昭和52年度予算に関する要望 書

昭和51年11月5日

国立大学協会

会長 林 健太郎

大学図書館が、大学における教育と研究のため重要な役割を果すべきものであることは周知のとおりであります。しかるに、大学図書館の現状は、学術・文化の急速な進歩、学術情報の急激な増大、情報処理機器の目覚ましい発達などに伴う教育・研究の進歩・多様化に適切に対応しえない実情にあります。もとより大学当局および附属図書館は事態の改善のために種々の努力を重ねておりますが、学内的な努力による改善には、おのずから限度があります。したがって、同時に国としての適切な行財政的措置が講じられることは大学図書館の改善・充実のために緊急の必要事であるといわなくてはなりません。

せん。

本協会としましては、かねてより、図書館特別委員会を設け、大学図書館の改革のためにアンケート調査等を実施し、その結果を昭和45年度と50年度に「大学の教育・研究に対する図書館の在り方とその改革について」（第一次および第二次報告書）として取りまとめ各方面に配付いたしました。その成果として明らかになりました各大学の切実な要望を踏まえて、毎年、関係当局に対し種々の行政上ならびに予算上の措置を要望してまいりました。幸い、これらの諸要望に対し格別の御高配をいただいておりますことは感謝にたえません。しかしながら、わが国の大学図書館の実情は、欧米の先進諸大学の図書館が、大学の心臓としての活発な活動により、教育・研究のために多大の貢献をなしつつあるのに比しますと、いまだ格段の差があることを痛感せざるを得ません。

つきましては、これら諸事情を御賢察賜り、下記の諸事項について、抜本的、かつ飛躍的な措置をおとり下さるよう要望する次第であります。

なお、全国国立大学図書館協議会等からも、切実な要望がなされておりますが、これらをも合わせて、在来の行財政的施策を一新する措置をとられるよう切望いたします。

要 望 事 項

1. 図書館資料充実のための措置

(1) 外国雑誌購入費の新設

学術雑誌は研究者にとっては、最新の情報の供給源であって、ことに自然科学分野においては、その組織的・系統的収集により一刻も早く所要の情報を入手することは研究上の不可欠な要請となっている。しかるに、近時これら学術

雑誌の種類は激増の傾向にあるにも拘わらず、単価の高騰が著しいため、現実には、従来購読中の雑誌さえ、継続困難な事態に直面するに至っている。よって、大学内における外国雑誌購入の集中化を促進するため、所要の経費を計上することは、現下、きわめて緊要と考える。

(2) 特別図書購入費の継続・拡大

特別図書購入費は、人文・社会系の大学院における教育・研究に必要な図書資料の充実に大きな役割を果たしてきたもので、今後もこれを継続すると共に、配分対象を修士課程の大学院にまで拡大することが望ましい。

(3) 学生用図書購入費の増額

少なくとも図書費の高騰等に見合う増額を図るべきである。

(4) 参考図書購入費の増額

学習、研究に不可欠な基本的参考図書を整理するとともに、図書館職員の参考業務の充実と向上を図るため参考業務用の二次資料を整備する必要がある。

2. 図書館職員の増員ならびに待遇改善のための措置

(1) 図書館職員の増員

当面、大学の教育・研究上極めて重要な参考業務要員を中心として、昭和52年度においては、最低60名の図書館職員を増員し、図書館機能の飛躍的向上（とくに収蔵資料の活用の上で）を期する必要がある。

(2) 図書館職員の研修旅費

大学図書館職員の専門職員としての資質の向上を図るため、国内外における研究・研修のための旅費等を飛躍的に増額する必要がある。

(3) 司書職制度の確立

大学図書館の運営に、図書館情報学等の専攻者を導入し、有能な図書館専門職員を育成する

ために、司書職制度の確立を期する必要がある。

3. 図書館運営機能の飛躍的改善のための図書館維持費の増額

(1) 人件費の増額

大学図書館は、蔵書量の急激な増加に伴う業務量の著しい増加にも拘らず定員措置のため、やむなく多数の非常勤職員を採用しているが、これに要する賃金経費が著しく上昇し必要最少限度の日常業務の遂行さえ困難となっている現状である。よって正常な図書館業務を円滑に行うため、人件費の増額を図る必要がある。

(2) 物件費の増額

諸物価高騰のため、備品費、消耗品費、印刷製本費等の支出が増大しつつある。文部省より当初配当の図書館維持費は、当協会の調査によれば、大学図書館の經常経費の約2割強を充たすにすぎず、他は、積算校費からの振替支出によって補填している実情である。かかる事態を改善するための予算措置が計画的になされるべきである。

(3) 夜間開館・休日開館、冷暖房等の費用の増額

利用者に能率的かつ快適な学習環境を提供するため、これらの諸費用（標記のほか光熱、水道料をふくむ）の増額を図り、在来、これらの諸経費が、大学図書館の運営費を圧迫していた弊を改めることが必要である。

4. 図書館近代化のための措置

(1) 機械化等のための措置

図書館の近代化を急速かつ強力に促進するた

めの施設・設備等の経費を大幅に増額し、とくに機械化導入の政策を拡充する必要がある。

(2) 広域的、相互利用的な情報処理機能実現のための措置

保存・共同利用図書館システムの導入や広域にわたる学術情報のネットワークの整備など近代的かつ総合的な図書館業務の達成のために必要な予算措置を講ずることにより、全大学図書館、専門図書館等を含む広域情報サービス網の拡充整備を図る必要がある。

5. 図書館情報学の教育研究体制の拡充強化の措置

(1) 図書館情報学の研究施設ないしは研究組織の設置

図書館情報学に関する研究およびその技術開発のため大学内外の共同利用施設を設置し、その計画的な増加を図るべきである。

(2) 図書館情報学の教育・研究体制の整備

先進諸外国における図書館情報学の教育・研究の体制にかんがみ、わが国の大学における図書館情報学の講座・学科・科目および大学院研究科の計画的な設置を図る必要がある。

6. 図書館業務の国際的協力・交流推進のための措置

学術情報・資料の国際的交換・交流の促進および図書館業務や図書館情報学研究の発展に資するため、図書館職員や図書館情報学研究者を海外に派遣し、または、海外より招聘するなどの行政的措置を拡充し、その制度化を期する必要がある。

資 料

定員削減問題について(事務連絡)

昭和51年7月26日
国立大学協会
事務局長 丁子 尚

昭和52年度予算編成にあたり定員事情に困難を生じている事態については、すでにご案内のところと存じますが、去る7月20日木田文部事務次官より林国立大学協会会長宛政府においては要員確保のため第3次定員削減に引続き昭和52年度より4年計画にて第4次定員削減を実施すべく考慮の動きがある旨の連絡がありました。昭和49年8月7日国大協総第74号をもってご連絡申しあげましたとおり、前回第3次定員削減に当って国立大学協会は強くその撤回を要望いたしましたが、この要望の趣旨を承けて当時文部省と行政管理庁との間で総定員法改正に当っては、国立大学教職員の総定員法上の取扱いについて改めて検討配慮することおよび国立学校拡充整備に当ってはとくに所要の増員措置を講ずること等が確認されております。それ故国立大学協会としては、当然総定員法上の取扱いの改善がなされるべきことを期待し、また現実問題として現状以上に定員削減を進めることは到底容認しえないところでありますので、早速去る7月21日林会長ならびに飯島第6常置委員長等が行政管理庁小田村事務次官(辻行政管理局長同席)に面会しこの旨を申入れました。また引続き翌7月22日林会長ならびに岡本副会長が永井文部大臣と面談し、善処方につき強く要望いたしました。さらに7月26日緊急に特別会計制

度協議会を開催して文部省より状況を聴取し、同日午後理事会を開催してその経過を報告するとともに対処方について協議を行いました。目下のところ文部省は国立大学協会の意向を十分参酌し、国立学校定員の総定員法上の取扱いについて可能な新しい措置を講ずることならびに昭和52年度およびそれ以降の定員削減を極力抑制する方向で各方面と折衝中であります。

今後この問題がどのように推移するかは予断を許しませんが、以上取急ぎ最近までの経過について会長の命によりご報告申しあげます。

追って本件に関しては、未だ公になっておりませんので、お含みの上学内での取扱いについては慎重に扱われるよう念のため申し添えいたします。

定員削減問題について

(事務連絡第2)

昭和51年7月31日
国立大学協会
事務局長 丁子 尚

このことについてその後の経過をご連絡いたします。

1. 国立大学協会においては去る7月26日開催された理事会の意向に沿い、飯島第6常置委員長を中心に岩田、佐藤両第6常置専門委員等が各方面と接触して情報を蒐め文部省とも対応策を協議しております。
2. 文部省においては同じく7月26日開催の特別会計制度協議会の趣旨に基づき連日行政管理庁をはじめ各方面とねばり強く折衝を重ねている趣であります。

3. その後行政管理庁においては去る7月27日各省庁に対し当初計画を一部軽減した改定案の提示を行いました。

その内容は去る7月30日一部新聞報道されましたように、第4次削減計画として昭和52年度から始まる4年計画で毎年0.9%宛計3.6%の削減を実施するものの趣であります。

これに基づいて行政管理庁は7月29日各省事務次官会議を開催し、これについて協議が行われました。また文部省に対しては、その会議後とくにこのために協議懇談が行われた由であります。

これに対し文部省においては国立学校教職員の総定員法上の取扱いと削減率の引下げについて引続き交渉中とのことであります。

以上取敢えず状況を事務連絡としてご報告いたします。

定員削減問題について

(事務連絡第3)

昭和51年8月6日
国立大学協会
事務局長 丁子 尚

このことに関しその後の経過を下記のとおりご連絡いたします。

記

1. 行政管理庁においては、去る8月5日午前各省庁に対し、改めて第4次定員削減計画の修正案を提示した趣である。
2. その内容は毎年度0.8%4カ年(52~55年度)で3.2%と伝えられている。
3. 国立大学協会がかねての予定に従い、同日午後急遽林会長、岡本、川上両副会長ならびに飯島第6常置委員長をはじめ小泉、岡本両委員その他特別会計制度協議会の国立大学協

会側委員・専門委員が参集し、以上の情況につき相互に意見交換を行い、国立大学協会としての対策について協議した。

4. その結果、先ず文部省より佐野大学局長等の来席を求め、詳細な事情を聴取するとともに文部省側に対しては、既定方針に基づきの上とも善処せられたい旨強く要請した。

5. また行政管理庁に対しては、第3次定員削減の際のいきさつもあり、この際国立大学協会側の意向を明らかにすることの必要を認め、重ねて小田村行政管理庁事務次官を訪ねて懇談し、国立大学教職員の総定員法上の取扱いについては、その性格の特殊性にかんがみ、引続き基本的な検討を続けられたいことならびにこのたびの第4次定員削減に当っては、国立大学関係については、文部省と一層協議を尽し特段の取扱いをするよう要望した。

定員削減問題について

(事務連絡第4)

昭和51年8月13日
国立大学協会
事務局長 丁子 尚

このことについては、かねてご連絡いたしましたとおりの経過であります。去る8月10日の閣議においてこれが正式に決定されました。

このため国立大学協会においては、8月12日林会長、岡本、川上両副会長、飯島第6常置委員長等が参集し、文部省側から井内官房長、佐野大学局長外関係官を招き、事情説明を求めました。

それによれば、政府の第4次定員削減計画は、第3次計画を本年度で打切り新たに昭和52年度を初年度とし、毎年昭和51年度末総定員の

0.8% 4年間で3.2%に相当する数を削減する計画であるとのことでありますが、この閣議決定に当っては、文部省と行政管理庁との間で概ね次のような了解が成立しているとのことであります。

記

- (1) 新設医科大学等国立学校の定員の一部分については総定員法との関連で何らかの措置を講ずる。
- (2) 上記の措置は、暫定措置であり、総定員法の下における国立学校定員の基本的な取扱いについては、今後引き続き両省間で検討する。
- (3) 昭和52年度以降の国立学校定員の削減目標数の算定に当っては、前回同様第4分類の職員（教官、看護婦等）については削減を課さないこととするとともに、その他の職種分類についても十分協議する。
- (4) 今後の社会的要請及び教育研究上の必要性に応じて国立学校の拡充整備を推進するに当っては、所要の増員措置を講ずる。

これに対して、国立大学協会としては、上記了解事項中特に2の「総定員法下における国立学校定員の基本的な取扱いの検討」については、その実現を重ねて要望するとともに、当面52年度分の定員削減については、既定第3次計画（最終年度分として各大学への割当済の数）への上積みは行わないよう要請しました。この点については文部省も弾力的に対応する旨の回答がありました。

以上ご連絡いたしますが、なおこの件に関しましては、来る8月19日に理事会を開催し協議することとしております。

定員削減問題について

（事務連絡第5）

昭和51年8月30日

国立大学協会

事務局長 丁子 尚

このことに関し、去る8月19日開催の理事会の決議により、文部省ならびに行政管理庁に対し、国立大学協会より申入れ書を提出し特段の配慮を強く要望いたしましたことは、8月19日付国立大協総第80号をもって既にご了承のところでありますが、その後行政管理庁においては、各省庁との具体的な折衝を終え、去る8月23日各省庁に対し割当数を内示するとともに、翌8月24日の閣議に附議してこれを正式に決定した趣であり、去る8月25日文部省井内官房長が林会長を訪ね（飯島第6常置委員長同席）、この旨報告がありました。

これによればその要旨は、

- (1) 去る8月19日の国立大学協会よりの申入れに対しては、文部省はもちろん行政管理庁においても十分これを尊重し努力する旨の内意を受けていること。
- (2) このたびの文部省削減目標数は、昭和52年度から始まる4年間に2,734名となっており、これは昭和51年度末文部省定員の2.29%に該当すること。
- (3) 上記(2)のうち国立学校定員に係る削減数は、2,568名（昭和51年度末国立学校定員の2.21%）であること。
- (4) 職種分類については、一部微調整が行われたが、基本的には前回と同じであること。
- (5) 年次割については、毎年度0.8%となっているが、国立学校定員については種々の関係もあり弾力的にこれを実施し、昭和52年度は

既定第3次計画への上積みを行わないよう、その方法等について関係方面と協議中であること。

これに対し、林会長よりこれまでの文部省の努力に対し謝意を表するとともに、今後引続いて根本的な検討を行うことならびに当面の措置についてこの上の配慮方を要請いたしました。

以上会長の命により、その後の経過を事務連絡いたします。

国立大学協会新規加入大学

長岡技術科学大学

〒940 長岡市西片貝町888 (長岡高専内)
0258 (36) 6120

学長(取扱) 齊藤信義

事務局長 朝日義之

豊橋技術科学大学

〒440 豊橋市八丁通2-16
0532 (55) 0111~4

学長 榊 米一郎

事務局長 小池良雄

高知医科大学

〒780 高知市朝倉1,000 (高知大学内)
0888 (44) 0111内216

学長 平木 潔

事務局長 大野昂明

佐賀医科大学

〒840 佐賀市本庄町1 (佐賀大学内)
09522 (4) 5191

学長 古川哲二

事務局長 越智 宏

大分医科大学

〒870-11 大分市大字旦野原700 (大分大学内)
0975 (65) 3311

学長 中塚正行

事務局長 高師嘉一

弔

国立大学協会前事務局長鶴田酒造雄氏略歴

鶴田酒造雄氏は明治35年1月8日山梨県に生まれ、昭和2年3月明治大学法学部を卒業し、同年9月内務省地方局に奉職され、その後名古屋医科大学、文部省大臣官房会計課各掛長等を経て、昭和25年5月東京大学事務局会計課長を命ぜられ、次いで同大学経理部長となり、昭和36年5月同大学事務局長に就任し、同41年1月東京大学を退官した。

また、同氏は昭和36年5月以来国立大学協会事務局長を兼ね、同41年1月東京大学退官後は専任の事務局長に就任し、昭和49年12月末まで在任した。その後同協会事務局参与となる。

その間四代にわたる同協会会長をたすけ、全国立大学の相互の連絡協力によりその振興をはかるため、学生の厚生補導、研究教育、管理運営等大学教育の全分野にわたる協会の諸活動の企画運営にあたっては、常に同氏が中心となって明敏練達の活躍により協会の発展に大きく寄与した。とくに専任事務局長として国立大学協会会館の建設、同協会会則の改正、諸規程の制定等協会の組織整備の充実をはかり、今日の基盤を確立した。なお国立学校特別会計制度の施行にあたりその推進につとめ、また大学革新の画期的な混乱期に大学の重要な諸問題等について、幾多の建議をするなど国立大学協会が今日の社会的地位を築いたことに貢献した功績は極めて大である。多年にわたりわが国の教育研究および学術の進展に寄与した功績により昭和47年4月勲三等瑞宝章を受く。さらにこのたび死去に際しとくに従四位に叙せられた。

そ の 他

学長等の異動について

○常置委員会委員の交代

大学名	旧	新
第5常置	都築 忠七 (一橋大)	細谷 千博 (同大)

○常置委員会専門委員の委嘱

第2常置 扇谷 尚 (大阪大学教授)

○特別委員会委員長の交代

委員会名	旧	新
教養課程	今西 錦司 (岐阜大)	飯島 宗一 (広島大)
図書館	川上 正光 (東工大)	今村 成和 (北海道大)

○特別委員会委員の交代

委員会名	旧	新
科学技術	相磯 和嘉 (千葉大)	川上 正光 (東工大)
入試調査	相磯 和嘉 (千葉大)	川上 正光 (東工大)
研究所	相磯 和嘉 (千葉大)	川上 正光 (東工大)
教職員厚生	相磯 和嘉 (千葉大)	川上 正光 (東工大)
〃	池田 数好 (九州大)	山岡 亮一 (高知大)
〃	渡辺 武男 (秋田大)	飯島 宗一 (広島大)

○特別委員会委員の委嘱

図書館(教員委員) 林 良平 (京大) 増淵 龍夫 (一橋大)
教養課程(〃) 久保 彰治 (東大)

○臨時委員、専門委員の解嘱

第2常置(専門委員) 小西 勇雄 (東教大)
図書館(臨時委員) 今井 功 (東大) 高木 暢哉
(専門委員) 吉田 震太郎 (東北大) 日高 八郎 (東大)
佐竹 大通 (東大)

○特別会計制度協議会委員の交代

旧	新
相磯 和嘉 (千葉大)	川上 正光 (東工大)

寄 贈 図 書

厚生補導 7月号 121号 (文部省)

同 8月号 122号 (同)

IDE (現代の高等教育) 9月号 No. 172 (民主教育協会)

国際交流 10 夏季号 (国際交流基金)

学校基本調査報告書 (高等教育機関) 昭和49年度 (文部省)

教育と情報 8月号 (文部省)

同 9月号 (同)

窓

牧場の開設にかける夢

今年の1月、わが岡山大学では、津高牧場の建設起工式を現地で行った。その時、私は松林に覆われた起伏の多い建設予定地をみて、あのメークリン農場の故事を思い起さずにはいられなかった。それは、農学の祖アルブレヒト・テューヤーが1804年ベルリンの北東、いまの東ドイツとポーランドとの国境の近くの沼沢地にメークリン農場を開設したことであった。彼はあえてこの場所を選んで、苦勞を重ねながらも農場の経営に励んだ。一方、各種の実験を試み遂には模範的な農場の建設と農科大学の設立に成功した。そればかりでなく、数々の研究の成果を世に発表して、農学の体系を確立した。

津高牧場は、わが岡山大学の西北約15キロの比較的近いところにあつて、吉備高原の南の端に位置し、標高200m前後の赤松の林を主とする近傍集落の部落有林であった。昭和50年の春、32haの牧場用地をここに取得し、肉用和牛の飼養を中心とする牧場開設の計画が進められることになったのである。われわれに与えられたこの用地は、従来の通念からは決して牧場として最適のものということではできない。その地力は必ずしも豊かとは思われず、用地内には傾斜度の強いところもあつてかなりの面積の林地を残さなければならない。

このような土地で環境の保全に考慮を払い、生態系に順応した資源の自給と循環を図りつつ、生産力を高めて食糧資源の最大限の抽出を達成することが、われわれの目標である。そして丁度テューヤーがメークリンの農場で行つたように、荒地に農場を建設しつつ、その間に学部の研究者の共同によつて、建設過程でぶつかるあらゆる問題を総合的に研究し、それをそのまま教育の対象にしようというのである。限られた土地で生態系循環を採り入れながら、牧場としての生産性を高めることには、予期しないいろいろの障害があると思われるが、農学が実用の学としての役割をもつ限り避けては通れない途であると思つている。

すでに第一期工事を終つた牧場には牧草が播かれ、周辺の農家が驚くほどの濃緑の草地となつて台風17号の豪雨にもよく耐え、ほとんど被害らしい土砂の流出を見なかつた。建設過程の研究については、特定研究費が認められてその事業が緒についているが、さらにこの牧場を一大学あるいは一学部の利用に限定せず、広く大学間の共同利用の場として利用すべきであると考へ、その方策を検討している。テューヤーの事蹟を振り返り、大学付属農場の新しい行き方を実地に展開することがわれわれの願ひでありまた夢である。

(岡山大学農学部 長 福田 稔)

●編集後記

- * 本号の特別寄稿や窓欄にもそれぞれの大学や諸先生のご配慮をいただいた。感謝申上げる。
- * 当協会鶴田前事務局長には去る10月9日急逝された。葬儀は同13日日本キリスト教団小田原教会でとり行われたが、国大協前会長大河内先生の参列、会長林先生や友人代表小林国立教育会館々長の弔辞などあり、心のこもった告別式であった。(C)

昭和51年11月10日 印刷
昭和51年11月15日 発行 (非売品)

会 報 第 74 号

編集兼
発行者

丁 子 尚

発行所

国立大学協会事務局

郵便番号 113

東京都文京区本郷7丁目3番1号
(東京大学構内)

電話 03 (812) 2111 内線 (3668・4450)

(直通) 03 (813) 0647